# 資 料 編

# 災害警戒区域に関する資料

#### 1.1 土砂災害警戒区域

#### 【令和4年現在】

	警戒区域			特別警戒区域				
	川辺	中津	美山	計	川辺	中津	美山	計
急傾斜地崩壊	291	173	264	728	287	171	261	719
地すべり	5	9	4	18	0	0	0	0
土石流	81	110	93	284	74	90	88	252
計	377	292	361	1,030	361	261	349	971

# 1.1.1 急傾斜地の崩壊

## (1) 川辺地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		江川	市井谷(I-990)	0
₩-1 00 F 0 F 00 F	和歌山県告示	中津川	中津川1(Ⅱ-4180)	0
平成20年6月20日	第 884 号	平川	森前田首(I-1001)	0
		山野	主郷(I-987)	0
		山野	東宮谷 2 (I-982)	0
		山野	山野市川1(I-3981)	0
亚出 红 年 2 日 12 日	和歌山県告示	和佐	中ノ瀬(Ⅱ-4255)	0
平成21年3月13日	第 294 号	和佐	和佐下和佐6(Ⅱ-4257)	0
		和佐	和佐下和佐7(Ⅱ-4258)	0
		和佐	中ノ瀬 2 (IV-5003)	0
	<b>1.司5.1.1目 仕 →</b>	平川	平川 4 (Ⅱ-4155)	0
平成24年5月25日	和歌山県告示	平川	平川 5 (Ⅱ-4157)	0
	第 615 号	和佐	志どし(I-994)	0
平成 28 年 10 月 4 日	和歌山県告示 第 1119 号	早藤	早藤 5(Ⅱ-4196)	0
		三百瀬	三百瀬(I-3968)	0
		三百瀬	三百瀬 2・三百瀬(I-3969)	0
		三百瀬	三百瀬 7(Ⅱ-4158)	0
		三百瀬	三百瀬8(Ⅱ-4159)	0
		三百瀬	三百瀬 3(Ⅱ-4161)	0
		三百瀬	三百瀬 4・三百瀬(Ⅱ-4167)	0
	<b>1.</b> □ □ □ □ □	三百瀬	三百瀬(10)・三百瀬(Ⅱ-4171)	0
平成29年11月7日	和歌山県告示	三百瀬	三百瀬 5(Ⅱ-4173)	0
	第 1400 号	三百瀬	三百瀬 6(Ⅱ-4291)	0
		三百瀬	三百瀬(101)(Ⅱ-50320)	0
		三百瀬	三百瀬(102)(Ⅱ-50321)	0
		三百瀬	三百瀬(103)(Ⅱ-50322)	0
		山野	山野市川6(Ⅱ-4281)	0
		山野	山野市川7(Ⅱ-4282)	0
		山野	山野市川8(Ⅱ-4283)	0
WH 00 K 1 I 00 I	和歌山県告示	早藤	早藤 2(Ⅱ-4188)	0
平成30年1月23日	第74号	早藤	早藤 3(Ⅱ-4189)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		早藤	早藤4(Ⅱ-4192)	0
		早藤	早藤(101) (I-50186)	0
		早藤	早藤(102) (Ⅱ-50323)	0
		早藤	早藤(103) (Ⅱ-50324)	0
		早藤	早藤(104) (Ⅱ-50325)	0
		伊藤川	伊藤川1(Ⅱ-4197)	0
		伊藤川	伊藤川2(Ⅱ-4198)	0
		伊藤川	伊藤川3(Ⅱ-4199)	0
		伊藤川	伊藤川4(Ⅱ-4200)	0
		伊藤川	伊藤川5(Ⅱ-4201)	0
		伊藤川	伊藤川6(Ⅱ-4202)	0
		伊藤川	伊藤川7(Ⅱ-4203)	0
		伊藤川	伊藤川8(Ⅱ-4205)	0
		伊藤川	伊藤川(101) (Ⅱ-50302)	0
		伊藤川	伊藤川(102) (Ⅱ-50303)	0
		伊藤川	伊藤川(103) (Ⅱ-50304)	0
		江川	高畑(I-989)	0
		江川	胡桃谷(I-991)	0
		江川	下江川 (I-992)	0
		江川	江川 (I-2282)	0
		江川	江川17 (Ⅲ-2593)	0
		江川	江川18 (Ⅲ-2594)	0
		江川	江川19(Ⅲ-2596)	0
		江川	江川 20 ( <b>III</b> -2599)	0
		江川	重家(I-3967)	0
		江川	江川 (I-3976)	0
		江川	江川2 (I-3977)	0
		江川	江川3 (I-3978)	0
		江川	江川下江川 (I-3979)	0
		江川	江川4 (I-3980)	0
		江川	和佐5 (Ⅱ-4248)	0
		江川	江川10 (Ⅱ-4250)	0
		江川	江川14(Ⅱ-4251)	0
		江川	和佐6 (Ⅱ-4252)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		江川	和佐7(Ⅱ-4253)	0
		江川	江川15(Ⅱ-4254)	0
		江川	江川16(Ⅱ-4256)	0
		江川	和佐下和佐8(Ⅱ-4260)	0
		江川	江川下江川4(Ⅱ-4261)	0
		江川	江川 5 (Ⅱ-4263)	0
		江川	江川6 (Ⅱ-4264)	0
		江川	江川7(Ⅱ-4265)	0
		江川	江川8 (Ⅱ-4266)	0
		江川	江川9 (Ⅱ-4267)	0
		江川	江川 11 (Ⅱ-4272)	0
		江川	江川 12 (Ⅱ-4274)	0
		江川	江川 13 (Ⅱ-4275)	0
		江川	江川(101) (Ⅱ-50259)	0
		江川	江川(102) (Ⅱ-50260)	0
		江川	江川(103) (Ⅱ-50261)	0
		江川	江川(104) (Ⅱ-50262)	0
		江川	江川(105) (Ⅱ-50263)	0
		早藤	玄子1 (Ⅱ-4190)	0
		早藤	玄子 2 (Ⅱ-4191)	0
		早藤	玄子 3 (Ⅱ-4193)	0
		早藤	玄子4 (Ⅱ-4195)	0
		早藤	早藤(105)(I-50211)	0
	和歌山県告示	早藤	早藤(106)(I-50212)	0
平成30年9月11日	第 1031 号	早藤	早藤(107)(Ⅱ-50435)	0
		早藤	早藤(108)(Ⅱ-50436)	
		早藤	早藤(109)(Ⅱ-50437)	0
		早藤	早藤(110)(Ⅱ-50438)	0
		早藤	早藤(111)(Ⅲ-50439)	0
		和佐	和佐(101)(Ⅱ-50444)	0
		平川	平川(I-999)	0
A	和歌山県告示	平川	平川 (I-1000)	0
令和1年6月25日	第 188 号	平川	下平川中 (I-3970)	0
		平川	平川吉子1(Ⅱ-4149)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		平川	平川吉子 2 (Ⅱ-4150)	0
		型川	平川 11(Ⅱ-4151)	0
		型川	平川2(Ⅱ-4152)	0
		平川	平川中平川(Ⅱ-4153)	0
		本川	平川3(Ⅱ-4154)	0
			後垣内西垣内・下平川中(Ⅱ-	
		平川	4163)	
		型川	平川6 (Ⅱ-4165)	0
		平川	平川8(Ⅱ-4174)	0
		平川	平川9(Ⅱ-4176)	0
		平川	早藤1(Ⅱ-4182)	0
		平川	平川1(Ⅱ-4268)	0
		平川	平川 10(Ⅱ-4293)	0
		平川	平川 (101) (I-50228)	0
		平川	平川 (102) (I-50229)	0
		平川	平川 (103) (I-50230)	0
		平川	平川 (104) (I-50231)	0
		平川	平川 (105) (Ⅱ-50526)	0
		平川	平川 (106) (Ⅱ-50527)	0
		平川	平川 (107) (Ⅱ-50528)	0
		平川	平川 (108) (Ⅱ-50529)	0
		平川	平川 (109) (Ⅱ-50530)	0
		平川	平川 (110) (Ⅱ-50531)	0
		平川	平川 (111) (Ⅱ-50532)	0
		平川	平川 (112) (Ⅱ-50533)	0
		平川	平川 (113) (Ⅱ-50534)	0
		平川	平川 (114) (Ⅱ-50535)	0
		山野	留馬場(I-983)	0
		山野	向山野 (I-984)	0
		山野	上五味 (I-985)	0
		山野	三津ノ川(I-1003)	0
		山野	岡本2 (I-2165)	0
		山野	山野西(I-2166)	
		山野	山野大滝川11(Ⅲ-2588)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		山野	山野大滝川1(I-3974)	0
		山野	山野大滝川 2 (I −3975)	0
		. I . m=	山野三津川1・三津ノ川(Ⅱ-	
		山野	4221)	0
		, I , HIZ	山野三津川2・三津ノ川(Ⅱ-	
		山野	4222)	0
		山野	山野 2(Ⅱ-4223)	0
		山野	山野三津川3(Ⅱ-4224)	0
		山野	山野大滝川 9(Ⅱ-4230)	0
		山野	四十垣内(Ⅱ-4231)	0
		山野	山野大滝川10(Ⅱ-4232)	0
		山野	三津ノ川(Ⅱ-4233)	0
		山野	山野4(Ⅱ-4234)	0
		山野	山野大滝川 3(Ⅱ-4235)	0
		山野	山野大滝川4(Ⅱ-4236)	0
		山野	山野大滝川 5(Ⅱ-4237)	0
		山野	山野大滝川6(Ⅱ-4238)	0
		山野	山野 5(Ⅱ-4241)	0
		山野	山野 6 (Ⅱ-4242)	0
		山野	山野7(Ⅱ-4244)	0
		山野	山野西(Ⅱ-4259)	0
		山野	山野市川 16(Ⅱ-4276)	0
		山野	山野市川 17(Ⅱ-4277)	0
		山野	山野市川 3(Ⅱ-4278)	0
		山野	山野市川4(Ⅱ-4279)	0
		山野	山野市川 5 (Ⅱ-4280)	0
		山野	山野市川 15(Ⅱ-4285)	0
		山野	山野市川 10(Ⅱ-4286)	0
		山野	山野市川 11(Ⅱ-4287)	0
		山野	山野市川 12(Ⅱ-4288)	0
		山野	山野三津川4(Ⅱ-4297)	0
		山野	山野(101)(I-50217)	0
		山野	山野(111)(I-50219)	0
		山野	山野(112)(I-50220)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		山野	山野(113)(I-50221)	0
		山野	山野(114)(I-50222)	0
		山野	山野(102)(Ⅱ-50480)	0
		山野	山野(103)(Ⅱ-50481)	0
		山野	山野(104)(Ⅱ-50482)	0
		山野	山野(105)(Ⅱ-50483)	0
		山野	山野(106)(Ⅱ-50484)	0
		山野	山野(107)(Ⅱ-50485)	0
		山野	山野(108)(Ⅱ-50486)	0
		山野	山野(109)(Ⅱ-50487)	0
		山野	山野(110)(Ⅱ-50488)	0
		山野	山野(115)(Ⅱ-50503)	0
		山野	山野(116)(Ⅱ-50504)	0
		山野	山野(117)(Ⅱ-50505)	0
		山野	山野(118)(Ⅱ-50506)	0
		山野	山野(119)(Ⅲ-50507)	0
		山野	山野(120)(Ⅱ-50508)	0
		山野	山野(121)(Ⅱ-50509)	0
		鐘巻	鐘巻(I-3972)	0
		鐘巻	鐘巻(103)(I-50260)	0
		鐘巻	鐘巻(101)(Ⅱ-50699)	
		鐘巻	鐘巻(102)(Ⅱ-50700)	0
		土生	土生 2 (Ⅱ-4204)	0
		土生	土生 3 (Ⅱ-4206)	0
		土生	土生 4 (Ⅱ-4207)	0
	和歌山県告示	土生	土生 5 (Ⅱ-4208)	0
令和2年4月24日	第 624 号	土生	土生 6 (Ⅱ-4212)	0
		小熊	滝ノ谷(I-1010)	0
		小熊	上ノ裏(I-2169)	0
		小熊	小熊 6(Ⅱ-4209)	0
		小熊	小熊 3(Ⅱ-4210)	0
		小熊	北畑(Ⅱ-4213)	0
		和佐	和佐(I-993)	0
		和佐	岡原(I −1004)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		和佐	和佐 13(Ⅲ-2592)	0
		和佐	江川下江川 2 (Ⅲ-2597)	0
		和佐	和佐上和佐1(Ⅱ-4214)	0
		和佐	和佐上和佐2(Ⅱ-4215)	0
		和佐	和佐上和佐3(Ⅱ-4219)	0
		和佐	和佐2(II-4227)	0
		和佐	和佐3 (Ⅱ-4228)	0
		和佐	和佐下和佐2(Ⅱ-4243)	0
		和佐	和佐下和佐3(Ⅱ-4245)	0
		和佐	和佐下和佐4(Ⅱ-4246)	0
		和佐	和佐下和佐5(Ⅱ-4249)	0
		和佐	和佐8 (Ⅱ-4262)	0
		和佐	和佐9(II-4269)	0
		和佐	和佐下和佐9(Ⅱ-4270)	0
		和佐	和佐10 (Ⅱ-4271)	0
		和佐	和佐11(Ⅱ-4273)	0
		和佐	和佐 12(Ⅱ-4298)	0
		松瀬	松瀬 2 (I-995)	0
		中津川	中津川(I-9003)	0
		中津川	中津川(101)(Ⅱ-50757)	0
		中津川	中津川(102)(Ⅱ-50758)	0
		千津川	千津川9(Ⅲ-2586)	0
		千津川	千津川1(Ⅱ-4156)	0
		千津川	千津川2(Ⅱ-4160)	0
		千津川	千津川3(Ⅱ-4170)	0
A	和歌山県告示	千津川	千津川 5 (Ⅱ-4186)	0
令和2年7月7日	第 953 号	千津川	千津川6(Ⅱ-4187)	0
		千津川	寺間谷(Ⅱ-4194)	0
		千津川	千津川8(Ⅱ-4294)	0
		千津川	千津川7(Ⅱ-4295)	0
		千津川	千津川(101)(Ⅱ-50691)	0
		千津川	千津川(102)(Ⅱ-50692)	0
		千津川	千津川(103)(II-50755)	0
		千津川	千津川(104)(Ⅱ-50756)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		土生	土生(101)(Ⅱ-50777)	0
		土生	土生(102)(Ⅱ-50778)	0
		小熊	小熊(101)(I-50264)	0
		小熊	小熊(102)(I-50265)	0
		小熊	小熊(103)(I-50266)	0
		小熊	小熊(104)(I-50267)	0
		小熊	小熊(105)(Ⅱ-50779)	0
		小熊	小熊(106)(Ⅱ-50780)	0
		小熊	小熊(107)(Ⅱ-50781)	
		小熊	小熊(108)(Ⅱ-50782)	0
		入野	入野(2) (I-1007)	0
		入野	入野 (I-1008)	0
		入野	入野下入野(Ⅱ-4216)	0
		入野	入野 3(Ⅱ-4217)	0
		入野	入野4(Ⅱ-4218)	0
		入野	入野(101)(I-50262)	0
		入野	入野(102)(I-50263)	0
		入野	入野(103)(Ⅱ-50771)	0
		入野	入野(104)(Ⅱ-50772)	0
		入野	入野(105)(Ⅱ-50773)	0
		入野	入野(106)(Ⅱ-50774)	0
		入野	入野(107)(Ⅱ-50775)	0
		入野	入野(108)(Ⅱ-50776)	0
		若野	若野(I-2283)	0
		若野	若野(101)(Ⅱ-50735)	0
		若野	若野(102)(Ⅱ-50736)	0
		玄子	野上寺畑(I-1005)	0
		玄子	下玄子(I-1006)	0
		玄子	玄子(101)(I-50259)	0
		玄子	玄子 (102) (Ⅱ-50732)	0
		玄子	玄子 (103) (Ⅱ-50733)	0
		玄子	玄子(104)(Ⅱ-50734)	0
		早藤	早藤(112)(Ⅱ-50698)	0
		蛇尾	蛇尾東蛇尾 2 (Ⅱ-4164)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		蛇尾	蛇尾西蛇尾2(Ⅱ-4175)	0
		蛇尾	蛇尾東蛇尾 5(Ⅱ-4179)	0
		蛇尾	蛇尾(105)(I-50246)	0
		蛇尾	蛇尾(101)(Ⅱ-50693)	0
		蛇尾	蛇尾(102)(Ⅱ-50694)	0
		蛇尾	蛇尾(103)(Ⅱ-50695)	0
		蛇尾	蛇尾(104)(Ⅱ-50696)	0
		蛇尾	蛇尾(106)(Ⅱ-50697)	0
		藤野川	東谷口(I-998)	0
		藤野川	藤野川(I-3971)	0
		藤野川	森ノ口(Ⅱ-4178)	0
		藤野川	藤野川1(Ⅱ-4184)	0
		藤野川	藤野川2(Ⅱ-4185)	0
		和佐	和佐(105)(I-50261)	0
		和佐	和佐(102)(Ⅱ-50760)	0
		和佐	和佐(103)(Ⅱ-50761)	0
		和佐	和佐(104)(Ⅱ-50762)	0
		和佐	和佐(106)(Ⅱ-50763)	0
		和佐	和佐(107)(Ⅱ-50764)	0
		和佐	和佐(108)(Ⅱ-50765)	0
		和佐	和佐(109)(Ⅱ-50766)	0
		和佐	和佐(110)(Ⅱ-50767)	0
		和佐	和佐(111)(Ⅱ-50768)	0
		和佐	和佐(112)(Ⅱ-50769)	0
		和佐	和佐(113)(Ⅱ-50770)	0

#### (2) 中津地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		三十井川	三十井川 (I-2286)	0
		三十井川	三十井川1(Ⅱ-4299)	0
平成 18 年 10 月 13	和歌山県告示	三十井川	三十井川2(Ⅱ-4300)	0
日	第 1204 号	三十井川	三十井川 3 (Ⅱ-4301)	0
		三十井川	三十井川4(Ⅱ-4304)	0
		三十井川	三十井川 5 (Ⅱ-4306)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		三十井川	三十井川6(Ⅱ-4314)	0
		大又	大又11(Ⅱ-4390)	0
	<b>1.司日</b>	大又	大又 12(Ⅱ-4391)	0
平成21年3月13日	和歌山県告示	大又	大又 14 (IV-5004)	0
	第 294 号	大又	大又 15 (IV-5005)	0
		坂野川	坂野川7(Ⅱ-4372)	0
T. No. 47 - 11 05 11	和歌山県告示	坂野川	畑ヶ瀬(I-2285)	0
平成24年5月25日	第 615 号	坂野川	坂野川8(Ⅱ-4373)	0
		姉子	姉子 1 ( I -1046)	0
		姉子	姉子 2 ( I -3986)	0
		姉子	姉子1(Ⅱ-4320)	0
		姉子	姉子 2(Ⅱ-4323)	0
		姉子	姉子 3 (Ⅱ-4324)	0
		姉子	姉子4(Ⅱ-4326)	0
		高津尾	西原(I-1021)	0
		高津尾	西原 3 (Ⅱ-4336)	0
		高津尾	大江(Ⅱ-4333)	0
		高津尾	蕨平(I-1029)	0
		田尻	田尻(I-1040)	0
		田尻	田尻 1 (Ⅱ-4363)	0
	和歌山県告示	田尻	田尻 2(Ⅱ-4364)	0
平成24年5月29日	第 631 号	原日浦	平岩(I-1049)	0
		原日浦	原日浦平岩 1 (I-3984)	0
		船津	船津小津茂 2 (Ⅱ-4349)	0
		船津	船津小津茂1(Ⅱ-4343)	0
		船津	小津茂( I −1014)	0
		船津	船津下滝本 3 ( I -3991①)	0
		船津	船津下滝本3(I-3991②)	0
		船津	下滝本(I-1016)	0
		船津	船津下滝本1(I-3987)	0
		船津	船津下滝本 2 ( I −3988)	0
		船津	船津上滝本(I-3990)	0
		船津	上滝本(I-1018)	0
		船津	船津上滝本(Ⅱ-4346)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		船津	船津坂本 2(Ⅱ-4354)	0
		船津	坂本1(I-1011)	0
		船津	船津坂本1(Ⅱ-4347)	0
		船津	岡本1(I-1013)	0
		船津	船津岡本1(上段)(Ⅱ-4341(上段))	
		船津	船津岡本1(下段)(Ⅱ-4341(下段))	0
		船津	船津岡本2(Ⅱ-4344)	0
		三佐	三佐 1 ( I -1038)	0
		三佐	三佐 2 ( I -3995)	0
		三佐	三佐1(Ⅱ-4369)	0
		三佐	三佐 2 (Ⅱ-4379)	0
		坂野川	坂野川(I-1035)	0
		坂野川	坂野川 2・坂野川(I-3992)	0
	和歌山県告示	坂野川	坂野川 3・坂野川(I-3993)	0
平成 28 年 10 月 4 日	第 1119 号	坂野川	坂野川5(Ⅱ-4365)	0
		坂野川	坂野川6(Ⅱ-4366)	0
		坂野川	坂野川1・坂野川(Ⅱ-4371)	0
		船津	船津岡本4(Ⅲ-2609)	0
		船津	船津(101) (I-50187)	0
		船津	船津(102) (I-50188)	0
		船津	船津(103) (Ⅱ-50326)	0
		船津	船津(104) (Ⅱ-50327)	0
		船津	船津(105) (Ⅱ-50328)	0
		高津尾	本郷(I-1022)	0
		高津尾	広瀬(I-1024)	0
平成 30 年 1 月 23 日	和歌山県告示	高津尾	滝尻(I−1025)	0
	第74号	高津尾	尾曽(I-1028)	0
		高津尾	中木(I-1030)	0
		高津尾	伊佐ノ川(I-2289)	0
		高津尾	高津尾八軒道1(Ⅱ-4307)	0
		高津尾	高津尾八軒道2(Ⅱ-4309)	0
		高津尾	高津尾八軒道 3(Ⅱ-4310)	0
		高津尾	高津尾八軒道4(Ⅱ-4311)	0
		高津尾	高津尾伊佐の川1(Ⅱ-4312)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		高津尾	高津尾伊佐の川2(Ⅱ-4313)	0
		高津尾	高津尾伊佐の川3(Ⅱ-4315)	0
		高津尾	高津尾伊佐の川4(Ⅱ-4316)	0
		高津尾	高津尾伊佐の川5(Ⅱ-4317)	0
		高津尾	高津尾伊佐の川6(Ⅱ-4318)	0
		高津尾	高津尾伊佐の川7(Ⅱ-4319)	0
		高津尾	高津尾広瀬1(Ⅱ-4327)	0
		高津尾	高津尾広瀬 2(Ⅱ-4329)	0
		高津尾	高津尾広瀬 3 (Ⅱ-4330)	0
		高津尾	高津尾広瀬4(Ⅱ-4332)	0
		高津尾	高津尾本郷(Ⅱ-4335)	0
		高津尾	高津尾小原(Ⅱ-4340)	0
		高津尾	高津尾尾曽1(Ⅱ-4342)	0
		高津尾	高津尾尾曽 2(Ⅱ-4345)	0
		高津尾	高津尾尾曽 3(Ⅱ-4348)	0
		高津尾	高津尾中木(Ⅱ-4350)	0
		高津尾	八軒道(Ⅱ-4376)	0
		高津尾	高津尾(101) (I-50190)	0
		高津尾	高津尾(102) (I-50191)	0
		高津尾	高津尾(103) (I-50192)	0
		高津尾	高津尾(104) (I-50193)	0
		   高津尾	高津尾(105) (I-50194)	0
		高津尾	高津尾(106) (I-50195)	0
		高津尾	高津尾(107) (I-50196)	0
		高津尾	高津尾(110) (I-50197)	0
		高津尾	高津尾(111) (I-50198)	0
		高津尾	高津尾(108) (Ⅱ-50330)	0
		高津尾	高津尾(109) (Ⅱ-50331)	0
		高津尾	高津尾(112) (Ⅱ-50332)	0
		高津尾	高津尾(113) (Ⅱ-50333)	0
		高津尾	高津尾(114) (Ⅱ-50334)	0
		高津尾	高津尾(115) (Ⅱ-50335)	0
		高津尾	高津尾(116) (Ⅱ-50336)	0
		高津尾	高津尾(117) (Ⅱ-50337)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		高津尾	高津尾(118) (Ⅱ-50338)	0
		高津尾	高津尾(119) (Ⅱ-50339)	0
		高津尾	高津尾(120) (Ⅱ-50340)	0
		三十木	三十木2(Ⅱ-4325)	0
		三十木	三十木(101) (Ⅱ-50305)	0
		三十木	三十木(102) (Ⅱ-50306)	0
		老星	老星3(Ⅲ-2619)	0
		老星	下老星(Ⅱ-4367)	0
		老星	下老星(Ⅱ-4368)	0
		老星	下老星(Ⅱ-4370)	0
		老星	老星2・老星(Ⅱ-4375)	0
		老星	上老星(Ⅱ-4377)	0
		老星	上老星(Ⅱ-4378)	0
		老星	老星(101) (Ⅱ-50329)	
	和歌山県告示	船津	船津(106)(Ⅱ-50440)	0
		三十木	三十木(I-1045)	0
		原日浦	原日浦平岩 2(I-3985)	0
平成30年9月11日		原日浦	原日浦(101)(Ⅱ-50441)	0
	第 1031 号	原日浦	原日浦(102)(Ⅱ-50442)	0
		原日浦	原日浦(103)(Ⅱ-50443)	0
		佐井	佐井(I-1031)	0
		西原	西原1(II-4328)	0
		西原	西原 2(Ⅱ-4331)	0
		西原	西原(101) (Ⅱ-50550)	0
		佐井	佐井新田 1 (I-1033)	0
		佐井	佐井1(Ⅱ-4353)	0
		佐井	佐井2(II-4355)	0
令和1年8月20日	和歌山県告示	佐井	佐井新田 2(Ⅱ-4357)	0
	第 378 号	佐井	佐井新田 3(Ⅱ-4358)	0
		佐井	佐井(101)(Ⅱ-50597)	0
		佐井	佐井(102)(Ⅱ-50598)	0
		小釜本	小釜本(I-1041)	0
		小釜本	小釜本8(Ⅲ-2615)	0
		小釜本	長子 (I-3994)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		小釜本	小釜本 2(Ⅱ-4352)	0
		小釜本	小釜本4(Ⅱ-4359)	0
		小釜本	小釜本5(Ⅱ-4360)	0
		小釜本	小釜本6(II-4361)	0
		小釜本	小釜本(101)(Ⅱ-50596)	0
		高津尾川	高津尾川1(Ⅱ-4302)	0
		高津尾川	高津尾川 2(Ⅱ-4303)	0
		高津尾川	高津尾川 3(Ⅱ-4305)	0
		高津尾川	高津尾川4(Ⅱ-4308)	0
		原日浦	原日浦(I-1048)	0
	<b>1. 可1日 止 一</b>	原日浦	原日浦1(Ⅱ-4321)	0
令和1年9月24日	和歌山県告示	下田原	下田原 1 (I-1042)	0
	第 500 号	下田原	下田原 2 (I-3989)	0
		下田原	下田原(Ⅱ-4339)	0
		上田原	上田原(I-1044)	0
		上田原	上田原1(Ⅱ-4334)	0
		上田原	上田原 2・上田原(Ⅱ-4337)	0
		上田原	上田原(101)(II-50623)	0
		大又	老星(Ⅱ-4374)	0
		大又	大又1(II-4380)	0
		大又	大又2(II-4381)	0
		大又	大又 3 (Ⅱ-4382)	0
		大又	大又4(II-4383)	0
^T-0F-5-1-5-1	和歌山県告示	大又	大又(II-4384)	0
令和2年7月7日	第 953 号	大又	大又6 (Ⅱ-4385)	0
		大又	大又7(II-4386)	0
		大又	大又8 (Ⅱ-4387)	0
		大又	大又9(II-4388)	0
		大又	大又 10(Ⅱ-4389)	0
		大又	大又(101)(II-50731)	0
令和2年10月6日	和歌山県告示 第1289号	原日浦	原日浦 2(Ⅱ-4322)	0

#### (3) 美山地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
平成 20 年 6 月 20 日		熊野川	熊野川1(Ⅱ-4509)	0
	4n可4.1.1目 什 一.	熊野川	熊野川2(Ⅱ-4513)	0
	和歌山県告示	熊野川	熊野川3(Ⅱ-4519)	0
	第 884 号	熊野川	熊野川4(Ⅱ-4520)	0
		初湯川	笠松(I-1075)	0
T-101 / T 0   T 10   T	和歌山県告示	浅間	浅間 2 (I -3999)	0
平成21年3月13日	第 294 号	皆瀬	鳥居原(I-1052)	0
		寒川	寒川 9 ( I -50001)	0
		寒川	寒川 7 ( I -50002)	0
		寒川	寒川 14 ( I -50008)	0
		寒川	寒川 17 ( I -50011)	0
		寒川	寒川 23 ( I -50017)	0
		寒川	寒川 30(Ⅱ-50001)	0
		寒川	寒川 10(Ⅱ-50002)	0
		寒川	寒川 13(Ⅱ-50003)	0
		寒川	寒川8(Ⅱ-50004)	0
		寒川	寒川 11(Ⅱ-50005)	0
		寒川	寒川 12(Ⅱ-50006)	0
		寒川	寒川 31 (Ⅱ-50007)	0
<b>亚+</b> 20 <b>+</b> 0 <b>-</b> 0 <b>-</b> 0 <b>-</b> 0	和歌山県告示	寒川	寒川 32(Ⅱ-50008)	0
平成23年9月2日	第 972 号	寒川	寒川 15(Ⅱ-50009)	0
		寒川	寒川 16(Ⅱ-50010)	0
		寒川	寒川 18(Ⅱ-50012)	0
		寒川	寒川 19(Ⅱ-50013)	0
		寒川	寒川 20(Ⅱ-50014)	0
		寒川	寒川 21 (Ⅱ-50015)	0
		寒川	寒川 22(Ⅱ-50016)	0
		寒川	寒川 24(Ⅱ-50018)	0
		寒川	寒川 25(Ⅱ-50019)	0
		寒川	寒川 26(Ⅱ-50020)	0
		寒川	寒川 27 (Ⅱ-50021)	0
		寒川	寒川 28 (Ⅱ-50022)	0
		寒川	寒川 29 (Ⅱ-50023)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		寒川	寒川 33(Ⅱ-50024)	0
		寒川	寒川 34(Ⅱ-50025)	0
		寒川	寒川上小薮川1(Ⅱ-4499)	0
		寒川	寒川上西ノ谷4(Ⅱ-4502)	0
		寒川	寒川上小薮川2(Ⅱ-4503)	0
		寒川	小薮垣内(Ⅱ-4504)	0
		寒川	西ノ谷(Ⅱ-4506)	0
		寒川	寒川下板 1 (Ⅱ-4510)	0
		寒川	寒川上板1(Ⅱ-4511)	0
		寒川	寒川 2 (Ⅲ-2634)	0
		寒川	寒川滝ノ上5(Ⅲ-2635)	0
		寒川	寒川滝ノ上6(Ⅲ-2636)	0
		寒川	寒川上西ノ川 4 (Ⅲ-2637)	0
		寒川	寒川上西ノ川 7 (Ⅲ-2638)	0
		寒川	寒川上西ノ川8(Ⅲ-2640)	0
		寒川	寒川朔日(Ⅲ-2645)	0
		寒川	寒川 4 (Ⅲ-2649)	0
		寒川	寒川 5 (Ⅲ-2650)	0
		寒川	寒川 6 (Ⅲ-2651)	0
		寒川	寒川高野上(Ⅲ-2654)	0
		寒川	寒川上長志(Ⅲ-2655)	0
		初湯川	坂本3(I-1079)	0
平成 24 年 5 月 25 日	和歌山県告示	初湯川	堂浦(Ⅱ-4461)	0
	第 615 号	皆瀬	皆瀬・露谷(I-1055)	0
		寒川	西ノ川(I-1088)	0
		寒川	ヲソ越エ(I-1093)	0
		寒川	梅原(I-1096)	0
		寒川	土居(IV-5006)	0
平成 24 年 5 月 29 日	和歌山県告示	寒川	ハザノ谷・硲ノ谷(2)(I-1098)	0
	第 631 号	寒川	蛇原(I-1099)	0
		寒川	平野(I-1101)	0
		寒川	上平1(I-1102)	0
		寒川	曽ワ垣内(I-1103)	0
		寒川	寒川土居・硲ノ谷(1)( I-4002)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		寒川	/]>]  (Ⅱ-4394)	0
		寒川	寒川滝ノ上1(Ⅱ-4441)	0
		寒川	寒川滝ノ上2(Ⅱ-4442)	0
		寒川	寒川滝ノ上3(Ⅱ-4444)	0
		寒川	寒川上西ノ川1(Ⅱ-4446)	0
		寒川	東谷(Ⅱ-4450)	0
		寒川	寒川朔日1(Ⅱ-4453)	0
		寒川	寒川上西ノ川 2(Ⅱ-4454)	0
		寒川	朔日(Ⅱ-4457)	0
		寒川	寒川朔日 2(Ⅱ-4460)	0
		寒川	寒川朔日 3(Ⅱ-4463)	0
		寒川	寒川朔日 4(Ⅱ-4468)	0
		寒川	寒川上西ノ川3(Ⅱ-4472)	0
		寒川	寒川朔日 5(Ⅱ-4475)	0
		寒川	寒川下西ノ川1(Ⅱ-4476)	0
		寒川	寒川中村1(Ⅱ-4478)	0
		寒川	寒川西ノ谷1(Ⅱ-4479)	0
		寒川	寒川西ノ谷 2(Ⅱ-4480)	0
		寒川	寒川西ノ谷3(Ⅱ-4481)	0
		寒川	寒川中村 2(Ⅱ-4483)	0
		寒川	寒川下西ノ川 2(Ⅱ-4484)	0
		寒川	寒川中村 3 (Ⅱ-4485)	0
		寒川	寒川中村 4(Ⅱ-4486)	0
		寒川	寒川中村 5 (Ⅱ-4487)	0
		寒川	寒川下西ノ川 3 (Ⅱ-4488)	0
		寒川	寒川下西ノ川 4 (Ⅱ-4489)	0
		寒川	寒川中村6(Ⅱ-4490)	0
		寒川	寒川下西ノ川 5(Ⅱ-4491)	0
		寒川	寒川中村7(Ⅱ-4494)	0
		寒川	小棚垣内(Ⅱ-4497)	0
		寒川	中村(Ⅱ-4498)	0
		寒川	寒川下板 3(Ⅱ-4545)	0
		寒川	寒川滝ノ上4(Ⅲ-2630)	0
		寒川	寒川1(Ⅲ-2633)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		寒川	高野下1(Ⅱ-4512)	0
		寒川	高野下 2(Ⅱ-4514)	0
		寒川	高野1(Ⅱ-4515)	0
		寒川	下小薮川1(Ⅱ-4517)	0
		寒川	下小薮川 2(Ⅱ-4518)	0
		寒川	下長志1(Ⅱ-4522)	0
		寒川	下板 2(Ⅱ-4523)	0
		寒川	高野下 3(Ⅱ-4524)	0
		寒川	下長志 2(Ⅱ-4526)	0
		寒川	下長志 3(Ⅱ-4527)	0
		寒川	上板 2(Ⅱ-4528)	0
		寒川	下長志 4(Ⅱ-4529)	0
		寒川	上板 3 (Ⅱ-4530)	0
		寒川	下長志 5(Ⅱ-4534)	0
		寒川	上長志1(Ⅱ-4538)	0
		寒川	上長志 2(Ⅱ-4539)	0
		寒川	上長志 3(Ⅱ-4540)	0
		寒川	下西ノ川6(Ⅱ-4542)	0
平成 28 年 10 月 4 日	和歌山県告示第1119号	初湯川	愛口 (I-1073)	0
		皆瀬	大津呂(I-1054)	0
		皆瀬	堂ノ前・霧谷(I-1056)	0
		皆瀬	下郷原(I−1058)	0
		皆瀬	北谷 2 (I-1065)	0
		皆瀬	梅坂(I-1066)	0
		皆瀬	下越方(I-1069)	0
平成28年11月22日	和歌山県告示	皆瀬	阿田木 (I-3997)	0
	第 1321 号	皆瀬	皆瀬打尾(I-3998)	0
		皆瀬	露谷(Ⅱ-4424)	0
		皆瀬	皆瀬・下郷原(Ⅱ-4427)	0
		皆瀬	阿田木1・阿田木 (Ⅱ-4430)	0
		皆瀬	皆瀬打尾 2(Ⅱ-4458)	0
		皆瀬	皆瀬(101) (Ⅱ-50252)	0
平成29年11月7日	和歌山県告示	川原河	川原河 1 (I -1053)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
	第 1400 号	川原河	川原河 2 (I-3996)	0
		川原河	川原河(Ⅱ-4432)	0
		川原河	皆瀬打尾1(Ⅱ-4451)	0
		上初湯川	追谷(I-1078)	0
		上初湯川	橋渡(I-1080)	0
		上初湯川	門 (I-1081)	0
		上初湯川	橋渡(I-1084)	0
		上初湯川	垣内原(I-1085)	0
		上初湯川	和田1 (I-1087)	0
		上初湯川	上初湯川葛谷3(Ⅲ-2621)	0
		上初湯川	上初湯川葛谷4(Ⅲ-2622)	0
		上初湯川	上初湯川針(Ⅱ-4393)	0
		上初湯川	中谷(II-4396)	0
		上初湯川	上初湯川中庄1(Ⅱ-4397)	0
		上初湯川	上初湯川中庄 2 (Ⅱ-4398)	0
		上初湯川	上初湯川中庄 3 (Ⅱ-4399)	0
		上初湯川	上初湯川中庄 4 (Ⅱ-4400)	0
	·	上初湯川	上初湯川中庄7(Ⅱ-4401)	0
平成 30 年 1 月 23 日	和歌山県告示	上初湯川	上初湯川中庄 5 (Ⅱ-4402)	0
	第74号	上初湯川	上初湯川中庄 6 (Ⅱ-4403)	0
		上初湯川	上初湯川1(Ⅱ-4404)	0
		上初湯川	上初湯川 2(Ⅱ-4405)	0
		上初湯川	上初湯川葛谷1(Ⅱ-4406)	
		上初湯川 上初湯川葛谷2(Ⅱ-440)	上初湯川葛谷2(Ⅱ-4407)	0
		上初湯川	上初湯川岡田1(Ⅱ-4411)	0
		上初湯川	葛谷(Ⅱ-4412)	0
		上初湯川	上初湯川岡田 2 (Ⅱ-4413)	0
		上初湯川	入谷(Ⅱ-4414)	0
		上初湯川	上初湯川岡田3(Ⅱ-4417)	0
		上初湯川	上初湯川妹尾 2 (Ⅱ-4433)	0
		上初湯川	上初湯川妹尾 3 (Ⅱ-4435)	0
		上初湯川	上初湯川(101) (I-50199)	0
		上初湯川	上初湯川(102) (I-50200)	0
		上初湯川	上初湯川(103)(Ⅱ-50341)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		上初湯川	上初湯川(104)(Ⅱ-50342)	
		上初湯川	上初湯川(105)(Ⅱ-50343)	0
		上初湯川	上初湯川(106)(Ⅱ-50344)	0
		上初湯川	上初湯川(107) (Ⅱ-50345)	
		上初湯川	上初湯川(108) (Ⅱ-50346)	
		初湯川	片串(I-1076)	0
		初湯川	初湯川猪谷(Ⅲ-2643)	0
		初湯川	初湯川笠松(Ⅲ-2653)	0
		初湯川	初湯川塔ノ島1(Ⅱ-4426)	0
		初湯川	初湯川塔ノ島 2(Ⅱ-4428)	0
		初湯川	初湯川佐々木1(Ⅱ-4437)	0
		初湯川	初湯川佐々木 2(Ⅱ-4440)	0
		初湯川	初湯川佐々木3(Ⅱ-4443)	0
		初湯川	初湯川佐々木4(Ⅱ-4445)	0
		初湯川	初湯川佐々木5(Ⅱ-4447)	0
		初湯川	初湯川佐々木6(Ⅱ-4448)	0
		初湯川	初湯川初湯川1(Ⅱ-4449)	0
		初湯川	初湯川初湯川2(Ⅱ-4452)	0
		初湯川	初湯川猪谷1(Ⅱ-4455)	0
令和1年8月20日	和歌山県告示	初湯川	初湯川猪谷2(Ⅱ-4456)	0
	第 378 号	初湯川	初湯川猪谷3(Ⅱ-4462)	0
		初湯川	初湯川片串1(Ⅱ-4464)	0
		初湯川	初湯川片串 2(Ⅱ-4467)	0
		初湯川	初湯川猪谷4(Ⅱ-4470)	0
		初湯川	初湯川猪谷 5(Ⅱ-4471)	0
		初湯川	初湯川猪谷6(Ⅱ-4474)	0
		初湯川	初湯川猪谷7(Ⅱ-4477)	0
		初湯川	初湯川平2(Ⅱ-4493)	0
		初湯川	初湯川愛口 2(Ⅱ-4495)	0
		初湯川	初湯川愛口3(Ⅱ-4500)	0
		初湯川	初湯川笠松1(Ⅱ-4501)	0
		初湯川	初湯川笠松 2(Ⅱ-4505)	0
		初湯川	大門(II-4508)	0
		初湯川	初湯川笠松 3(Ⅱ-4516)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名(箇所番号)	特別警戒区域
		初湯川	初湯川笠松 4(Ⅱ-4525)	0
		初湯川	初湯川1(Ⅱ-4543)	0
		初湯川	初湯川2(Ⅱ-4544)	0
		初湯川	初湯川(101)(I-50234)	0
		初湯川	初湯川(102)(Ⅱ-50582)	0
		初湯川	初湯川(103)(Ⅱ-50583)	0
		初湯川	初湯川(104)(Ⅱ-50584)	0
		初湯川	初湯川(105)(Ⅱ-50585)	0
		初湯川	初湯川(106)(Ⅱ-50586)	0
		初湯川	初湯川(107)(Ⅱ-50587)	0
		初湯川	初湯川(108)(Ⅱ-50588)	0
		初湯川	初湯川(109)(Ⅱ-50589)	0
		初湯川	初湯川(110)(Ⅱ-50590)	0
		愛川	西1 (I-1060)	0
		愛川	李 (I-1061)	0
		愛川	北林 (I-1062)	0
		愛川	李 (I-1063)	0
		愛川	愛川李1(Ⅱ-4408)	0
		愛川	愛川李 2(Ⅱ-4409)	0
		愛川	愛川李 3(Ⅱ-4410)	0
		愛川	愛川李4(Ⅱ-4415)	0
		愛川	愛川李5・西 (3) (Ⅱ-4416)	0
		愛川	愛川木滝 1・西(1)(Ⅱ-4418)	0
		愛川	愛川木滝 2(Ⅱ-4419)	0
		愛川	木滝(Ⅱ-4420)	0
		愛川	愛川木滝 3(Ⅱ-4421)	0
		愛川	愛川1(Ⅱ-4425)	0
		愛川	田ノ上 (Ⅱ-4431)	0
		愛川	愛川李6(Ⅱ-4434)	0
		愛川	愛川愛川1(Ⅱ-4436)	0
		愛川	愛川2(Ⅱ-4438)	0
		愛川	愛川愛川 2(Ⅱ-4439)	0
		愛川	愛川(101)(Ⅱ-50599)	0
		愛川	愛川(102)(Ⅱ-50600)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		川原河	浅間 1 ( I -1067)	0
		上越方	上越方1(Ⅱ-4465)	0
		浅間	上越方(I-1068)	0
		浅間	浅間 3(Ⅱ-4459)	0
		浅間	上越方 2(Ⅱ-4466)	0
		浅間	浅間 4(Ⅱ-4469)	0
		浅間	浅間(102)(Ⅱ-50621)	0
		熊野川	中垣内前 1・中垣内前 2(I- 1070)	0
		熊野川	中切レ (1) ・中切レ2 (I- 1071)	0
		熊野川	上の段1(I-1072)	0
		熊野川	皆瀬下越方(I-4001)	0
	和歌山県告示第 645 号	熊野川	熊野川上ノ段1(I-4004)	0
<u> </u>		熊野川	熊野川上ノ段 2 (I-4005)	0
令和1年11月5日		熊野川	熊野川5・中切レ(2)(Ⅱ-4521)	0
		熊野川	熊野川上ノ段3(Ⅱ-4531)	0
		熊野川	滝頭(Ⅱ-4532)	0
		熊野川	熊野川上ノ段4(Ⅱ-4533)	0
		熊野川	熊野川友渕 3(Ⅱ-4537)	0
		熊野川	熊野川友渕4(Ⅱ-4541)	0
		熊野川	上の段(II-9002)	0
		熊野川	熊野川(101)(Ⅲ-50622)	0
		滝頭	熊野川中垣内前(I-4000)	0
		滝頭	滝頭 3 (I −4003)	0
		皆瀬	浅間(101)(Ⅱ-50620)	0
		弥谷	弥谷(I-1050)	0
		弥谷	弥谷(Ⅲ-2627)	0
		弥谷	弥谷 2(Ⅱ-4423)	0
		弥谷	弥谷(101)(Ⅱ-50544)	0

## 1.1.2 地すべり

## (1) 川辺地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
亚出 90 年 4 日 19 日	和歌山県告示	> <b>⊤</b> 111	ΣΤΙΙ (44C)	
平成29年4月18日	第 561 号	江川	江川(446)	
平成 29 年 12 月 19	和歌山県告示	山野	観音峠 (444)	
日	第 1521 号	山野	炭屋谷(445)	
令和2年4月24日	和歌山県告示	土生	土生 (348)	
<b> </b>	第 622 号	平川	地頭の鼻(71)	

#### (2) 中津地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
平成23年9月2日	和歌山県告示第 972 号	高津尾	早稲田(65)	
平成 25 年 8 月 2 日	和歌山県告示 第 1001 号	船津	下滝本(69)	
平成 28 年 3 月 11 日	和歌山県告示第 232 号	船津	間野(68)	
	11111111111111111111111111111111111111	船津	硲 (67)	
平成 29 年 4 月 18 日	和歌山県告示	船津	坂本 (70)	
	第 561 号	老星	上坂本 (64)	
平成 29 年 12 月 19 日	和歌山県告示 第 1521 号	三十木	芝の上 (62)	
AT-0F 4 F 04 F	和歌山県告示	西原	谷口 (66)	
令和2年4月24日	第 622 号	上田原	宮の前 (63)	

#### (3) 美山地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
平成 23 年 9 月 2 日	和歌山県告示	寒川	下長志(58)	
平成 23 平 9 月 2 日	第 972 号	巻川	「	
T-4 00 F 0 F 0 F	和歌山県告示	初湯川	佐々木(59)	
平成 26 年 3 月 24 日	第 319 号	初湯川	片串(60)	
亚比 20 年 12 日 10 日	和歌山県告示	熊野川	上ノ段 (61)	
平成 29 年 12 月 19 日	第 1521 号	八八十	工/权(01)	

## 1.1.3 土石流

## (1) 川辺地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		平川	日高川右支渓(5-384-1-009)	0
平成20年6月20日	和歌山県告示	平川	日高川右支渓(5-384-1-010)	
十成20年0月20日	第 884 号	平川	日高川右支渓(5-384-2-008)	0
		山野	大滝川右支渓(5-384-1-033)	0
	手n或山頂 生二	山野	大滝川右支渓(5-384-2-036)	
平成21年3月13日	和歌山県告示 第 294 号	山野	大滝川右支渓(5-384-2-037)	0
	<del>/// 234</del> //	平川	日高川右支渓(5-384-2-010)	0
		伊藤川	伊藤川左支渓(5-384-2-021)	0
		江川	江川右支渓(5-384-1-026-1)	0
		江川	江川右支渓(5-384-1-026-2)	0
亚什么东西里。日	和歌山県告示	山野	江川右支渓(5-384-1-027)	0
平成23年9月2日	第 972 号	山野	岡の谷(5-384-2-044)	0
		入野	数珠の谷川(5-392-4-001)	
		平川	日高川右支渓(5-384-1-011)	0
		平川	日高川右支渓(5-384-2-009)	0
	和歌山県告示 第 1400 号	三百瀬	日高川左支渓(5-384-1-019)	0
		三百瀬	日高川左支渓(5-384-2-016)	0
平成29年11月7日		三百瀬	日高川左支渓(5-384-2-017)	0
		三百瀬	花尻川(5-384-2-018)	0
		三百瀬	日高川左支渓(5-384-2-019)	0
		早藤	日高川右支渓(5-384-1-008)	0
		早藤	沖野川左支渓(5-384-2-007)	0
		伊藤川	伊藤川右支渓(5-384-1-020)	0
		伊藤川	伊藤川右支渓(5-384-1-021)	0
		伊藤川	伊藤川右支渓(5-384-1-022)	0
T-1 00 F 1 F 00 F	和歌山県告示	伊藤川	伊藤川左支渓(5-384-1-023)	0
平成30年1月23日	第74号	伊藤川	伊藤川左支渓(5-384-2-022)	0
		江川	江川右支渓(5-384-1-025)	0
		江川	江川左支渓(5-384-1-034)	0
		江川	江川左支渓(5-384-1-035)	0
		江川	江川左支渓(5-384-1-036)	0
		江川	江川右支渓(5-384-2-026)	

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		江川	江川右支渓(5-384-2-027)	0
		江川	江川右支渓(5-384-2-028)	0
		江川	江川右支渓(5-384-2-030)	0
		江川	江川左支渓(5-384-2-040)	0
		江川	江川左支渓(5-384-2-050)	0
		江川	江川左支渓(5-384-2-051)	0
		平川	室河川(5-384-1-012)	0
		平川	室河川左支渓(5-384-1-013)	0
		平川	古池谷(5-384-1-014)	0
		平川	日高川右支渓(5-384-2-011)	0
		平川	日高川右支渓(5-384-2-013)	0
		平川	日高川右支渓(5-384-2-014)	0
		山野	江川右支渓(5-384-1-028)	
		山野	江川支渓(5-384-1-030)	0
		山野	江川支渓(5-384-1-031)	0
		山野	笹の谷(5-384-1-032)	0
	和歌山県告示	山野	江川支渓(5-384-2-031)	0
令和1年6月25日	第 188 号	山野	江川支渓(5-384-2-032)	0
		山野	江川支渓(5-384-2-033)	0
		山野	江川支渓(5-384-2-034)	0
		山野	大滝川支渓(5-384-2-035)	0
		山野	大滝川支渓(5-384-2-038)	0
		山野	猪内川支渓(5-384-2-041)	0
		山野	猪内川支渓(5-384-2-042)	0
		山野	猪内川支渓(5-384-2-045)	0
		山野	猪内川支渓(5-384-2-046)	0
		山野	猪内川支渓(5-384-2-047)	0
		山野	猪内川支渓(5-384-2-048)	0
		鐘巻	北吉田川左支溪(5-384-1-001)	0
		土生	矢田川右支渓(5-384-1-004)	0
	和歌山県告示	土生	矢田川右支渓(5-384-1-005)	0
令和2年4月24日	第 624 号	土生	矢田川右支渓(5-384-2-002)	0
		和佐	日高川支渓(5-384-1-024)	0
		 和佐	日高川支渓(5-384-2-023)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		和佐	日高川支渓(5-384-2-024)	0
		和佐	日高川支渓(5-384-2-025)	0
		千津川	土生川 (5-384-1-003-1)	0
		千津川	土生川 (5-384-1-003-2)	0
		千津川	土生川 (5-384-1-003-3)	
	和歌山県告示 第 953 号	千津川	土生川左支渓(5-384-2-004)	
		玄子	栗の谷(5-384-1-006)	0
令和2年7月7日		玄子	日高川右支渓(5-384-2-003)	0
		蛇尾	日高川右支渓(5-384-2-005)	0
		蛇尾	日高川右支渓(5-384-2-006)	0
		藤野川	藤野川右支渓(5-384-1-015)	0
		藤野川	藤野川右支渓(5-384-1-016)	0
		藤野川	藤野川左支渓(5-384-2-015)	0
令和4年5月10日	和歌山県告示	伊藤川	堂の向谷川(5-384-2-020)	0
77114 平 5 万 10 口	第 621 号	プが深ノコ	至v기円付/川 (3 304-2-020)	O

#### (2) 中津地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		三十井川	芦谷(5-385-1-027)	0
		三十井川	大股谷川(5-385-1-028)	0
		三十井川	前谷(5-385-2-025)	0
平成 18 年 10 月 13	和歌山県告示	三十井川	瀧の谷(5-385-2-026)	0
日	第 1204 号	三十井川	三十井川(5-385-2-027)	0
		三十井川	支渓(5-385-2-028)	0
		三十井川	みの谷(5-385-2-029)	0
		三十井川	だいご谷 (5-385-2-030)	0
	和歌山県告示	三十木	庵の谷(5-385-2-034)	0
		高津尾	日高川右支渓(5-385-1-012)	0
平成23年9月2日		船津	森の谷(5-385-1-005)	0
	第 972 号	船津	森の谷(5-385-1-005)	0
		老星	老星谷(5-385-2-041)	0
	4. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	高津尾	左支渓(5-385-1-010)	0
平成24年3月27日	和歌山県告示 第 286 号	高津尾	支渓(5-385-2-058)	
	<b> </b>	高津尾	支渓(5-385-2-059)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		田尻	左支渓(5-385-1-033)	0
		田尻	田首谷(5-385-2-040)	0
		西原	右支渓(5-385-1-007)	
		船津	支渓(5-385-1-001)	0
		船津	支渓(5-385-1-002)	
		船津	右支渓(5-385-1-003)	0
		船津	岩の谷(5-385-1-004)	
		船津	森の谷(5-385-1-005)	0
		船津	滝本谷(5-385-1-006)	0
		船津	左支渓(5-385-1-041)	0
		船津	支渓(5-385-1-042)	0
		船津	左支渓(5-385-1-043)	
		船津	滝谷(5-385-1-044)	0
		船津	大谷(5-385-1-045)	0
		船津	小谷(5-385-1-046)	0
		船津	西の谷(5-385-2-001)	0
		船津	右支渓(5-385-2-002)	0
		船津	井の関谷(5-385-2-003)	0
		船津	井の関谷(5-385-2-004)	0
		船津	支渓(5-385-2-060)	0
		船津	支渓(5-385-2-061)	
		船津	支渓(5-385-2-062)	
		船津	支渓(5-385-2-063)	0
		三佐	弥谷川(5-385-1-034)	
		三佐	石の谷川(5-385-1-035)	0
		三佐	奥の谷川(5-385-1-036)	
		三佐	久保ノ谷(5-385-1-037)	
	和歌山県告示	姉子	東株井谷左支渓(5-385-1-025)	0
平成24年5月29日	第 631 号	姉子	支渓(5-385-1-026)	0
		坂野川	日高川右支渓(5-385-1-020)	0
	和歌山県告示	坂野川	岩垣内谷川(5-385-1-021)	-
平成 28 年 10 月 4 日	第1119号	坂野川	日高川右支渓(5-385-1-022)	0
		坂野川	倉谷 (5-385-2-018)	0
平成29年11月7日		高津尾	高津尾川左支渓(5-385-1-011)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		高津尾	尾曽谷(5-385-1-013)	0
		高津尾	あし谷(5-385-1-014)	
		高津尾	日高川右支渓(5-385-1-015)	0
		高津尾	日高川右支渓(5-385-1-016)	0
		高津尾	日高川右支渓(5-385-1-017)	0
		高津尾	日高川左支渓(5-385-1-040)	0
		高津尾	伊佐の川左支渓(5-385-2-005)	0
		高津尾	うるし谷 (5-385-2-006)	0
		高津尾	中の峪谷(5-385-2-007)	0
	和歌山県告示	高津尾	伊佐の川右支渓(5-385-2-008)	0
	第 1400 号	高津尾	伊佐の川右支渓(5-385-2-009)	0
		高津尾	八軒道谷(5-385-2-010)	0
		高津尾	棒木谷(5-385-2-011)	0
		高津尾	大谷 (5-385-2-012)	0
		高津尾	井の谷川(5-385-2-013)	
		高津尾	内の谷(5-385-2-014)	
		高津尾		0
		高津尾	中木谷 (5-385-2-016)	0
		高津尾	日高川右支渓(5-385-2-017)	0
		高津尾	日高川左支渓(5-385-2-057)	0
		三十木	土井谷 (5-385-2-035)	0
		老星	小屋口谷(5-385-2-042)	0
		老星	日高川左支渓(5-385-2-050)	0
平成 30 年 1 月 23 日	和歌山県告示	老星	日高川左支渓(5-385-2-051)	0
	第74号	老星	日高川左支渓(5-385-2-052)	0
		老星	日高川左支渓(5-385-2-053)	0
		老星	日高川左支渓(5-385-2-054)	0
		原日浦	紺屋谷 (5-385-1-031)	0
	和歌山県告示	原日浦	平岩谷(5-385-2-032)	0
平成30年9月11日	第 1031 号	原日浦	坂の谷(5-385-2-033)	0
		原日浦	日高川右支渓(5-385-2-905)	0
		西原	岩の谷(5-385-1-008)	
令和1年8月20日	和歌山県告示	西原	伊佐の川右支渓(5-385-1-009)	0
	第 378 号	佐井	日高川右支渓(5-385-1-018)	

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		佐井	風呂の谷(5-385-1-039)	0
		佐井	日高川左支渓(5-385-2-055)	0
		佐井	露谷(5-385-2-056)	
		小釜本	日高川右支渓(5-385-1-023)	0
		小釜本	日高川右支渓(5-385-1-024)	0
		小釜本	日高川右支渓(5-385-2-019)	
		小釜本	日高川右支渓(5-385-2-020)	0
		小釜本	鈴井谷(5-385-2-021)	
		小釜本	日高川右支渓(5-385-2-022)	
		小釜本	日高川右支渓(5-385-2-023)	0
		小釜本	日高川右支渓(5-385-2-024)	0
		下田原	日高川左支渓(5-385-1-032)	0
	和歌山県生二	上田原	日高川左支渓(5-385-2-036)	0
令和1年9月24日	第 500 号	上田原	東谷(5-385-2-037)	
		上田原	日高川左支渓(5-385-2-038)	0
		上田原	宮の谷(5-385-2-039)	0
		大又	津々の川(5-385-1-038)	0
		大又	大又谷川右支渓(5-385-2-043)	0
		大又	大又谷川右支渓(5-385-2-044- 1)	0
令和2年7月7日	和歌山県告示	大又	大又谷川右支渓(5-385-2-044- 2)	0
	第 953 号	大又	大又谷川右支渓(5-385-2-045)	0
		大又	大又谷川左支渓(5-385-2-046)	0
		大又	大又谷川左支渓(5-385-2-047)	0
		大又	大又谷川左支渓(5-385-2-048)	0
		大又	大又谷川左支渓(5-385-2-049)	0
	<b>五□</b> □□□ - □	原日浦	西の谷(5-385-1-029)	0
令和2年10月6日	和歌山県告示	原日浦	井戸谷(5-385-1-030)	0
	第 1289 号	原日浦	原の谷(5-385-2-031)	0
				1

#### (3) 美山地域

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
平成 20 年 6 月 20 日	和歌山県告示	熊野川	日高川右支渓(5-386-2-007)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名(箇所番号)	特別警戒区域
	第 884 号	熊野川	日高川右支渓(5-386-2-008)	0
		熊野川	日高川右支渓(5-386-2-009)	0
		熊野川	日高川右支渓(5-386-2-010)	
		皆瀬	加門谷(5-386-1-001-1)	
		皆瀬	加門谷(5-386-1-001-2)	0
		皆瀬	堂の谷(5-386-1-002)	0
		寒川	西の川右支渓(5-392-2-0001)	0
		寒川	西の川右支渓(5-392-2-0002)	0
		寒川	朔日川右支渓(5-392-2-0003)	0
		寒川	朔日川左支渓(5-392-2-0004)	0
	<i>1</i>	寒川	朔日川右支渓(5-392-2-0005)	0
平成23年9月2日	和歌山県告示	寒川	硲/谷(5-392-2-0006)	0
	第 972 号	寒川	小藪川右支渓(5-392-2-0007)	0
		寒川	小藪川右支渓(5-392-2-0008)	0
		寒川	西の川左支渓(5-392-2-0009)	0
		寒川	西の川左支渓(5-392-2-0010)	0
		寒川	小藪川右支渓(5-392-2-0011)	0
	和歌山県告示第 631 号	寒川	寒川右支渓(5-386-1-014)	0
		寒川	朔日川左支渓(5-386-1-015)	0
		寒川	木戸の串谷(5-386-1-016)	0
		寒川	西の川右支渓(5-386-2-035)	0
		寒川	西の川右支渓(5-386-2-036)	0
		寒川	西の川左支渓(5-386-2-037-1)	0
		寒川	西の川左支渓(5-386-2-037-2)	0
		寒川	朔日川右支渓(5-386-2-038)	0
平成24年5月29日		寒川	朔日川右支渓(5-386-2-039)	0
		寒川	朔日川右支渓(5-386-2-040)	0
		寒川	朔日川右支渓(5-386-2-041)	0
		寒川	朔日川左支渓(5-386-2-042)	0
		寒川	小薮川右支渓(5-386-2-043)	0
		寒川	小薮川右支渓(5-386-2-044)	0
		寒川	小薮川右支渓(5-386-2-045-1)	0
		寒川	小薮川右支渓(5-386-2-045-2)	0
		寒川	板谷(5-386-2-046)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		寒川	小薮川左支渓(5-386-2-047)	0
		寒川	日高川左支渓(5-386-2-048)	0
		寒川	日高川左支渓(5-386-2-049)	0
T-200 K 10 D 4 D	和歌山県告示	初湯川 猪谷東谷川 (5-386-1-013-1)		0
平成 28 年 10 月 4 日	第1119号	初湯川	猪谷東谷川(5-386-1-013-2)	0
		皆瀬	露谷(5-386-1-003)	0
		皆瀬	日高川右支渓(5-386-1-004-1)	0
		皆瀬	日高川右支渓(5-386-1-004-2)	0
		皆瀬	日高川右支渓(5-386-1-004-3)	0
平成 28 年 11 月 22	和歌山県告示	皆瀬	梅坂谷(5-386-1-005)	
日	第 1321 号	<b></b> 皆瀬	池の谷(5-386-1-007)	0
		皆瀬	日高川右支渓(5-386-2-002)	0
			コン谷(5-386-2-003)	0
		<b></b> 皆瀬	日高川右支渓(5-386-2-004)	0
		 皆瀬	日高川右支渓(5-386-2-005)	0
平成 29 年 11 月 7 日		川原河	日高川左支渓(5-386-1-021)	0
	和歌山県告示	川原河	日高川左支渓(5-386-1-022)	0
	第 1400 号	川原河	日高川左支渓(5-386-1-023)	0
		川原河	日高川左支渓(5-386-1-901)	0
		上初湯川	葛谷(5-386-2-022)	0
		上初湯川	井戸の谷(5-386-2-023)	0
		上初湯川	初湯川右支渓(5-386-2-024)	0
	和歌山県告示	上初湯川	初湯川左支渓(5-386-2-025)	0
平成 30 年 1 月 23 日	第74号	上初湯川	初湯川左支渓(5-386-2-026)	0
		上初湯川	初湯川左支渓(5-386-2-027)	0
		上初湯川	初湯川右支渓(5-386-2-028)	0
		上初湯川	中谷(5-386-2-052)	0
	和歌山県告示第 378 号	初湯川	初湯川左支渓(5-386-1-009)	0
		初湯川	初湯川左支渓(5-386-1-010)	0
		初湯川	猪谷川右支渓(5-386-1-011)	0
令和1年8月20日		初湯川	日高川右支渓(5-386-2-011)	
		初湯川	初湯川右支渓(5-386-2-021)	0
		初湯川	初湯川左支渓(5-386-2-029)	0
		初湯川	初湯川左支渓(5-386-2-030)	0

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
		初湯川	初湯川左支渓(5-386-2-031)	0
		初湯川	初湯川左支渓(5-386-2-032)	0
		初湯川	猪谷川右支渓(5-386-2-033)	0
		初湯川	猪谷川左支渓(5-386-2-034-1)	0
		初湯川	猪谷川左支渓(5-386-2-034-2)	0
		愛川	愛川右支渓(5-386-1-008)	0
		愛川	愛川右支渓(5-386-2-013)	0
		愛川	愛川左支渓(5-386-2-014)	0
		愛川	奥谷(5-386-2-015)	0
		愛川	鍛冶屋谷(5-386-2-016)	0
		愛川	木地屋谷(5-386-2-017)	0
		愛川	愛川左支渓(5-386-2-018)	
		愛川	愛川左支渓(5-386-2-019)	0
		愛川	愛川左支渓(5-386-2-020-1)	0
		愛川	愛川左支渓(5-386-2-020-2)	0
		浅間	田上谷(5-386-1-019)	0
		浅間	湯の谷(5-386-1-020)	0
		熊野川	日高川左支渓(5-386-1-017)	0
<b>△</b> 和1年11日日	和歌山県告示	熊野川	日高川左支渓(5-386-1-018)	0
令和1年11月5日	第 645 号	熊野川	日高川左支渓(5-386-2-050)	0
		熊野川	西の谷(5-386-2-051)	0
		皆瀬	日高川右支渓(5-386-2-006)	0
		弥谷	弥谷川右支渓(5-386-2-001)	0
令和2年7月7日	和歌山県告示 第 953 号	川原河	べ谷 (5-386-1-902)	0

# 気象観測施設に関する資料

#### 2.1 雨量観測所

# 2.1.1 テレメーターにより情報を収集する観測所

	• • •	, 1-0	)	O 170071171					
観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河北名	所轄 振興局	備考
	市町村	字						建設部	
御坊	御坊市	湯川明部	日高総合庁舎	和歌山県	日高振興局建設的職員	0738 24–2918	日高川	日高	テレメーター
川辺	日高川町	土生	日高川町役場	和歌山県	日高振興局建設的職員	0738 22–1700	日高川	日高	テレメーター
坂野川	日高川町	坂野川	畑ケ瀬集会場	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 24–2918	日高川	日高	テレメーター
山野	日高川町	山野	垣内十市宅横 真妻山山腹	和歌山県	日高振興局建設的職員	0738 24–2918	汩川	启	テレメーター
中津	日高川町	高津尾	日高川町役場 中津支所	和歌山県	日高振興局建設的職員	0738 23–9503	日高川	日高	テレメーター
三十木	日高川町	三十木	子十浦多目的施設	和歌山県	日高振興局建設的職員	0738 24–2918	日高川	日高	テレメーター
美山	日高川町	川原可	日高川町役場 美山支所	和歌山県	日高振興局建設的職員	0738 23–9505	旧副川	日高	テレメーター
寒川	日高川町	寒川	日高川町役場 美山支所 寒川出張所	和歌山県	日高展興局建設部職員	0738 24–2918	朔日川	福	テレメーター
小川	日高川町	寒川	椿山ダム 小川雨量局	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	福	テレメーター
椿山ダム	日高川町	初湯川	椿山ダム	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	福	テレメーター
龍神	田辺市	龍軵西	田辺市龍神行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0738 24–2918	日高川	西牟婁	テレメーター
安井	田辺市	龍軵安井	椿山ダム 安井雨量局	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	日高	テレメーター
三ツ又	田辺市	能 村三ツ 又	椿山ダム 三ツ又雨量局	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	日高	テレメーター

## 2.1.2 和歌山地方気象台所管の観測所

<b>安田田</b> 匠	任 宏	所 在 地		凯 卑 相 形	/# ±	
観測所	種類	市町村	字	設置場所	備考	
川辺	降水量、風、気温、日照時間	日高川町	和佐	かずべ天文公園	日高川	

# 2.1.3 その他の観測所

観測所	所在地		37 <del>521</del> 956	管理者	観測者	雪红采旦	河山夕	所 轄 振興局	備考
(現代)[7]	市町村	字	設置場所	官理自	観別自	電話番号	河川名	建設部	佣伤
御坊市消防本部	御坊市	湯川町財部	御坊市消坊本部	御坊市	消防署職員	0738 22-0800	日高川	日高	
御姉農林強課	御坊市	薗	御坊市役所	御姉	御坊市農林水産課職員	0738 23–5510	日高川	日高	
高津尾	日高川町	高津尾	関西電力(株) 高津尾事務所	関西電力	田辺水力センタ 一高津尾事務所 職員	0738 54-2405	日高川	日高	

# 2.2 水位観測所

# 2.2.1 テレメーターにより情報を収集する観測所

河川夕	河川名 観測所	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考	所管振興局
141/1/4	<b>年紀</b> 別7月	市町村	大字	以旦物的	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸	日生日	19亿尺/日	电帕钳力	VIII ~ 5	建設部
日高川	川原河	日高川町	皆瀬	川上橋右岸 上流100m	2. 50	3. 50	11.80	11. 90	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高
日高川	高津尾	日高川町	高津尾	新田橋橋脚	3. 50	4. 50	12. 40	11. 30	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高
日高川	川辺	日高川町	早藤	松瀬橋右岸	3.80	5. 00	10. 20	9. 50	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高
日高川	野口橋	御坊市	藤田町	野口橋橋脚	4.00	5. 50	13.00	13. 30	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高

## 2.3 地震観測施設

# 県防災企画課

NO	観測所	震度発表名称	震度計設置場所所在地	震度計の所管
35	川辺	日高川町土生	土生160 日高川町役場本庁敷地内	県
36	中津	日高川町高津尾	高津尾29 日高川町役場中津支所敷地内	県
37	美山	日高川町川原河	川原河264 日高川町保健福祉センター敷地内	県

# 水防に関する資料

# 3.1 重要水防箇所

# 知事管理河川

				重	要水防箇所			
番号	水系名	河川名	左右岸	市町村名	場所	延長m	重要度	備考
					下流 ~ 上流	, _, .		
日高-29	日高川	日高川	左	日高川町	江川合流点~上和佐 集会所前	1,000	A	
日高-30	日高川	日高川	右	日高川町	土生川合流点~小熊、 高速道路橋上流200m	900	В	
日高-31	日高川	江川	左	日高川町	JR橋~森屋橋	1,800	A	
日高-32	日高川	土生川	左	日高川町	日高川合流点〜一の 井橋	1, 500	В	
日高-33	日高川	土生川	右	日高川町	日高川合流点〜一の 井橋	1, 500	В	
日高-34	日高川	別所川	左	日高川町	日高川合流点~清水橋	200	В	
日高-35	日高川	別所川	右	日高川町	日高川合流点~清水橋	200	В	
日高-36	日高川	日高川	左	日高川町	畑ヶ瀬橋〜三佐奥の 谷川合流点	400	A	
日高-37	日高川	日高川	左	日高川町	長子橋~旧川中第一 小学校	350	A	
日高-38	日高川	日高川	左	日高川町	上田原橋~原日浦橋	2, 100	В	
日高-39	日高川	日高川	右	日高川町	新田橋~旧船着中学 校	350	A	

ो अ शास्त्र <del>।</del>	2 3 M. H. T.			想定被害
ため池番号	ため池名称	所在地	家屋数	公共施設等
303921008	大谷池	日高川町 千津川	1	
303921022	見川池	日高川町 千津川	6	
303921023	引谷池	日高川町 千津川	31	県道、下水処理場
303921026	市畑池	日高川町 千津川	5	
303921029	寺池 (鐘巻)	日高川町 鐘巻	52	JR
303921030	艾池	日高川町 鐘巻	52	JR
303921031	新艾池	日高川町 鐘巻	52	JR
303921035	横枕池 (鐘巻)	日高川町 鐘巻	0	
303921048	穴池	日高川町 土生	20	県道、役場、病院
303921049	新池 (土生)	日高川町 土生	9	
303921050	実満池	日高川町 小熊	10	JR
303921052	矢田大池	日高川町 小熊	73	県道、役場
303921053	弥谷池	日高川町 小熊	18	学校
303921055	別所谷池	日高川町 小熊	21	
303921056	西谷池	日高川町 小熊	5	JR
303921058	横垣大池	日高川町 入野	3	
303921060	白池	日高川町 入野	1	JR
303921066	内畑北池 (玄子)	日高川町 玄子	5	
303921078	藤谷奥池	日高川町 玄子	8	県道
303921086	打谷5号池	日高川町 玄子	1	県道
303921109	東山田口池	日高川町 早藤	3	
303921124	古久保池	日高川町 蛇尾	2	
303921135	古池(平川)	日高川町 平川	2	
303921139	硲間池	日高川町 平川	4	県道、集会場
303921140	刈畑池	日高川町 平川	3	
303921141	中西池	日高川町 三百瀬	10	
303921144	久恵田池	日高川町 三百瀬	4	
303921146	大池 (三百瀬)	日高川町 三百瀬	8	
303921148	新池 (三百瀬)	日高川町 三百瀬	1	
303921149	小池 (三百瀬)	日高川町 三百瀬	2	
303921158	神ノ川池	日高川町 山野		その他

よる神五日	4. 12. 11h to The	=r-+- lik		想定被害
ため池番号	ため池名称	所在地	家屋数	公共施設等
303921162	前田池	日高川町 江川	16	
303921164	宮池 (江川)	日高川町 江川	1	
303921165	越内池	日高川町 江川	1	
303921166	一橋池	日高川町 江川	5	
303921175	北岡谷後谷池	日高川町 和佐	4	
303921176	ど谷一番池	日高川町 和佐	5	町道
303921179	栗屋谷池	日高川町 和佐	17	JR
303921184	志ど志池	日高川町 和佐	5	
303921185	庵ノ谷池	日高川町 松瀬	6	
303922001	坂本(上)池	日高川町 船津	6	
303922002	大谷下池	日高川町 船津	6	
303922003	岡本池	日高川町 船津	1	
303922004	滝本池	日高川町 船津	7	県道
303922005	新田池	日高川町 高津尾	2	
303922007	加世谷池	日高川町 高津尾	2	
303922008	久保谷池	日高川町 佐井	3	
303922009	田井谷池	日高川町 佐井	1	
303922010	風呂の谷池	日高川町 佐井	24	
303922011	楠谷池	日高川町 佐井	5	
303922012	猪の谷池	日高川町 佐井	12	
303922013	柳瀬池	日高川町 坂野川	5	
303922018	長子池	日高川町 小釜本	2	
303923001	打尾ため池	日高川町 皆瀬	5	
303923002	竿本ため池	日高川町 熊野川	1	

# 3.3 水門・樋門・こう門の操作表

河川名	名 称	位 置	管理者	操作担当者	操作基準
日高川	別所川水門	左岸 日高川町和佐	和歌山県	和佐区長	日高川の水位が別所川の水 位より高くなった時閉門す る。
日高川	若野井堰	右岸 日高川町若野	日高川 土地改良区	堀江 才二	操作基準による。
日高川	小熊排水樋門	右岸日高川町小熊	小熊地区	小熊区長	日高川の水位が池田川の水 位より高くなった時閉門す る。

# 3.4 ダム・ポンプ場の操作表

河川名	名 称	位 置	管理者	操作責任者	操作基準
日高川	椿山ダム	日高川町初湯川	和歌山県知事	椿山ダム 管理事務所長	椿山ダム操作規則 による。
日高川	越方発電所(浅間堰堤)	日高川町浅間	関西電力(株)	関西電力(株)	浅間ダム管理規程 による。
日高川	新高津尾発電 所 (上田原堰堤)	日高川町上田原	関西電力(株)	関西電力(株)	水力設備保守業務所則指針による。
日高川	船津発電所 (船津堰堤)	日高川町船津	関西電力(株)	関西電力(株)	水力設備保守業務所則指針による。

# 3.5 主要備蓄資材

番号	河川名	水防倉庫名	位 置	袋 類 (枚)	むしろ (枚)	な わ (巻)	杭 (本 )	鉄 線 (kg)	掛 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水 防マット	備考
1	日高川	日高川町水防倉庫	日高川町土生	1,700		5	120		20	30			200	
2	日高川	高津尾消防水防倉庫	日高川町高津尾			12						2		
3	日高川	第6分団水防倉庫	日高川町川原河	20			10		1	2				
4	日高川	第7分団水防倉庫	日高川町初湯川	20			10		1	2				
5	朔日川	第8分団水防倉庫	日高川町寒川	20			10		1	2				

# 災害対策本部に関する資料

### 4.1 日高川町災害対策本部条例(平成17年5月1日条例第15号)

日高川町災害対策本部条例(平成17年5月1日条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、日高川町 災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。(部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めたときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策 副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。 附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

日高川町災害対策本部規則(平成17年5月1日規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規則は、日高川町災害対策本部条例(平成17年日高川町条例第15号)第5条の規定に基づき 日高川町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとす る。

(災害対策副本部長等)

- 第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長をもって充てる。
- 2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、教育長、総務課長、企画政策課長、住民課長、税務課長、保健福祉課長、上下水道課長、農業振興課長、林業振興課長、建設課長、議会事務局長、教育課長、農業委員会事務局長及び各支所長並びに災害対策本部長(以下「本部長」という。)が必要と認めた者をもって充てる。

(本部の会議)

第3条 災害に関する応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置き、本部長、副本部長及 び本部員をもって構成する。

(本部の組織)

第4条 本部に次の班を置く。

総務対策班

救助対策班

衛生対策班

上下水道対策班

産業・輸送対策班

土木対策班

文教対策班

支所駐在班

消防対策班

2 各班の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、事務分担者欄に掲げる者をもって充てる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長及び日高川町地域 防災計画の定めるところによる。

附則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月1日規則第9号)

- この規則は、平成19年7月1日から施行する。 附 則(平成23年12月26日規則第4号)
- この規則は、平成22年7月1日から施行する。 附 則 (平成25年10月1日規則第5号)
- この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 28 年 12 月 28 日規則第 23 号)
- この規則は、平成29年1月1日から施行する。

## 日高川町災害対策本部事務分担

	事務	分担者	
班名	班長	班員	事務分掌
総務対策班	総務課長	総企課議局 出務 画員会員 納軍政 事 室	(1) 庶務に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 防災会議その他関係機関、団体との連絡等に関すること。 (4) 職員の動員及び派遣に関すること。 (5) 警報等の伝達及び災害広報に関すること。 (6) 県との連絡及び調整に関すること。 (7) 被害状況の収集、記録及び報告に関すること。 (8) 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 (9) 消(水)防団及びその他団体の出動、応援の要請等に関すること。 (10) 他の市町村、県、自衛隊等への応援要請及び受入れに関すること。 (11) 庁舎等町施設の被害調査に関すること。 (12) 各班との連絡調整に関すること。 (13) 関係機関との情報連絡に関すること。 (14) り災証明の発行に関すること。 (15) 通信及び電力施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 (16) 交通機関の状況調査及び連絡調整に関すること。 (17) 災害写真の撮影に関すること。 (18) 前各号に掲げるもののほか、各班に属しない事項に関すること。
救助対策班		住稅稅出 保健 福祉	ア 避難及び救出に関すること。
策班	課長	課員	<ul> <li>(2) 社会福祉関係の救助対策に関すること。</li> <li>(3) 災害時の医療、助産、防疫に関すること。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること。</li> </ul>

上下水道対策班	上下水道課長	上下水道課員	<ul><li>(1) 水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li><li>(2) 災害時の給水に関すること。</li><li>(3) 各下水処理場の被害調査及び応急復旧に関すること。</li></ul>
産業・輸 送対策	企画政策 課長	企画政策課員	(1) 応急物資及び緊急輸送のための車両の確保並びに緊急輸送対策に関すること。
班		農業振興	(2) 燃料の確保及び配給に関すること。
		課員	(3) 応急輸送等の実施についての情報収集及び記録に関すること。
		林業振興	(4) 農林産物の災害対策及び被害調査に関すること。
		課員	(5) 農林業施設及び観光施設の被害調査に関すること。
		農業委員会	(6) 被害農林業者の経営指導に関すること。
		事務局員	(7) 応急用主要食料の需給対策に関すること。
			(8) 商工業の災害対策及び被害調査に関すること。
			(9) 前各号に掲げるもののほか、経済一般に関すること。
土木対	建設課長	建設課員	(1) 土木関係被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
策班			(2) 水防に関する応急措置及び資材の調達に関すること。
			(3) 建築物の被害及び被害宅地の調査に関すること。
			(4) 前3号に掲げるもののほか、土木関係の防災に関すること。
			(5) 地震被災建築物応急危険度判定及び被害宅地危険度判定に関するこ
			と。
文教対	教育課長	教育委員	(1) 小中学校の被害調査及び災害対策に関すること。
策班		会職員	(2) 災害時の応急教育及び避難等に関すること。
			(3) 教科書等の手配に関すること。
			(4) 学校、公民館等を被害住民の避難所とする場合の対策に関すること。
			(5) 社会教育施設及び文化財の被害調査並びに災害対策に関すること。
支所駐	支 所 長	支所職員	(1) 各支所の区域の被害状況の把握に関すること。
在班			(2) 本部への連絡及び各支所の区域の住民への災害広報に関すること。
			(3) 各支所の区域の救助活動に関すること。
消防対	消防団長	消防団員	(1) 消防の企画に関すること。
策班			(2) 被害対策に関すること。
			<ul><li>(3) 資材の確保調整に関すること。</li><li>(4) 在除区はの下鉄に関すること。</li></ul>
			(4) 危険区域の避難に関すること。
			(5) 罹災者の救出に関すること。
			(6) 前各号に掲げるもののほか、必要なこと。

# 情報の収集・伝達に関する資料

# 5.1 非常通信経路

区間	1	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	距離
日高川町(総務課)		АВ		日高川町役場 一…一…一	[申用] [地星] [相互]	··—··— 日高振興局 (総務県民課)	
→		В	4km	■玄子駐在所 ————	[警察]	——— 御坊警察署 (地域課)	0. 4km
		В	14km	日高広域消防事務組合一消防署中津出張所	[消救]	— 御坊市消防本部 (通信指令室)	0. 4km
日高川町		A		日高川町役場 —…—:	[専用][地星]	和歌山県庁 (防災企画課)	
(総務課) 和歌山県		В	4km	■玄子駐在所	[警察] (時間外	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	構内
		В	14km	日高広域消防事務組合一消防署中津出張所	[消救]	<ul><li>和歌山県庁</li><li>危機管理・消防</li></ul>	

様式1 被害状況即報

災害名     報告番号     (月日時現在)       災害名     報告番号     (月日時現在)       政告番号     (月日時現在)       政告番号     (日日時現在)       政告番号     (日日時現在)       政告番名     (日日時現在)       区分     (日日時現在)       大方不明者人     (日日時現在)       (日日時現在)     (日日時現在)       (日日時期日本)     (日日時期日本)       (日日時期日本) <t< th=""><th>害</th></t<>	害
第     報告番号       報告番号     (月日時現在)       報告番名     (日日時現在)       報告者名     (日日時現在)       区分     被害       人     死       有人     (日日時現在)       大     (日日時現在)       (日日時現在)     (日日時現在)       (日日時期在)     (日日時期在)       (日日時期日本)     (日日時期日本)       (日日時期日本)     (日日時期日本)       (日日時期日本)	
報告番号	
T	
Table   Ta	
T	
人のできる人のである。     者人のである。       付方不明者人の書のである。     重傷人のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	
た     有人       的     行方不明者 人       複     重     係       軽     人       全     壊       基     グ     防       清掃施設院所        業     世帯       人     大       電     話回線       電     気戸       ガス戸     ブロック塀等       ブロック塀等        被     株       大     株       大     株       大     株       大     株       大     株       大     大	
被害     重傷人       軽傷人     様       全壊     様       人     様       大     様       大     世帯       人     世帯       人     世帯       人     世帯       大     電       話回線       電     方       ブロック塀等     一       液     ボボー       大     ボボー       大     ボボー       大     ボボー       大     ボボー       ボボー     ブロック塀等       ボボー     ボボー       大     ボボー       大     ボボー       ボボー     ボボー       大     ボボー       ボボー     大       ボボー     ボボー       ボボー     ボボー       大     ボボー       ボボー     大       ボボー     ボボー       ボボー     ボボー       ステー     ブロック塀等       ボボー     ボボー       大     ボボー       ボボー     ボボー    <	
審     軽     傷     人       全     壊     世帯     人       人     機     世帯     世帯       人     世帯     世帯     世帯       人     世帯     力     ス       方     ブロック塀等     一       被     株     カ       本     世帯     人	
審     軽     傷     人       全     壊     世帯     人       人     機     世帯     世帯       人     世帯     世帯     世帯       人     世帯     力     ス       方     ブロック塀等     一       被     株     カ       本     世帯     人	
全     棟       全     壊       世帯     人       大     世帯       人     車       大     車       市     市       電     話       回線     車       市     ガ     ス       ブロック塀等     町       ブロック塀等     町       ブロック塀等     町       ボボ     人	
全 壊 帯     人       人     様       大     声電       高     所       大     電       京     様       一部破損     ボ       大     ブロック塀等 箇所       大     ボ       ボ     ボ       大     ボ       大     ボ       ボ     ボ       大     ボ       ボ     ボ       ボ     ボ       ボ     ボ       大     ボ       ボ     ボ	
A   様   様   様   様   様   様   様   様   様	
住     半     壊       人     電     話 回線       電     気 戸       ボ     ス 戸       ガ ス 戸       ブロック塀等 箇所       人       株       床 上 浸 水     帯       人	
(本)     (本)<	
(本)     (本)<	
一部破損     帯       大     ブロック塀等 箇所       株     株       床上浸水     帯       人	
被     人       (事)     (本)       (本)     (**)       (**)     (**)       (**)     (**)       (**)     (**)       (**) <t< td=""><td></td></t<>	
被     人       (事)     (本)       (本)     (**)       (**)     (**)       (**)     (**)       (**)     (**)       (**) <t< td=""><td></td></t<>	
事     床 上 浸 水     帯       人	
人	
人	
16 /// III 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
床下浸水帯り災者数人	
7± 1½ 1½ 1½	
非 公 共 建 物 棟     火災       企 共 建 物 棟     人災       企 会 の 他 棟	
住  家   その他  棟    ***   ***   その他  件	

		区	).	分		被	害				
公	<u> </u>	文 剨	牧 施	設	千円			災等			
農	林力	く産	業 施	設	千円			害の			
公	共	土 7	大 施	設	千円						
そ	の他	の生	<b>公共</b> 旅	拉設	千円			対設			
小				計	千円			策 置			
公共	共施討	设被害	市町	村数	団体			本状			
	農	業	被	害	千円			部 況			
そ	林	業	被	害	千円						
	畜	産	被	害	千円			災適			
の	水	産	被	害	千円			害用			
	商	エ	被	害	千円			救 助 状			
他								法 況			
	そ	0	カ	他	千円			消防」	職員出動延人数	人	
被	1	<u> </u>	総	額	千円			消防	団員出動延人数	人	

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

### 備

応急対策の状況

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・自主避難の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

考

- ・ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所)
- ・ボランティアの活動状況(受入の有無及び派遣の有無等)
- その他関連事項
- ※被害額は省略することができるものとする。

# 様式2 災害概況即報

								市	町	计				
								報	告 者 2	名				
555	(害名						-			号				
	CD/II						L		- н	<u> </u>				
	発生場所	î					発	生	日時		F.	月	時	分
災														
害														
0														
状														
況														
									全壊		棟	床上浸水		棟
	人 的	死 者		人	重傷	人	住	家	 半壊		棟	床下浸水		棟
Labo	被	不明		人	軽傷	人	被	害						
被		1 91			工网	/ \			一部破損		棟	未分類		棟
害														
0)														
状														
況														
	災害対	策本部	3 等											
応	設置		況											
急	K E	. 1/1	<i>V</i> L											
対														
策														
の														
状														
況														
70														

月

日

時

分

報告日時

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

		区		分		被害			区 分			被害		区	分			被害	対 応 措	置等	:
١.		死者	Í	1	人				全壊	30	箇所			農地	<u>t</u>	62	千円		町の防災体制	発令	解除
人的	行	方不	明	2	人		文教		半壊	31	箇所		農林	農業用	施設	63	千円				
被害	負佐	重	傷	3	人		施設		その他	32	箇所		水	林業用	施設	64	千円				
	負傷者	軽	傷	4	人		IIX		(計)	33	箇所		産業	<b>共ず 用施設</b>	農林	65	千円				
				5	棟			ш	流失、埋没	34	ha		施設	共可用施設	(水産)	66	千円				
		全域	i d	6	世帯		農	田	冠水	35	ha			(計)	)	67	千円		町の水防体制	発令	解除
				7	人		地被	畑	流失、埋没	36	ha		施土	道路	女	68	千円				
				8	棟		害	冮口	冠水	37	ha			橋りょ	こう	69	千円				
		半壉	i d	9	世帯				畦畔	38	箇所		設木	河川	1	70	千円				
住				10	人			_	一般休地	39	箇所			海岸	į.	71	千円		町災害対策本部	設置	
				11	棟		農	1	農業用施設	40	箇所			港湾	等	72	千円		可火音对水平。	解散	
	_	部砌	損	12	世帯		和水	ķ Ç	林業用施設	41	箇所			砂防	ち	73	十円				
				13	人		農材水産業旅設		期間 (農林)	42	箇所			漁港	ŧ	74	十田				
				14	棟		訍	Ę	<b>地利用搬</b> (水産)	43	箇所			(計)	)	75	千円		災の		
家	床	上浸	水	15	世帯				道路	44	箇所			病院	Ť	76	千円		害適		
				16	人		<u>±</u>	_	橋りょう	45	箇所		そ	水道	Í	77	十円				
				17	棟			-	河川	46	箇所		(I) (I)	清掃旅	設	78	十田		救 用		
	床	下浸	水	18	世帯		木	₹ [	海岸	47	箇所		他公		般	79	千円		助状		
				19	人		施	<u>ti</u>	港湾	48	箇所		共	県 公営	企業	80	千円				
n		世帯	ř	20	世帯		彭	į. Ž	砂防	49	箇所		施	公	社	81	十円		法 況		
り災者		人員		21	人				漁港	50	箇所		設	市町	村	82	千円				
			全 壊	22	棟		徫	Ī	病院	51	箇所			(]	計)	83	千円				
	公	帰	半壊	23	棟		<b>律生関係</b>		水道	52	箇所			小計		84	千円		避発		
非	共建		全	24	棟		施設		清掃施設	53	箇所		4	洪施設被害 市町村数	3	85	団体		難命令		
住	物	市町村	半壊	25	棟			萨	新工関係	54	箇所			農産被	害	86	千円		令		
		(計		26	棟			が	けくずれ	55	箇所		そ	林産被	害	87	千円		・状		
家	7	全	壊	27	棟		交	× ×	鉄道不通	56	箇所			畜産被	害	88	千円		告況		
	その	半	壊	28	棟		交通通信被害		船舶被害	57	121		<i>の</i>	水産被	害	89	千円				
	他	(計	-)	29	棟		被害	支手	通信被害	58	回線		他	商工被	害	90	千円		消防職員 出動延人員		人
	1				1		その	-	停電被害	59	軒数			その作	也	91	- 千円		消防団員出動延人員		人
							他	1	ガス被害	60	200		1	波害総額		92	千円				
								文	工教施設	61	千円		l			1	<u> </u>		I		

|--|

報告者 課 庁内電話

### 明細表 1 民生関係

被害状况報告

概況 年 月 日 時 分現在

中間 年 月 日 時 分現在

確定 年 月 日 時 分

(死者又は行方不明者分) 災害名

	1	,						
市町村名	死亡又は行方 不明者の別	氏 名	性	引、年	齢、職業	住所	原	因
死亡 計	0							
行方不明計	0							

概況 年 月 日 時 分現在 被害状况報告 中間 年 月 日 時 分現在 月 日 時 確定 年 分

災害名

市町村名	床上浸水	床下浸水	世	帯数	主たる被災地(字名)	原	因
計	0	0		0			

明細表3 教育関係

概況 年 月 時 分現在 日 被害状况報告 中間 年 月 日 時 分現在 確定

災害名

年 月

日 時 分

			災害名		
区分	·分	市町村名			
学	全	校 数			
	壊	学校名			
	半	校 数			
校	壊	学校名			
文	全	棟 数			
文化財建造物	壊	名 称			
建浩	半	棟 数			
物	壊	名 称			
臨	小学校	校 数			
時 休	校	学校名			
校	中学校	校 数			
校 を		学校名			
した	高	校 数			
た学校	等学校	学校名			
計			0	0	0

### 明細表 4 公共施設関係

 概況
 年
 月
 日
 時
 分現在

 被害状況報告
 年
 月
 日
 時
 分現在

 確定年月日時分

 災害名

	17	$\wedge$	県	庁	舎	市	庁	舎	公立	立 病	院	公立	診療	所	し尿処	0.理旅	設	ごみり	<b>心理</b> 旅	設
市町村名	区	分	棟数	金	額	棟数	金	額	棟数	金	額	棟数	金	額	棟数	金	額	棟数	金	額
	全	壊																		
	半	壊																		
	その	)他																		
	名	称																		
	全	壊																		
	半	壊																		
	その	)他																		
	名	称																		
	全	壊																		
	半	壊																		
	その	)他																		
	名	称						-												

### 明細表 5 道路、河川関係

 概況
 年
 月
 日
 時
 分現在

 被害状況報告
 年
 月
 日
 時
 分現在

 確定年月日時分
 年
 月日時分

 災害名

河川・路線名	区分	位 市町村	置 大字	種 類	延長巾員	復旧金額	内応急額	堤防高	今回水位	備考

## 明細表 6 急傾斜地、山地関係

分現在 概況 年 月 日 時 被害状况報告 中間 年 月 日 時 分現在 年 月 確定 日 時 分 災害名

市町村名			区	分	
区分	地区名	延 長 (m)	面 積 (㎡)	住家の被害 (戸)	備考
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)					
同上による人的被害及び措 置状況					

## 明細表 7 農作物関係

概況 年 月 日 時 分現在 被害状况報告 中間 年 月 日 時 分現在 年 月 確定 日 時 分 災害名

_						
区	分	市町村名				
		Ha				
	冠 水	ton				
-lc		千円				
水						
	tra th	На				
	倒伏	ton				
r		千円				
稲		На				
	埋没・流出	ton				
		千円				
		На				
	みかん	ton				
		千円				
果		На				
	柿	ton				
		千円				
		На				
	桃	ton				
	, ,	千円				
		На				
	梅	ton				
1.1.1	1 <del>14</del>	千円				
尌		Ha				
	その他	ton				
		千円				
やさい	その他	На				
0		ton				
ν,	7 0	千円				
	その	他				

# 別表 被害状況認定及び報告書記入の基準

被	害の種類	報告番号	基準
人	死  者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
的	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
被	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
害	軽 傷 者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか どうかを問わない。
	世帯		生計を一にしている実際の生活単位をいう。
家	住家全壊(全壊・流失)	5 <b>~</b> 7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
被	住家半壊(半壊)	8~10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11~13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14~16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂 竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
害	床下浸水	17~19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
者	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非	非 住 家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
住	公共建物	22~26	公用又は公共の用に供する建物。
家	その他	27~29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物 (全壊、半壊したもののみ) をいう。
文施教設	文教施設	30~33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に 供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農	田畑の流失埋 没	34~37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34~37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
地	畦 畔	38	田及び畑の畦畔をいう。

一般       林地       39       ものとする。         農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設(農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設)とする。         土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設(河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道)とする。         衛病       院       51       公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。         水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。       水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。	被	害の種類	報告番号	基
農林水産施設         40~43         助対象施設(農地、農業用施設、株業用施設、漁港施設、共同利用施設)とする。           土水施設         44~50         施設、行川、海岸、砂内設備、林地、荒廃助止施設、地中へり防止施設、河川、海岸、砂内設備、林地、荒廃助止施設、地中へり防止施設、河川、海岸、砂内設備、林地、荒廃助止施設、地中へり防止施設、河川、海岸、砂内設備、林地、荒廃助止施設、地中へり防止施設、河川、海岸、砂内設備、林地、荒廃助止施設、地中へり防止施設、河川、海岸、砂内設備、林地、荒廃助止施設、地中へり防止施設、近路、港湾、漁港、下水道)とする。           衛         方         公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医薬をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。           旅施設         市新関係施設         53         大阪連維施設、ごみ処理施設、近み処理施設 (焼煤、破砕、圧縮等を含む) であって公共のものをいう。           成         工期係         54         建物以外の商工被害(工業原材料、商品、生産機械器具等をいう)           通期         株 当         54         建物以外の商工被害(工業原材料、商品、生産機械器具等をいう)           通期         株 当         54         建物以外の商工被害(工業原材料、商品、生産機械器具等をいう)           通期         株 当         55         加土等により交通上になった首所(遺脈のみ)をいう。           本 前面         株 当         57         ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。           会 立 文 教 施設         61         公立の文教施設をいう。           会 立 文 教 施設         61         公立の文教施設をいう。           会 立 文 教 施設         61         公立の文教施設をいう。           会 市 施設         62~67         34~58、40~43に該当するものの被害額をいう。           会 市 施設         79~81         文教施設・力るものの被害額をいう。           本 施設         17         25に該当するものの被害額をいう。           本 施設         18         20         22           本 海 <t< td=""><td>_</td><td>般 林 地</td><td>39</td><td>41林業用施設、44~50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外の ものとする。</td></t<>	_	般 林 地	39	41林業用施設、44~50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外の ものとする。
<ul> <li>土 木 施 設 44~50 施設 (河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急(無料地所壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道)とする。</li> <li>衛 病 院 51 公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。</li> <li>水 道 52 水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。</li> <li>請 掃 関係 施設 53 建物以外の商工被害(「工業原材料、商品、生産機械器具等をいう) であって公共のものをいう。</li> <li>強 道 不 通 56 空いう。</li> <li>一</li></ul>	農	林水産施設	40~43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設(農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設)とする。
特別   1	土	木 施 設	44~50	施設(河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施
係 水 道 52 いう。		病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。
清掃関係施設   53		水道	52	
交         がけくずれ         55         崩土等により交通止になった箇所(道路のみ)をいう。           通         鉄道不通         56         汽車、電車等の運行が不能となったもの(異常気象による運休を含む)をいう。           個         船舶被害         57         ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。           は一個         通信被害         58         通信不能となった電話回線数をいう。           公立文教施設         61         公立の文教施設をいう。           土木施設         68~75         44~30に該当するものの被害額をいう。           土木施設         68~75         44~50に該当するものの被害額をいう。           大株施設         76         51に該当するものの被害額をいう。           大株施設         78         53に該当するものの被害額をいう。           大株施設         79~81         大教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。           大機産業         大地設定を表しまするもののなどを表します。           大会施設被害市町村数         85         公共施設に被害のあった市町村の数をいう。           機産を被害         86         農林水産業施設以外の農産(ビニールハウス、農作物等)の被害額をいう。           本株産業施設以外の財産(京畜、畜舎等)の被害額をいう。         企業を要認という。           本株産業・各場         農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。           本株産業・各場         農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。           市工被害         90         54に該当するものの被害額をいう。	—	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設 (焼却、破砕、圧縮等を含む) であって公 共のものをいう。
通       鉄 道 不 通       56       汽車、電車等の運行が不能となったもの(異常気象による運休を含む)をいう。         通       船 舶 被 害       57       ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。         値 信 被 害       58       通信不能となった電話回線数をいう。         公 立 文 教 施 設 61       公立の文教施設をいう。         農林水産業施設 62~67       34~38、40~43に該当するものの被害額をいう。         土 木 施 設 68~75       44~50に該当するものの被害額をいう。         そ の 他 の は 清 掃 施 設 78       76       51に該当するものの被害額をいう。         清 掃 施 設 78       73に該当するものの被害額をいう。         環 (一般、公営企業、公社) 市 町 村 79~81 市 町 村 79~81 で 対施設 農林水産業施設 人共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。         公営施設被害市町村数 85       公共施設に被害のあった市町村の数をいう。         公営施設被害市町村数 85       公共施設に被害のあった市町村の数をいう。         株 産 被 害 86       農林水産業施設以外の農産 (ビニールハウス、農作物等) の被害額をいう。         本 産 被 害 87       農林水産業施設以外の番産 (家畜、畜舎等) の被害額をいう。         本 産 被 害 88       農林水産業施設以外の畜産 (家畜、畜舎等) の被害額をいう。         本 産 被 害 89       農林水産業施設以外の水産 (のり、魚介、漁船等) の被害額をいう。	商	工関係	54	建物以外の商工被害(工業原材料、商品、生産機械器具等をいう)
一	交	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所(道路のみ)をいう。
福   福   被   音   58   通信不能となった電話回線数をいう。   公 立 文 教 施 設   61   公立の文教施設をいう。   農 林 水 産 業 施 設   62~67   34~38、40~43に該当するものの被害額をいう。   土   木 施   設   68~75   44~50に該当するものの被害額をいう。   夫   木 施   設   76   51に該当するものの被害額をいう。   木 道   77   52に該当するものの被害額をいう。   清 掃 施   設   78   53に該当するものの被害額をいう。   県 (一般、公営企業、公社)   市 町   村   79~81   文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。   農 産 被 害   86   農林水産業施設以外の農産 (ビニールハウス、農作物等)の被害額をいう。   株 産 被 害   87   農林水産業施設以外の素産 (立木、苗木等)の被害額をいう。   本 産 被 害   88   農林水産業施設以外の素産 (京畜、畜舎等)の被害額をいう。   本 産 被 害   89   農林水産業施設以外の水産 (のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。   市 工 被 害   90   54に該当するものの被害額をいう。	通	鉄 道 不 通	56	
公立文教施設         61         公立の文教施設をいう。           農林水産業施設         62~67         34~38、40~43に該当するものの被害額をいう。           土木施設         68~75         44~50に該当するものの被害額をいう。           その他の公益 清掃施設         76         51に該当するものの被害額をいう。           水道         77         52に該当するものの被害額をいう。           県(一般、公営企業、公社) 市町村         79~81         文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。           公営施設被害市町村数         85         公共施設に被害のあった市町村の数をいう。           農産被害         86         農林水産業施設以外の農産(ビニールハウス、農作物等)の被害額をいう。           そ株産被害         87         農林水産業施設以外の林産(立木、苗木等)の被害額をいう。           水産被害         88         農林水産業施設以外の畜産(家畜、畜舎等)の被害額をいう。           水産被害         89         農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。           商工被害         90         54に該当するものの被害額をいう。	通	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
農林水産業施設         62~67         34~38、40~43に該当するものの被害額をいう。           土 木 施 設         68~75         44~50に該当するものの被害額をいう。           そ 病 院 76         51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。           水 道 77         52に該当するものの被害額をいう。           清 掃 施 設 78         53に該当するものの被害額をいう。           県(一般、公営企業、公社) 市 町 村         文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。           水 営施設被害市町村数         85         公共施設に被害のあった市町村の数をいう。           農 産 被 害         86         農林水産業施設以外の農産(ビニールハウス、農作物等)の被害額をいう。           そ 林 産 被 害         87         農林水産業施設以外の补産(立木、苗木等)の被害額をいう。           本 産 被 害         88         農林水産業施設以外の畜産(家畜、畜舎等)の被害額をいう。           水 産 被 害         89         農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。           商 工 被 害         90         54に該当するものの被害額をいう。	信	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
土 木 施 設 68~75         44~50に該当するものの被害額をいう。           そ の 他 の 他 の 也 の 也 の 世	公	立文教施設	61	公立の文教施設をいう。
その他他のの他のの性性ののは、         方         51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。           水 道         77         52に該当するものの被害額をいう。           清掃施設         78         53に該当するものの被害額をいう。           県(一般、公営企業、公社)         文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。           公営施設被害市町村数         85         公共施設に被害のあった市町村の数をいう。           農産被害         86         農林水産業施設以外の農産(ビニールハウス、農作物等)の被害額をいう。           そ         林産被害         87         農林水産業施設以外の林産(立木、苗木等)の被害額をいう。           本産被害         88         農林水産業施設以外の畜産(家畜、畜舎等)の被害額をいう。           水産被害         89         農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。           商工被害         90         54に該当するものの被害額をいう。	農	林水産業施設	62~67	34~38、40~43に該当するものの被害額をいう。
の他のの人の公共	土	木 施 設	68~75	44~50に該当するものの被害額をいう。
他のの公共的のの公共的ではできます。       水 道 77 52に該当するものの被害額をいう。         清掃施設 78 53に該当するものの被害額をいう。         県(一般、公営企業、公社) 市町村       大多施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。         公営施設被害市町村数 85 公共施設に被害のあった市町村の数をいう。         農産被害 86 農林水産業施設以外の農産(ビニールハウス、農作物等)の被害額をいう。         イ 産被害 87 農林水産業施設以外の林産(立木、苗木等)の被害額をいう。         本産被害 88 農林水産業施設以外の畜産(家畜、畜舎等)の被害額をいう。         水産被害 89 農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。         市工被害 90 54に該当するものの被害額をいう。		病院	76	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
公共		水道	77	52に該当するものの被害額をいう。
共		清 掃 施 設	78	53に該当するものの被害額をいう。
農産被害       86       農林水産業施設以外の農産(ビニールハウス、農作物等)の被害額をいう。         そ       林産被害       87       農林水産業施設以外の林産(立木、苗木等)の被害額をいう。         の       畜産被害       88       農林水産業施設以外の畜産(家畜、畜舎等)の被害額をいう。         水産被害       89       農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。         他       商工被害       90       54に該当するものの被害額をいう。	共施	業、公社)	79~81	
そ       林 産 被 害       86       いう。         オ 産 被 害       87       農林水産業施設以外の林産(立木、苗木等)の被害額をいう。         畜 産 被 害       88       農林水産業施設以外の畜産(家畜、畜舎等)の被害額をいう。         水 産 被 害       89       農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。         値       百 工 被 害       90       54に該当するものの被害額をいう。	公堂	営施設被害市町村数	85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
の       畜産被害       88       農林水産業施設以外の畜産(家畜、畜舎等)の被害額をいう。         水産被害       89       農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。         他       商工被害       90       54に該当するものの被害額をいう。		農産被害	86	
水 産 被 害     89     農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。       商 工 被 害     90     54に該当するものの被害額をいう。	そ	林 産 被 害	87	農林水産業施設以外の林産(立木、苗木等)の被害額をいう。
他 商 工 被 害 90 54に該当するものの被害額をいう。	の	畜 産 被 害	88	農林水産業施設以外の畜産(家畜、畜舎等)の被害額をいう。
商工被害   90   54に該当するものの被害額をいう。	hi.	水 産 被 害	89	農林水産業施設以外の水産(のり、魚介、漁船等)の被害額をいう。
そ の 他 91 61~90の各項に該当しないものをいう。	他	商工被害	90	54に該当するものの被害額をいう。
		その他	91	61~90の各項に該当しないものをいう。

# 応援・受援に関する資料

### 6.1 災害時等の応援に関する申し合わせ

### 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長 上総周平(以下「甲」という。)と日高川町長 玉置俊久(以下「乙」という。)は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

(目的)

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応(以下、「応援」という。)を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

#### (応援の実施時期)

- 第2条 甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。
  - 一 日高川町内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
  - 二 日高川町災害対策本部が設置された場合
  - 三 その他甲または乙が必要とする場合

#### (応援の内容)

- 第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
  - 一 情報の収集・提供(リエゾン[情報連絡員]含む。)
  - 二 近畿地方整備局等職員の派遣 (緊急災害対策派遣隊含む)
  - 三 災害に係る専門家の派遣
  - 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
  - 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
  - 六 通行規制等の措置
  - 七 その必要な事項

### (リエゾンの派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、 乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。 (リエゾンの受け入れ)

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとす る。 (緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、 乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡は甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、 提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年2月7日

甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 日高川町長 玉 置 俊 久

#### 日高川町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

日高川町(以下「甲」という。)と社会福祉法人日高川町社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、次のとおり日高川町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、日高川町地域防災計画に基づき乙が設置する日高川町災害ボランティアセンター(以下「センター」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置)

- 第2条 乙は、次の各号に該当するときは、センターを設置するものとする。
- (1) 甲において災害対策本部が設置され、甲が乙にセンターの設置を要請したとき。
- (2) 乙がセンターの設置の必要があると判断したとき。

(センターの設置場所)

第3条 乙は、センターを日高川町社会福祉協議会本所内および支所内に設置するものとする。ただし、日 高川町社会福祉協議会本所内および支所内に設置することが困難な場合は、その都度、甲と乙が協議 の上、センターを設置するものとする。

(センターの業務)

- 第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。
  - (1) 災害ボランティア(甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。) の受入及び 派遣に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- (3) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

(設置の要請内容)

- 第5条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に必要な事項を明 記し、文書によって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的猶予がないときは、口頭 等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 2 乙は、センターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。

(関係団体との協力体制)

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び消防関係団体と情報交換、防災訓練等を行い、平常 時からもこれらの団体等との連携に努めるものとする。

(資機材等の確保)

第7条 甲と乙は、協力してセンター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び 活動場所を確保する。 (費用負担)

- 第8条 各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。
- 2 乙は、前項に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 第1項に規定する費用の支払方法は、別に定める。

(損害賠償等)

- 第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア保険により対応するものとする。
- 2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

(報告)

第10条 甲は、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成25年 1月 9日

- (甲) 日高川町大字土生 160 番地 日高川町長 玉 置 俊 久
- (乙) 日高川町大字土生 160 番地 社会福祉法人日高川町社会福祉協議会 会長 赤 松 高 行

災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と公益社団法人和歌山県トラック協会(以下「乙」という。)は、災害が発生し、日高川町災害対策本部が設置された場合又は市町相互の応援措置に必要な場合において、甲が乙に対して要請する物資等の輸送、荷下ろし、仕分け、管理、積込み業務等(以下「輸送及び荷さばき業務等」という。)の協力に関する協定を次のとおり締結する。

#### (定義)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号〔以下「法」という〕) 第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、津波、地滑 りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

#### (要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めるときは、乙又は乙の会員に要請す るものとする。
- (1) 輸送及び荷さばき業務等
- (2) 乙が協力した輸送用車両への甲の職員の同乗
- (3) 災害に関する諸情報の収集
- (4) その他乙が応じることができる事項

#### (実施)

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施する ものとする。

### (要請の手続き)

- 第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、要請書(別記様式第1号)を乙に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、ロ頭又は電話等により要請を乙 又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するも のとする。
- 3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。
- 4 乙は、甲の要請により協力を行ったときは、協力内容を報告書(別記様式第2号)により甲に提出する ものとする。
- 5 前4項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に 必要な事項を連絡体制表(別記様式第3号)によりあらかじめ相互に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における 運賃、料金等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

- 第6条 第2条の規定による要請業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は次に掲げる場合を除き、法第84条第1項の規定による 日高川町消防団員等公務災害補償条例(平成17年日高川町条例第139号)の例によりその損害を補償する。
- (1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (4) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) その他の法令による損害補償の規定の適用を受ける ことができる場合

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する ものとする。

平成 26 年 12 月 22 日

- 甲 和歌山県日高郡日高川町土生 160 番地 日高川町長 市 木 久 雄
- 乙 和歌山市湊 1414 番地公益社団法人和歌山県トラック協会会長 龍 田 潤 三

#### 災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書

御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町及び日高川町(以下「協定市町」という。)との間で、災害時における応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」と いう。)第67条第1項の 規定に基づき、協定市町のいずれかの地域において、法第2条第1号に規定する災害が発生した場合 は、協定市町が相互に協力し、その応急対策活動を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。 (運用体制)
- 第2条 協定の円滑な運用を図るため、幹事及び副幹事を置くものとする。
- 2 幹事は、日高郡町村会会長の町とし、副幹事は御坊市とするものとする。
- 3 幹事は、協定運用の総合調整に当たるものとする。
- 4 副幹事は、幹事が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事の事務を代行するものとする。なお、幹事及び副幹事が被災等により事務を遂行できない場合は、協定市町が協議の上、事務代行者を選任するものとする。

#### (連絡担当部局)

第3条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

#### (応援の要請及び種類)

- 第4条 災害が発生して協定市町に応援を求めようとする市町(以下「被災市町」という。)は、災害が発生して協定市町に応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、 次に掲げる応援を要請するものとする。
- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助、公衆衛生、応急対策、復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災者の一時受入れ
- (7) 被災者への災害情報の発信
- (8) 被災者に対する住宅情報の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

#### (要請の手続き)

- 第5条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は電信により応援を要請した後、速やかに文書を当該協定市町に送付するものとする。
- (1)被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (応援の実施)

- 第6条 応援の要請を受けた協定市町(以下「応援市町」という。)は、法第67条第1項の規定に基づき、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り応ずるものとする。
- 2 応援を行う者は、被災市町の指揮の下行動するものとする。
- 3 協定市町は、前条の規定にかかわらず、いずれかの地域において甚大な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合で、必要であると認めたときは、自らの判断で職員を派遣し、被 災市町の情報収集を行うとともに、応援を行うことができるものとする。
- 4 前項に定める応援を開始した場合は、被災市町に応援の内容をできるだけ速やかに通報するものとする。

### (応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定 市町が協議して別に定めるものとする。
- 2 被災市町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町が一時繰替支弁するものとする。
- 3 第4条第4号に定める職員が応援に伴い第三者に損害を与え、その損害が応急対策活動の従事中に生じたものについては、被災市町が負担し、それ以外のものについては、応援市町が負担するものとする。
- 4 前条第3項に定める情報収集のため、職員の派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した協定市町が負担するものとする。

#### (その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の 上、定めるものとする。

#### (施行期日)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有するものとする。

御坊市長	柏木	征夫
1-1-20-11-5-2	1 1 1	

美浜町長	森下	誠史
大大大	<i>∆</i> ∧ I	

日高町長 松本 秀司

由良町長 畑中 雅央

印南町長 日裏 勝己

みなべ町長 小谷 芳正

日高川町長 市木 久雄

第3条関係 連絡担当部局

į	幹事:日高郡町村会会長の町				副幹事:御坊市		
	○御坊市	防災対策	課	Tel	23-5528	FAX	23-5090
	○美浜町	防災企画記	課	Tel	23-4902	FAX	23-3523
	○日高町	総務政策	課	Tel	63-2051	FAX	63-2923
	○由良町	総務政策	課	Tel	65-1801	FAX	65-0282
	○印南町	総務課		Tel	42-0120	FAX	42-0662
	○みなべ町	総務課	0739	Tel	72-2051	FAX	72-1223
	○日高川町	総務課		Tel	22-1700	FAX	22-8779

#### 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(越旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合(以下「市町村等」という。)が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災へリコプター(以下「防災へリ」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する水火災 又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

- 第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等(以下「発災市町村等」という。)の長が次のいずれかに該当するため、防災へりによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。
- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区城に拡大し、又は影響を与えるおそれのある楊合
- (2) 発災市町村等の消防カによっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

- 第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、吹の事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、揚所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

- 第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、 和歌山県防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)を派遣するものとする。
- 2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村

等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長)が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

- 第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。
- 2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規 定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。 (適用)

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 59 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それ ぞれ1通を所持する。

平成8年2月22日

# 防災へリコプター緊急運航要請書

受付時間	時 分 現在				
1 要請機関名	TEL	受信者			
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害區	応急(調査·広報) (4)火災防御 (5)その他			
3 活動内容		者搬送 空中消火 救急 救助			
	輸送(品名数量 市町村	) その他( ) ) 地内			
4 発生場所及び 発生時間	(発生時間) 平成 年 (目 標) (離着陸場所)	月 日 午前•午後 時 分			
F 刊业の与色タル	天候	風速      気温			
5 現地の気象条件	視程 m 気象予警報	报(    警報·注意報)			
6 現場指揮者	所属·職名·氏名				
7 現場との連絡手段	7 現場との連絡手段 現場指揮本部(車)呼出名(コールサイン)				
8 要請を必要とする理由					
別添地図のと	s <sup>1</sup> / <sub>2</sub>				
標 *目標が明確	となる大きめの図面を添付のうえ、住	主宅地図のページ数を明記のこと			
		受信者			

和歌山県防災航空センター TEL 0739-43-5897 FAX 0739-43-5899

0	傷 病 者	氏名	3				年	齡	7	ァ ト 性 ト	別	男男男	女 女 女
9	症 状												
病者搬	着陸場所の 目標等	出場 所在 び目	地及					送先の E地及 目標					
送 の	同乗る	当		及び看記 の氏名		•	関係者氏		者氏名				
場	病院への搬送	差方法	救急	東の手	配				病院の	の手配			
合	受入病	院	所ィ	f 在 地					連絡	TEL			
	名称							先					
	搬送先の消防本部の担当者職名					消防	本剖	3	課 TE				

# \* 以下項目で、防災航空隊で出場の可否を決定の後、連絡します。

	無線種別	」(全国波	皮、県波)						
1 使用無線等	現場指揮	<b>基本部</b> (車	1)呼出2	ጀ (ግ-	- //∠ <del>†</del>	ナイン)			
	20,311114		-/ . ј ш	u \-					
2 到着予定時刻	平成	年	月	日	(	曜日)午前	前·午後	時	分
3 活動予定時間	時間	分							
4燃料の確保	要手配•	手配不要				リットル	(ドラム缶		本)

# 6.6 災害時におけるヘリコプタ一発着予定地

		所	在 地	施設管	理者	発着場面	
番号	名称	住所(字)	電話番号	氏 名	電話番号	積 東 西 m 南 北 m	備考
1	川辺若者広場	和佐2136		町教育委員会	0738-22-8816	100×100	
2	三百瀬広場	三百瀬1114		町教育委員会	0738-22-8816	80×80	
3	中津川広場	中津川1357- 1		町教育委員会	0738-22-8816	80×80	
4	玄子広場	玄子625-4		町教育委員会	0738-22-8816	80×80	
5	小熊広場	小熊6076		町教育委員会	0738-22-8816	100×98	周辺樹園地ナイター照明、隣に保育所有り
6	南山スポー ツ公園 (野球 場)	和佐1030-1		町教育委員会	0738-22-8816	100×100	
7	中津若者広場	高津尾1040- 1		町教育委員会	0738-22-8816	80×80	
8	中津中学校	三佐19-2	0738-55-0012	町教育委員会	0738-22-8816	92×78	北西に日高川、 西側に校舎
9	子十浦多目 的施設	三十木155		町教育委員会	0738-22-8816	111×65	南300mに山、 北側に校舎
10	船津広場	船津1484		町教育委員会	0738-22-8816	100×101	東、西方に人 家、北側に日高 川、ナイター照 明
11	鳴滝ゲート ボール場	坂野川150-1		町教育委員会	0738-22-8816	138×52	北に旧校舎
12	美山中学校	川原河129	0738-56-0014	町教育委員会	0738-22-8816	60×70	東に校舎
13	美山若者広場	初湯川213- 48		町教育委員会	0738-22-8816	100×100	ナイター照明
14	寒川広場	寒川127		町教育委員会	0738-22-8816	60×80	

### 6.7 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

Þ	称		所	在 地	施	記 設 管	第 理 者	東西×南北	備考
7	名 称 住 所		電話番号	氏	氏 名 電話番号		(m)	加与	
<b>学</b> 山,学	初湯川 美山若者広場			町歩去	委員会	0738-22-8816	100×100	ナイタ	
天川石	1日以場	213	-48		門教目	安貝云	0130-22-8810	100 × 100	一照明

#### 日高川町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、安心・安全なまちづく りや地域経済の活性化等を図ることを目的とする。

なお、乙においては、御坊郵便局及び日高川町内郵便局が本協定を実施する。

#### (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(以下「連携事項」という。) について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。
  - (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
  - (2) 地域経済活性化に関すること。
  - (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
  - (4) 女性の活躍推進に関すること。
  - (5) その他、地方創生に関すること。
- 2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力 内容については、甲乙合意の上、決定する。

#### (協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

#### (免責)

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を 負わないものとする。

#### (守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により 知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしては ならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとす

る。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものと する。

令和3年 3月26日

甲 和歌山県日高郡日高川町土生160 日高川町長 久留米 啓史

乙 日本郵便株式会社御坊郵便局長 鎌谷 博史

日本郵便株式会社 日高川町内郵便局

中津郵便局長 高尾 裕司

美山郵便局長 松原 正人

寒川郵便局長 森岡 富二

淹頭郵便局長 垣口 晃昭

川中郵便局長 森本 博晃

丹生郵便局長 玉置 維磨

早蘇郵便局長 東 秀樹

#### 6.9 災害発生時における日高川町と日本郵便株式会社との協力に関する協定

災害発生時における日高川町と日本郵便株式会社との協力に関する協定

日高川町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、日高川町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

なお、乙においては、御坊郵便局及び日高川町内郵便局が本協定を実施する。

#### (定義)

第1条 本協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

#### (協力要請)

- 第2条 甲及び乙は、日高川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
- (1) 緊急車両等としての車両の提供 (車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互 提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - 工 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを 確実に行うための必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
  - (注) 避難者情報確認シート (避難先届) 又は転居届の配布・回収を含む。

#### (協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内 において協力するものとする。

#### (経費の負担)

- 第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定する ものとする。

#### (災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

#### (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

#### (連絡責任者)

- 第7条 本協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
  - 甲 日高川町総務課長
  - 乙 日本郵便株式会社 御坊郵便局 総務部長

#### (協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

#### (有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、各自1通を保有する。

令和3年 3月26日

甲 和歌山県日高郡日高川町土生160 日高川町長

乙 日本郵便株式会社 御坊郵便局長

日本郵便株式会社 日高川町内郵便局中津郵便局長

美山郵便局長

寒川郵便局長

滝頭郵便局長

川中郵便局長

丹生郵便局長

早蘇郵便局長

### 7.1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種 類	対象	費用の限度額	期間	備 考
避難所の設置(法第 四条第一項)	災害により現に 被害を受け、又は 受けるおそれのあ る者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 340円 高齢者等の要援護者等を収容する 「福祉避難所」を設置した場合、当該 地域における通常の実費を支出でき、 上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日 以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮党により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置(法第四条第二項)	災害が発生する おそれのある場合 において、被害を 受けるおそれがあ り、現に救助を要 する者に供与す る。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する 「福祉避難所」を設置した場合、当該地 域における通常の実費を支出でき、上 記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による 教助を開した日から、災 害が発生しなかった必 判明し、現に救助の必 がなくなった日まが発生し、継 続して避難所の供与を 行う必要が集生し、継 続して避難が生じた場 は、法第2条第2項 は、法第2条終了するの 間)	1 費用は、災害が発生する おそれがある場合におい て必要となる建物の使用 謝金や光熱水費とする。な お、夏期のエアコンや冬期 のストーブ、避難者が多数 の場合の仮設トイレの設 置費や、避難所の警備等の ための賃金職員等雇上費 など、やむを得ずその他の 費用が必要となる場合は、 内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費 は別途計上
	住家が全壊、全 壊又はにないない。 住するかではない。 を を を を を を の で と が で き な の で と が で き る っ で と が で き る る る る る る る る る る る る る る る る る る	○建設型仮設住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1戸当たり6,775,000円以内3. 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工	1. 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間は2年以内

救助の 種 類	対象			費用の限度額		期	間	備	考	
応急仮設住宅の供与		1. 規 2. 基	本額	急住宅 設型仮設住宅に 青に応じた額	に準じる	災害発生の かに借上げ、	提供	1. 費用は、家賃、共益費、 敷金、礼金、仲介手数料、 火災保険等、民間賃貸住宅 の貸主、仲介業者との契約 に不可欠なものとして、地 域の実情に応じた額とす る。 2. 供与期間は建設型仮設 住宅と同様。		
よる食品の給与 炊き出しその他に	1. 避難所に収容 された者 2. 住家に被害を 受け、若しくは災 害により現に炊 事のできない者	1人	、1日 1,23	当り 80 円以内		災害発生の 以内	日から7日	食品給与のための総経費 を延給食日数で除した金 額が限度額以内であれば よい。(1食は1/3日)		
供給が水の	現に飲料水を得ることができない 者(飲料水及び炊 事のための水であること)	当該均	地域に	おける通常の実	<b>是費</b>	災害発生の 以内	日から7日	輸送費、人件費は別途 計上		
被服、寝	全半壊(焼)流失、 床上浸水等により 生活上必要な被 服、寝具その他生 活必需品を喪失、 若しくは毀損等に	3月 決定	])の季 する。	4月〜9月)冬別は災害発生の		災害発生の 日以内	日から 10	1. 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2. 現物給付に限ること		
寝具その他生	より使用すること ができず、直ちに 日常生活を営むこ	区	分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世 帯	4 人世帯	5 人世 帯	6人以上 1人増すごと に加算	
生活必需品の給与又は貸与	とが困難な者	全全流失	夏	円 19, 200	円 24, 600	円 36, 500	円 43, 600	円 55, 200	円 8,000	
品の給		主 冼 流 失	冬	31, 800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11, 600	
与又は役		半半床浸	夏	6, 300	8, 400	12,600	15, 400	19, 400	2, 700	
与		床 上 浸 水	冬	10, 100	13, 200	18, 800	22, 300	28, 100	3, 700	
医療	医療の途を失っ た者 (応急的措置)。	破損 2. 病 国 3. 施	用した 員等の事 院又に 民健康 「術者	上薬剤、治療材料 医費 は診療所 医保険診療報酬 全の額以内		災害発生の 日以内	0日から 14	患者等の移送費は別途計上		

救助の種 類	対象	費用の限度額	期間	備 考
助産	災害発生の日以 前又は以後7日と 内に分でしたのした者であって災害の途を失っ め助産の途を失っ た者(死産及び流 産を含みみび流 産を含み状態にあ る者)	1. 救護班による場合は、使用した衛生 材料費の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の 100分の80以内の額	分べんした日から7日 以内	妊婦等の移送費は別途計 上
被災者の救出	1. 現に生命、身体 が危険な状態に ある者 2. 生死不明な状 態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日 以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家がよいでは、 (焼) になっている。 (焼) になっている。 (焼) になっている。 (焼) になっている。 (焼) になっている。 (焼) になっている。 (焼) にんさい	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最少限度の部分 1世帯当り ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若 しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷 により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 カ 月以内(災害対策基本法 第 23 条の 3 第 1 項に 規定する特定災害対策 本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害 対策本部又は同法第 28 条の 2 第1 項に規定す る緊急災害対策本部が 設置された災害にあっ ては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊 (焼)、又は床上浸 水により、学用品をよりでよりでは をよりではます。 とがででいるでは とがででいるでででいる。 を見りででのでいる。 を見りででいる。 を見りででのでいる。 を見いでででいる。 を見いでででいる。 を見いでででいる。 を見いでででいる。 を見いでででいる。 を見いでででいる。 を見いでででいる。 を見いでででいる。 を見いででは、 をしている。 をしてい。 をしている。 をしている。 をしている。 をしている。 をしている。 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、	1. 教科書、教科書以外の教材で教育 委員会に届出又はその承認を受け て使用している教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡し た者を対象にして 実際に埋葬を実施 する者に支給	1 体当り 大人(12 才以上) 219, 100 円以内 小人(12 才未満) 175, 200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象と なる。

救助の 種 類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態 にあり、かつ四囲 の事情によりすで に死亡していると 推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は別途 計上 2. 災害発生後3日を経過 したものは一応死亡した 者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡し た者について、死 体に関する処理 (埋葬を除く。)を する。	洗浄、消毒等 1体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費:通常の実費 既存建物以外:1体当り5,500円以 内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去		市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
雇上費(法第4条第1項)輸送費及び賃金職員等	<ol> <li>被災者の避難に係る支援</li> <li>医療及び助産</li> <li>被災者の救出</li> <li>飲料水の供給</li> <li>死体の搜索</li> <li>死体の処理</li> <li>救済用物資の整理配分</li> </ol>	当該地域における通常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	
雇上費(法第4条第2項)輸送費及び賃金職員等	避難者の避難に係 る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げに係る費用・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	令第4条第1号か	災害救助法第7条第1項の規定により 救助に関する業務に従事させた都道府 県知事の総括する都道府県の常勤の職 員で当該業務に従事した者に相当する ものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認めら れている期間以内	時間外勤務手当及び旅 費は別途に定める額

救助の種 類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	品費、燃料費、 食糧費、印刷製 本費、光熱水費、 修繕料)	21 条に定める国庫負担を行う年度(以下	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を 行うのに要した経費も含 む。
必要な費用		ロ 3千万円を超ハ 6千万円を超ニ 1億円を超えホ 2億円を超えへ 3億円を超え	の部分の金額については10 え6千万円以下の部分の金額 え1億円以下の部分の金額に 2億円以下の部分の金額に 3億円以下の部分の金額に 5億円以下の部分の金額に る部分の金額については10	領については100分9 こついては100分の8 ついては100分の7 ついては100分の6 ついては100分の5

<sup>※</sup> この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

#### 災害時における住家の被害認定に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と公益社団法人日本建築家協会(以下「乙」という。)とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査(以下「住家被害認定調査」という。)に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、 住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

#### (支援協力の実施)

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

#### (従事者の災害補償)

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (第三者に及ぼした損害に対する補償)

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たる ものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合 は、乙が賠償に当たるものとする。

#### (費用の負担)

- 第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。
- 2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。
- 3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費(乙の近畿支部和歌山地域会員の住所地又は近畿支 部和歌山地域会の住所地から甲の地域内までの旅費)は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保さ れた場合はこの限りではない。
- 4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、 原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。 (費用の請求)
- 第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものと する。

(秘密の保持)

- 第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 (協定の有効期間)
- 第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の 1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の 翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

#### 災害時における住家の被害認定に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と一般社団法人和歌山県建築士会(以下「乙」という。)とは、大規模な 災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査(以下「住 家被害認定調査」という。)に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、 住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

(支援協力の実施)

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

(従事者の災害補償)

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者に及ぼした損害に対する補償)

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たる ものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合 は、乙が賠償に当たるものとする。

(費用の負担)

- 第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。
- 2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。
- 3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費(乙の所属する支部の住所地から甲の地域内までの 旅費)は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。
- 4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、 原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。 (費用の請求)
- 第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものと する。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 (協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の

1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。 (協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山市卜半町 38 番地 一般社団法人 和歌山県建築士会 会長 池 内 茂 雄

#### 災害時における住家の被害認定に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と一般社団法人和歌山県建築士事務所協会(以下「乙」という。)とは、 大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査 (以下「住家被害認定調査」という。)に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、 住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

(支援協力の実施)

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

(従事者の災害補償)

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者に及ぼした損害に対する補償)

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たる ものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合 は、乙が賠償に当たるものとする。

(費用の負担)

- 第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。
- 2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。
- 3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費(乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費)は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。
- 4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、 原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。 (費用の請求)
- 第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものと する。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の 1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の 翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものと する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山市卜半町 38 番地 一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会 会長 小 川 浩

#### 災害時における住家の被害認定に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会(以下「乙」という。)とは、 大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査 (以下「住家被害認定調査」という。)に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、 住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

(支援協力の実施)

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成27年12月22日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

(従事者の災害補償)

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者に及ぼした損害に対する補償)

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たる ものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合 は、乙が賠償に当たるものとする。

(費用の負担)

- 第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。
- 2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。
- 3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費(乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費)は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。
- 4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、 原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。 (費用の請求)
- 第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものと する。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の 1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の 翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年1月22日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山市七番町17 和歌山朝日ビル5階一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会会長 名 手 孝 和

#### 7.3 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)ときのくに葬祭事業協同組合(以下「乙」という。)は、町全域において、 地震、津波、風水害等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時等」という。)における棺及び葬 祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、日高川町地域防災計画に基づき、遺体を適切に処理するため、乙の甲に対する協力に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。
  - (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
  - (2) 遺体安置施設等の提供
  - (3) 遺体の搬送
  - (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙のその他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

(燃料等確保への協力)

第4条 甲は、災害時等の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(秘密の保持等)

- 第6条 乙は、業務に関して知り得た個人情報について、その漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他 の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、従事者及び従事者であった者に対し、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知

らせ、又は不当な目的に利用しないことを遵守させるための必要な措置を講じなければならない。 (経費の負担)

第7条 甲は、乙が実施した業務にかかる経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、乙の会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙 協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制の整備及び情報収 集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別紙「実施細目」で定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の 有効期間満了の日の1か月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間を更に1 年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものと する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

日高川町長 久留米 啓史

乙 和歌山県有田郡有田川町野田187

きのくに葬祭事業協同組合 理 事 長 上野山 栄作

日高川町エリア 和歌山県日高郡美浜町田井272番地1

有限会社 メモリアル ウエスト 代表取締役 岩中 豊泰 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

- 第1条 この実施細目は、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定(以下「協定」という。)第12条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
- 2 この実施細目における用語の意義は、協定の例に準拠する。

(協力の要請先等)

- 第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は、次のとおりとし、甲は、同条第2号の規定による 遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請するものとする。
  - (1) 内張り棺(納棺セット等を含む)
  - (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
  - (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあっては日高川町役場住民課長とし、乙にあって は有限会社メモリアルウエスト代表取締役とする。

(要請手続き)

- 第4条 協定第2条に規定する甲から乙への要請は、次に掲げる事項を記載した協力要請書(別記様式1)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、電子メール等により要請するものとし、その後、速やかに協力要請書を提出するものとする。
  - (1) 要請を行った者の職、氏名
  - (2) 要請理由
  - (3) 要請内容
  - (4) 履行の場所
  - (5) 履行の期日又は期間
  - (6) その他必要な事項
  - 2 前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、甲は、業務が円滑に行われるよう、その都度協力要請 書により乙に通知するものとする。

(構成員の名簿)

第5条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の会員の名簿を提出するものとする。

(連携協力)

第6条 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

- 第7条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに業務実施報告書(別記様式2)を提出するものとする。
  - (1) 棺及び葬祭用品の数
  - (2) 履行の場所及び従事者名簿
  - (3) 履行の期日又は期間
  - (4) その他必要な事項

(経費の請求方法)

第8条 協定第8条に規定する経費の請求は、乙にあっては積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付するものとする。

附則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

第 号 年 月 日

きのくに葬祭事業協同組合 御中

日高川町長

# 協力要請書(第報)

災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送に関する協定第 2 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職氏名				
	連絡先	電話	番号		内線
		FAX 컵	番号		
口頭、電話等によ		年	月	日	
る要請の日時		時	分	頃	
要請理由					
要請内容					
XIII 71					
履行の場所					
履行の期日又は					
期間					
備考					

 第
 号

 年
 月

 日

日高川町長様

きのくに葬祭事業協同組合 理事長

# 業務実績報告書

協力要請のあった業務に関する実績については、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請以来番号及び日時		年	月	日	付 第	号 (	報)	
実施業務内容								
従事者氏名	別海	た名簿の	とおり					
履行の場所								
履行の期日又は期間	期	日:	年	月	日			
	期	間:	年	月	∃~	年	月	日
報告担当者	氏	名:						
	期	間:	年	月	$\exists$ $\sim$	年	月	日
備考								

### 避難に関する資料

#### 8.1 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

#### 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と和歌山県立日高高等学校中津分校(以下「乙」という。)は、日高川町内に発生した地震その他による災害(以下「災害」という。)時において、日高川町地域防災計画に基づく、避難所(以下「避難所等」という。)としての施設利用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等として利用できる施設)

第2条 甲が避難所等として利用できる施設は、原則次のとおりとする。

避難所等の区分	施 設 名
避難所	日高高等学校中津分校体育館

2 甲は、乙の許可を得て、避難所等として利用できる施設の鍵を所持することができるものとする。(その場合の保管場所は日高川町役場中津支所内とし、甲は、毎年9月30日を目途に一旦乙に返却し、10月1日から再度借用するものとする。)

#### (避難所等の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、避難所等を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設の被害状況に応じて避難所等として開設することができる。

(開設の通知等)

- 第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前に乙に対しその旨を避難所等開設通知書(第1 号様式)又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対して開設した旨を通知するものとする。
- 3 乙は、甲が避難所等を開設する以前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨連絡するものとする。甲は、乙から通知を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣し対応するものとする。

(避難所等の管理)

- 第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 4 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、日常生活用品、食料、飲料水及び医薬品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 当該避難所等の使用料は無料とする。

2 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害については、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 災害の状況により、避難所等開設通知書の開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対し、 避難所等使用期限延長申請書(第2号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設について避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第3号様式) を提出するとともに、その施設を使用前の状態に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとす る。

(避難所運営マニュアルの作成)

第10条 災害時に円滑な避難所運営が図られるように、避難所運営マニュアルを甲乙協議して作成するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年9月10日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、 以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、 甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月28日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地 日高川町長 玉 置 俊 久

乙 和歌山県御坊市島 45 番地
和歌山県立日高高等学校中津分校
校長 髙 田 晴 美

#### 災害時における施設利用に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と紀州農業協同組合(以下「乙」という。)は、日高川町に被害を及ぼす地震及びその他による大規模災害(以下「災害」という。)発生時において、指定緊急避難場所(以下「避難場所」という。)としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (本協定の目的)

第1条 この協定は、災害時において、乙の所有する施設及び設備の一部(以下「乙施設及び設備」という。)を、甲が避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (利用承諾及び周知)

第2条 乙は、災害時に避難場所として利用できる乙施設及び設備について、近隣滞在者及び避難者等の受け入れを承諾したものとし、甲は、乙の避難場所を有効的に利用するため、平時より住民への周知など必要な措置を講じるものとする。

#### (乙への協力要請内容)

- 第3条 甲は、災害が発生し、周辺の住民等が被害を受けた場合、乙に協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものとする。また、甲が要請する乙の施設及び設備は次のとおりとする。
  - (1) A コープ かわべ店 和歌山県日高郡日高川町大字土生102番地1

#### (開設の手続き)

第4条 災害が発生した際には、甲乙で連絡を交わし、速やかに避難場所の開設に努めるものとする。

#### (開設後の管理)

第5条 避難場所の管理運営は、ボランティアの範囲で乙が主導し、可能な範囲で受け入れ対応を行うものとする。

#### (費用負担)

第6条 避難場所の管理運営に係る費用については、すべて乙の負担とする。

#### (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の 1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後こ の例による。 (協議)

第8条 この協定の各項目の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について は、甲乙協議として定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する ものとする。

令和4年5月9日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

日高川町長 久留米 啓史

乙 和歌山県御坊市湯川町財部668番地の1

紀州農業協同組合

代表理事組合長 芝 光洋

#### 災害時における施設利用に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と和歌山県畜産試験場養鶏研究所(以下「乙」という。)は、日高川町内に被害を及ぼす地震及びその他による大規模災害(以下「災害」という。)発生時において、指定緊急避難場所(以下「避難場所」という。)としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(乙への協力要請内容)

- 第2条 甲は、災害により周辺の住民の被害が想定される場合等、乙に協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものとする。また、甲が要請する乙の施設の名称及び場所は次のとおりとする。
  - (1)和歌山県畜産試験場養鶏研究所駐車場和歌山県日高郡日高川町大字船津1090番地1

(開設の手続き)

第3条 甲は、災害により周辺の住民の被害が想定される場合には、乙に対しその旨を避難場所開設通知書(第1号様式)又は口頭で連絡を交わし、速やかに避難場所の開設に努めるものとする。

(避難場所の管理)

- 第4条 災害時の避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第5条 当該避難場所の利用料は無料とする。
- 2 避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難場所に生じた損害については、甲が負担する ものとする。

(開設期間)

第6条 災害の状況により、避難場所開設通知書の開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対し、避難場所利用期間延長通知書(第2号様式)により、期間の延長を通知するものとする。

(避難場所の終了)

第7条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、乙に避難場所利用終了届(第3号様式)を提出するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の 1箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この 例による。 (協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年6月24日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生 1 6 0 番地 日高川町長 久留米 啓 史

乙 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と御坊日高老人福祉施設事務組合(以下「乙」という。)とは、災害発生 時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)及び 平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を 定めるものとする。

(乙への協力要請内容)

- 第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものと する。
- (1) 災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難となった高齢者及び障害者(以下「要援護者」という。) の受入れ
- (2) 災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- (3) 平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡
- 2 前項の受入れに係る乙の対象施設は、次のとおりとする。
- (1) 養護老人ホームときわ寮
- (2) 特別養護老人ホームときわ寮
- (3) 特別養護老人ホームときわ寮川辺園
- (4) 特別養護老人ホームときわ寮梅の里

(甲の協力内容)

- 第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の 介護支援者の確保に協力するものとする。
- 2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努めるものとする。
- 3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

(要請の方法)

- 第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
  - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
  - (2) 要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先
  - (3) 要援護者別の受入見込み期間

- (4) 地域の被災状況の把握要請にあっては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- (5) 他施設への職員派遣の要請にあっては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等 (要援護者の移送)
- 第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。 (経費の負担)
- 第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとする。

#### (情報提供等)

- 第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。
- 2 甲は、災害発生時等における町内の被害状況、復旧の見込み等の情報交換を随時乙に提供するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。 (有効期間)
- 第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知 しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月6日

- 甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地 日高川町長 市 木 久 雄
- 乙 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180 御坊日高老人福祉施設事務組合 管理者 森 下 誠 史

#### 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と社会福祉法人 敬愛会(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)及び 平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を 定めるものとする。

(乙への協力要請内容)

- 第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものと する。
- (1) 災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難となった高齢者及び障害者(以下「要援護者」という。) の受入れ
- (2) 災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- (3) 平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡

(甲の協力内容)

- 第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の 介護支援者の確保に協力するものとする。
- 2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努めるものとする。
- 3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

(要請の方法)

- 第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先
- (3) 要援護者別の受入見込み期間
- (4) 地域の被災状況の把握要請にあっては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- (5) 他施設への職員派遣の要請にあっては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等 (要援護者の移送)
- 第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。 (経費の負担)
- 第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとす

る。

(情報提供等)

- 第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。
- 2 甲は、災害発生時等における町内の被害状況、復旧の見込み等の情報交換を随時乙に提供するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。 (有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知 しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月24日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山県日高郡日高川町大字船津 1664 社会福祉法人 敬愛会 理事長 赤 松 義 之

#### 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と社会福祉法人紀成福祉会特別養護老人ホーム美山の里(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(乙への協力要請内容)

- 第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものと する。
- (1) 災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難となった高齢者及び障害者(以下「要援護者」という。) の受入れ
- (2) 災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- (3) 平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡

(甲の協力内容)

- 第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の 介護支援者の確保に協力するものとする。
- 2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努め るものとする。
- 3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

(要請の方法)

- 第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先
- (3) 要援護者別の受入見込み期間
- (4) 地域の被災状況の把握要請にあっては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- (5) 他施設への職員派遣の要請にあっては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等 (要援護者の移送)
- 第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。 (経費の負担)
- 第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとす

る。

(情報提供等)

- 第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。
- 2 甲は、災害発生時等における町内の被害状況、復旧の見込み等の情報交換を随時乙に提供するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。 (有効期間)
- 第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知 しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月26日

- 甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地日高川町長 市 木 久 雄
- 乙 和歌山県日高郡日高川町大字初湯川 213-1社会福祉法人 紀成福祉会特別養護老人ホーム 美山の里施設長 舛 本 満 男

#### 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と社会医療法人 黎明会(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)及び 平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を定め るものとする。

(乙への協力要請内容)

- 第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものと する。
- (1) 災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難となった高齢者及び障害者(以下「要配慮者」という。) の受入れ
- (2) 災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- (3) 平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡
- 2 前項の受入れに係る乙の対象施設は、次のとおりとする。
- (1) 介護老人保健施設 和佐の里
- (2) 介護老人保健施設 和佐の里 サテライト千寿

(甲の協力内容)

- 第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の 介護支援者の確保に協力するものとする。
- 2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努め るものとする。
- 3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

(要請の方法)

- 第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要配慮者の身元引受人等の氏名、連絡先
- (3) 要配慮者別の受入見込み期間
- (4) 地域の被災状況の把握要請にあっては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- (5) 他施設への職員派遣の要請にあっては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等 (要配慮者の移送)
- 第5条 乙は、甲の要請があれば、要配慮者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとする。

(情報提供等)

- 第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。
- 2 甲は、災害発生時等における町内の被害状況、復旧の見込み等の情報交換を随時乙に提供するものとす る
- 3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。 (有効期間)

第9条 この協定は、令和4年3月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年 2月28日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地 日高川町長 久留米 啓史

乙 和歌山県御坊市湯川町財部 7 2 8 - 4社会医療法人 黎明会理 事 長 北 出 貴 嗣

## 8.3 指定緊急避難場所及び指定避難所

## 8.3.1 風水害避難所

# (1) 川辺地区

地図	避難が予想される	名称	所在地	指定緊急	指定	安全に	ノベル	備考
番号	住民の地区名	- H.L.	//   1100 [2]	避難場所	避難所	風水害	地震	viii 7
1	中津川	中津川農業会館	中津川 1128	0	0	ተ ተ	×	
2	千津川	千津川コミュニティセンター	千津川 5136-1	0	0	☆(注)	0	
3	千津川	千津川福祉会館	千津川 4600-1	0	0	☆(注)	×	
4	鐘巻	鐘巻会館	鐘巻 1469	0	0	***	0	
5	鐘巻、土生	大成中学校体育館	土生 1228-2	0	0	**	0	
6	鐘巻、土生	大成中学校グラウンド	土生 1228-2	0		**	0	
7	土生	土生会館	土生 715-3	0	0	**	×	
8	土生、小熊	日高川町保健センター	土生 160-2	0	0	ተ	×	
9	土生、小熊	川辺西小学校体育館	小熊 3141	0	0	☆(注)	0	
10	土生、小熊	川辺西小学校グラウンド	小熊 3141	0		**	0	
11	小熊	小熊児童館	小熊 3396-2	0	0	***	×	
12	小熊	かわべ保育所	小熊 6076	0	0	<del></del>	0	
13	小熊	矢田コミュニティセンター	小熊 2508-1	0	0	**	0	
14	小熊 (川辺地区)	日高川町防災センター	小熊 3774-1	0	0	<del></del>	0	拠点
15	入野	入野集落センター	入野 179	0	0	☆(注)	×	
16	若野	若野コミュニティセンター	若野 282	0	0	**	0	
17	玄子	玄子集会所	玄子 581-1	0	0	\$\$	×	
18	玄子	下玄子集会所	玄子 125-1	0	0	☆(注)	×	
19	玄子、早藤、 蛇尾、平川 (川辺地区)	早蘇中学校体育館	蛇尾 476-19	0	0	☆(注)	0	拠点
20	玄子、早藤、 蛇尾、平川	早蘇中学校グラウンド	蛇尾 476-19	0		☆☆	0	
21	早藤	早藤集会所	早藤 100-1	0	0	☆(注)	×	
22	早藤	川辺老人憩の家	早藤 444-1	0	0	☆(注)	×	
23	蛇尾	蛇尾集会所	蛇尾 438-17	0	0	☆(注)	×	
24	平川	下平川集会所	平川 175	0	0	☆(注)	0	
25	平川	光導寺	平川 210	0	0	☆(注)	0	

地図	 避難が予想される	h-41		指定緊急	指定	安全に	ノベル	644s.das
番号	住民の地区名	名称	所在地	避難場所	避難所	風水害	地震	備考
26	平川	平川生活改善センター	平川 447-1	0	0	☆(注)	×	
27	平川	吉子集会所	平川 828-2	0	0	☆(注)	×	
28	平川、三百瀬	三百瀬小学校体育館	三百瀬 885-1	0	0	☆(注)	0	
29	平川、三百瀬	三百瀬小学校グラウンド	三百瀬 885-1	0		☆(注)	0	
30	三百瀬	三百瀬公民館	三百瀬 477-2	0	0	☆☆	×	
31	伊藤川	伊藤川会館	伊藤川 45-1	0	0	☆(注)	0	
32	藤野川	藤野川会館	藤野川 128-4	0	0	☆(注)	×	
33	山野、市川、 大滝川、三津川	山野小学校体育館	山野 538	0	0	☆(注)	0	
34	山野、市川、 大滝川、三津川	山野小学校グラウンド	山野 538	0		☆(注)	0	
35	山野、市川、 大滝川、三津川	山野会館	山野 339-1	0	0	ተ	×	
36	市川	市川集会所	山野 1102	0	0	☆(注)	0	
37	大滝川	大滝川集会施設	山野 3040-2	0	0	☆(注)	0	
38	三津川	三津川公民館	山野 3203-6	0	0	☆(注)	×	
39	江川	江川小学校体育館	江川 2133	0	0	☆(注)	0	
40	江川	江川小学校グラウンド	江川 2133	0		☆(注)	0	
41	江川	丹生中学校体育館	江川 536	0	0	***	0	
42	江川	丹生中学校グラウンド	江川 536	0		\$\$	0	
43	江川	下江川集会所	江川 217	0	0	\$\$	×	
44	江川	高畑集会所	江川 1743-2	0	0	☆(注)	×	
45	江川	江川コミュニティ防災センター	江川 2086-1	0	0	☆(注)	0	
46	江川、和佐	かわべテニス公園	和佐 2095	0	0	**	×	
47	和佐	かわべテニス公園 屋内テニスコー ト	和佐 2095	0	0	**	0	
48	和佐	和佐小学校体育館	和佐 1550	0	0	☆(注)	0	
49	和佐	和佐小学校グラウンド	和佐 1550	0		☆(注)	0	
50	和佐 (川辺地区)	南山若者センター	和佐 1030-90	0	0	☆	0	拠点
51	和佐	南山スポーツ公園管理棟	和佐 1030-90	0	0	**	0	
52	和佐	南山陸上競技場	和佐 1030-90	0		☆☆	0	
53	和佐	南山野球場	和佐 1030-90	0		<del>ፊ</del>	0	

地図	地図 避難が予想される	名称	所在地	指定緊急	急 指定	安全レベル		備考
番号	住民の地区名	<b>和你</b>	別狂地	避難場所	避難所	風水害	地震	加与
54	和佐	和佐公民館	和佐 541	0	0	☆(注)	×	
55	松瀬	松瀬コミュニティセンター	松瀬 564	0	0	☆(注)	0	

※拠点:避難情報発令時に開設する拠点となる避難所

※安全レベル (風水害) : ☆☆☆ ⇒ 十分に安全な避難場所
☆☆ ⇒ 一定の安全を確保することが可能である避難場所
☆ ⇒ 危険が迫った場合には、閉鎖の可能性がある避難場所
☆ (注) ⇒ 危険が迫った場合には、閉鎖の可能性がより高い避難場所

### (2) 中津地区

地図	避難が予想される 住民の	名称	所在地	指定緊急	指定	安全に	ノベル	備考
番号	地区名	わ你	が北北	避難場所	避難所	風水害	地震	加持
1	坂本	女性若者等交流活動支援施設	船津 1110-1	0	0	☆(注)	0	
2	坂本、岡本、 小津茂、上滝本、 下滝本 (中津地区)	中津小学校体育館	船津 1507	0	0	☆(注)	0	拠点
3	坂本、岡本、 小津茂、上滝本、 下滝本	中津小学校グラウンド	船津 1507	0		☆(注)	0	
4	岡本	岡本集会所	船津 1315-2	0	0	☆(注)	×	
5	小津茂	小津茂集会所	船津 659-1	0	0	☆(注)	×	
6	下滝本	観音寺	船津 531	0	0	☆(注)	×	
7	下滝本	高齢者等活動生活支援促進施設	船津 554-1	0	0	☆(注)	0	
8	下滝本	特別養護老人ホーム白寿苑	船津 1664	0	0	☆	0	福祉 避難所
9	上滝本	上滝本集会所	船津 219-1	0	0	☆(注)	0	
10	西原	西原集会所	西原 47-1	0	0	☆(注)	×	
11	西原	旧老人憩いの家「歳の神荘」	西原 384-3	0	0	☆(注)	×	
12	西原、本郷	日高川町役場中津支所	高津尾 29	0	0	☆	0	
13	西原、本郷	旧高津尾小学校体育館	高津尾 267	0	0	☆(注)	0	
14	西原、本郷	旧高津尾小学校グラウンド	高津尾 267	0		☆(注)	0	
15	西原、本郷	旧船着中学校体育館	高津尾 266	0	0	☆(注)	0	
16	西原、本郷	日高高校中津分校体育館	西原 357	0	0	☆(注)	×	
17	西原、本郷	淘汰寺	高津尾 90	0	0	☆(注)	×	
18	西原、本郷、 尾曽、中木、広瀬 (中津地区)	日高川町地域交流センター	高津尾 718-3	0	0	☆	0	福祉 避難所 拠点
19	本郷	なかつ保育所	高津尾 1071	0	0	☆(注)	0	

地図	避難が予想される 住民の	名称	所在地	指定緊急	指定	安全に	ノベル	備考
番号	地区名			避難場所	避難所	風水害	地震	
20	本郷	本郷集会所	高津尾 124-1	0	0	☆(注)	×	
21	本郷	新田集会所	高津尾 1060	0	0	☆(注)	0	
22	尾曽	尾曽集会所	高津尾 685-1	0	0	☆(注)	0	
23	尾曽	中津荘	高津尾 1049	0	0	☆(注)	0	
24	中木	中津温泉保養館	高津尾 852-1	0	0	☆	0	
25	中木	中木集会所	高津尾 990-1	0	0	☆(注)	0	
26	広瀬	広瀬集会所	高津尾 319-1	0	0	<b>\$\$</b>	×	
27	伊佐の川	伊佐の川集会所	高津尾 1628-2	0	0	☆(注)	0	
28	姉子	姉子集会所	姉子 136-5	0	0	☆(注)	0	
29	姉子、三十木、 原日浦	旧子十浦小学校体育館	三十木 155	0	0	☆(注)	0	
30	姉子、三十木、 原日浦	旧子十浦小学校グラウンド	三十木 155	0		☆(注)	0	
31	三十木	渓谷寺	三十木 33	0	0	☆(注)	×	
32	三十木	西鶴記念交流館	三十木 95-1	0	0	☆(注)	0	
33	原日浦	原日浦生活改善センター	原日浦 190-3	0	0	☆(注)	×	
34	平岩	平岩集会所	原日浦 57-1	0	0	☆(注)	×	
35	三十井川	三十井川集会所	三十井川 84-1	0	0	☆(注)	×	
36	佐井	佐井集会所	佐井 212-1	0	0	☆(注)	0	
37	佐井	極楽寺	佐井 179	0	0	☆(注)	×	
38	佐井	佐井ゴルフ記念館	佐井 597-1	0	0	☆(注)	0	
39	坂野川、老星、 大又	旧大星小学校体育館	坂野川 150	0	0	☆(注)	0	
40	坂野川、老星、 大又	旧大星小学校グラウンド	坂野川 150	0		☆(注)	0	
41	坂野川	坂野川集会所	坂野川 194-1	0	0	☆(注)	0	
42	坂野川	旧老人憩いの家「望月荘」	坂野川 362-1	0	0	☆(注)	×	
43	坂野川	山向寺	坂野川 256	0	0	☆(注)	0	
44	坂野川	畑ヶ瀬集会所	坂野川 570-2	0	0	☆(注)	0	
45	大又	大又集会所	大又 224-6	0	0	☆(注)	×	
46	老星	大星ゲートボール場	大又 13	0		☆(注)	0	
47	老星	老星集会所	老星 141-1	0	0	☆(注)	0	

地図	避難が予想される 住民の	名称		指定緊急	指定	安全に	ノベル	備考
番号	地区名	石柳	771111111111111111111111111111111111111	避難場所	避難所	風水害	地震	VIII-75
48	三佐	安楽寺	三佐 130	0	0	☆(注)	×	
49	三佐	三佐集会所	三佐 296-2	0	0	☆(注)	×	
50	三佐	旧たちばな保育所	三佐 252-2	0	0	☆(注)	×	
51	三佐、田尻	中津中学校体育館	三佐 19-2	0	0	☆(注)	0	
52	三佐、田尻	中津中学校グラウンド	三佐 19-2	0		☆(注)	0	
53	田尻(中津地区)	旧役場川中支所	田尻 117-1	0	0	☆(注)	×	拠点
54	田尻	田尻集会所	田尻 169	0	0	☆(注)	0	
55	田尻、小釜本	旧川中第一小学校体育館	田尻 236	0	0	☆(注)	0	
56	田尻、小釜本	旧川中第一小学校グラウンド	田尻 236	0		☆(注)	0	
57	小釜本	小釜本集会所	小釜本 295-1	0	0	☆(注)	0	
58	小釜本	八幡神社	小釜本 388	0		**	0	
59	小釜本	長子集会所	小釜本 442	0	0	\$\$	×	
60	下田原	下田原集会所	下田原 261	0	0	☆(注)	0	
61	下田原	堂前会場	下田原 217	0	0	\$\$	0	
62	上田原	上田原集会所	上田原 202	0	0	☆(注)	0	

※拠点:避難情報発令時に開設する拠点となる避難所

※安全レベル(風水害):☆☆☆ ⇒ 十分に安全な避難場所

☆☆ → 一定の安全を確保することが可能である避難場所

☆ → 危険が迫った場合には、閉鎖の可能性がある避難場所

☆ (注) → 危険が迫った場合には、閉鎖の可能性がより高い避難場所

## (3) 美山地区

地図	避難が予想される 住民の	名称	所在地	指定緊急	指定	安全に	ノベル	備考
番号	地区名	47/1	)) 11.1E	避難場所	避難所	風水害	地震	NH3-3
1	川原河、皆瀬、 上越方、下越方	日高川町保健福祉センター	川原河 264	0	0	☆	0	福祉 避難所
2	川原河、皆瀬、 上越方、下越方	美山中学校体育館	川原河 129	0	0	☆(注)	0	
3	川原河、皆瀬、 上越方、下越方	美山中学校グラウンド	川原河 129	0		☆(注)	0	
4	川原河、皆瀬、 上越方、下越方 (美山地区)	川原河小学校体育館	川原河 381-1	0	0	<del>ተ</del>	0	拠点
5	川原河、皆瀬、 上越方、下越方	川原河小学校グラウンド	川原河 381-1	0		☆☆	0	
6	上越方	上越方集会所	上越方 21-5	0	0	☆(注)	×	
7	浅間	浅間集会所	浅間 54	0	0	☆(注)	×	

地図	避難が予想される 住民の	名称	所在地	指定緊急	指定	安全し	<b>ノベル</b>	- 備考
番号	地区名	н,	//   120 - 12	避難場所	避難所	風水害	地震	DIA 3
8	下村、上ノ段、 友渕	熊野川生活改善センター	熊野川 210-2	0	0	☆(注)	×	
9	滝頭	滝頭集会所	滝頭 191-2	0	0	☆(注)	×	
10	愛口	愛口集会所	初湯川 33-3	0	0	☆(注)	×	
11	平(美山地区)	平スポーツセンター	初湯川 213-223	0	0	***	0	拠点
12	平	平集会所	初湯川 213-293	0	0	☆(注)	×	
13	平	笠松小学校体育館	初湯川 168	0	0	$^{2}$	0	
14	平	笠松小学校グラウンド	初湯川 168	0		<b>&amp;</b> &	0	
15	平	愛徳荘	初湯川 202	0	0	☆(注)	0	
16	平	特別養護老人ホーム美山の里	初湯川 213-1	0	0	**	0	福祉 避難所
17	笠松	笠松集会所	初湯川 526-1	0	0	☆(注)	×	
18	笠松	林松寺	初湯川 533	0	0	☆(注)	0	
19	初湯川	初湯川集会所	初湯川 1170-1	0	0	☆(注)	×	
20	猪谷、妹尾	猪谷集会所	初湯川 1587	0	0	☆(注)	0	
21	猪谷、妹尾	美山療養温泉館	初湯川 1587	0	0	☆(注)	0	
22	猪谷、妹尾	猪谷パーク管理棟	初湯川 1751	0	0	☆(注)	0	
23	上初湯川	上初湯川ふれあいの家	上初湯川 723-11	0	0	☆(注)	×	
24	上初湯川	上初湯川集会所	上初湯川 83	0	0	☆(注)	×	
25	李	李公民館	愛川 388	0	0	☆(注)	×	
26	愛川	愛川児童館	愛川 68-3	0	0	☆(注)	×	
27	愛川	遍照寺	愛川 113-1	0	0	☆(注)	×	
28	打尾	打尾集会所	皆瀬 781-1	0	0	☆(注)	×	
29	皆瀬	皆瀬公民館	皆瀬 546	0	0	☆(注)	×	
30	皆瀬、阿田木	下阿田木神社	皆瀬 302	0		☆(注)	0	
31	阿田木	阿田木集会所	皆瀬 252-3	0	0	☆(注)	×	
32	下越方	下越方集会所	皆瀬 111	0	0	☆(注)	0	
33	弥谷	弥谷公民館	弥谷 31	0	0	☆(注)	×	
34	串本	美山漕艇場	串本 2204	0	0	☆(注)	0	
35	土居梅原、中村、 朔日、滝ノ上	寒川診療所	寒川 293-2	0	0	***	0	

地図	地図 住民の	名称	所在地	指定緊急	指定	安全に	ノベル	備考
番号	地区名	和你	为日土地	避難場所	避難所	風水害	地震	加持
36	土居梅原、中村、 朔日、滝ノ上	安楽寺	寒川 310	0	0	☆(注)	×	
37	宮平、上長志、 下板、上板、 小薮川	寒川第一小学校体育館	寒川 184	0	0	☆(注)	0	
38	宮平、上長志、 下板、上板、 小薮川	寒川第一小学校グラウンド	寒川 184	0		☆(注)	0	
39	土居秋葉、下長志	寒川多目的施設	寒川 120	0	0	☆(注)	0	
40	土居秋葉、下長志 (美山地区)	旧寒川保育園	寒川 120	0	0	ተ ተ	0	拠点
41	西ノ川	西ノ川集会所	寒川 1323-1	0	0	☆(注)	×	
42	上高野、下高野	高野集会所	寒川 60-1	0	0	<b>ታ</b> ታ	×	
43	小薮川	小薮川集会所	寒川 2230	0	0	**	×	

※拠点:避難情報発令時に開設する拠点となる避難所

※安全レベル (風水害) : ☆☆☆ ⇒ 十分に安全な避難場所
☆☆ ⇒ 一定の安全を確保することが可能である避難場所
☆ ⇒ 危険が迫った場合には、閉鎖の可能性がある避難場所
☆ (注) ⇒ 危険が迫った場合には、閉鎖の可能性がより高い避難場所

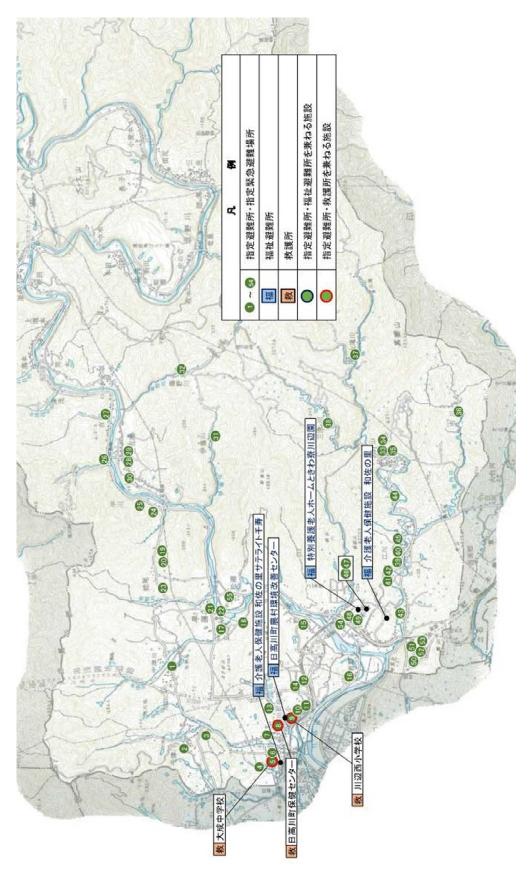
# 8.3.2 津波避難所

地図番号	避難が予想され る住民の地区名	名称	所在地	指定緊 急避難 場所	指定避難所	耐震性 有無
9	小熊	川辺西小学校体育館	小熊 3141	0	0	有
11	小熊	小熊児童館	小熊 3396-2	0	0	無
12	小熊	かわべ保育所	小熊 6076	0	0	有
13	小熊	矢田コミュニティセンター	小熊 2508-1	0	0	有
14	小熊	日高川町防災センター	小熊 3774-1	0	0	有

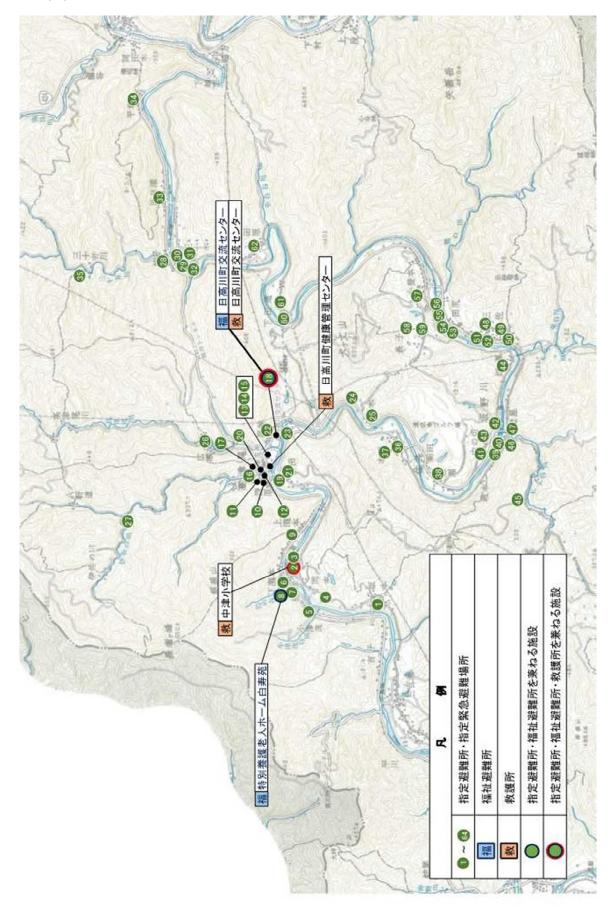
## 8.4 福祉避難所

避難が予想される 住民の地区名	名称	所在地	受入対象者
	日高川町農村環境改善センター	小熊 2416	高齢者、身体障害者(視覚、 聴覚、肢体)、知的障害者、精 神障害者、発達障害者
11)77 1665	特別養護老人ホームときわ寮川 辺園	和佐 2081-10	高齢者、身体障害者(視覚、 聴覚、肢体)、知的障害者、精 神障害者、発達障害者
川辺地区	介護老人保健施設 和佐の里	和佐 2136	高齢者、身体障害者(視覚、 聴覚、肢体)、知的障害者、精 神障害者、発達障害者
	介護老人保健施設 和佐の里 サテライト千寿	土生 1208	高齢者、身体障害者(視覚、 聴覚、肢体)、知的障害者、精 神障害者、発達障害者
中津地区	日高川町地域交流センター	高津尾 718-3	高齢者、身体障害者(視覚、 聴覚、肢体)、知的障害者、精 神障害者、発達障害者
<b>十</b> 件地区	特別養護老人ホーム白寿苑	船津 1664	高齢者、身体障害者(視覚、 聴覚、肢体)、知的障害者、精 神障害者、発達障害者
美山地区	日高川町保健福祉センター	川原河 264	高齢者、身体障害者(視覚、 聴覚、肢体)、知的障害者、精 神障害者、発達障害者
大川心区	特別養護老人ホーム美山の里	初湯川 213-1	高齢者、身体障害者(視覚、 聴覚、肢体)、知的障害者、精 神障害者、発達障害者

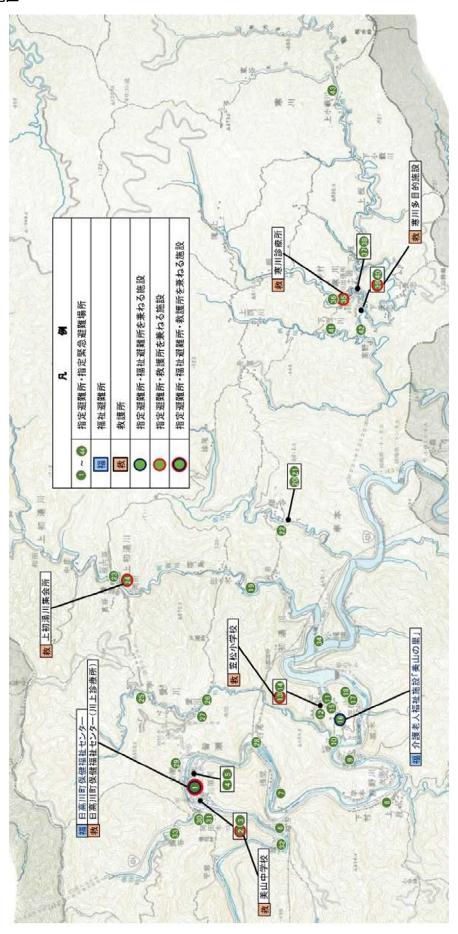
### (1) 川辺地区



### (2) 中津地区



## (3) 美山地区



### 8.6 避難路線

湯浅御坊道路	町道中江川線	町道玄子早藤線	町道千津川栗原谷線
国道424号	町道山野稲原線	町道土生下ノ谷3号線	町道千津川火葬場線
県道広川川辺線	町道市川線	町道入野大山線	町道長岡市畑線
県道御坊中津線	町道大滝川線	町道〆谷開山線	町道古垣内別谷線
県道御坊美山線	町道鐘巻裏門線	町道千曳線	町道土生古垣内2号線
県道日高印南線	町道千津川新道線	町道大神谷線	町道本谷東部線
県道田辺龍神線	町道千津川中央線	町道土生中道線	町道千津川清水線
県道玄子小松原線	町道三百瀬中央線	町道〆谷越内2号線	町道千津川本谷線
県道江川小松原線	町道大山谷線	町道三津ノ川大滝川線	町道長泉寺線
県道玄子和佐線	町道千鳥橋線	町道若野小熊線	町道寺間線
県道船津和佐線	町道和佐駅前線	町道玄子早藤2号線	町道見川池線
県道上初湯川皆瀬線	町道三百瀬中央2号線	町道鐘巻西回り1号線	町道見川線
県道たかの金屋線	町道茶屋畑西萩原線	町道鐘巻西回り2号線	町道中津川上出線
県道美里龍神線	町道小熊岡の段線	町道鐘巻大門線	町道中津川本谷線
町道和佐土生線	町道小熊法徳寺池田谷線	町道鐘巻土生線	町道加納原線
町道三百瀬蛇尾線	町道小熊岡ノ段1号線	町道土生鐘巻線	町道薮坂線
町道松瀬線	町道小熊岡ノ段2号線	町道中学校線	町道中津川広場2号線
町道小熊大橋線	町道池田谷線	町道土生下出線	町道大人線
町道土生吹上線	町道小熊矢田線	町道土生荘司線	町道道ノ坂1号線
町道土生古垣内1号線	町道小熊弥谷1号線	町道土生藤井線	町道道ノ坂2号線
町道中津川1号線	町道矢田4号線	町道土生連絡線	町道早藤中津川線
町道中津川広場1号線	町道矢田禿線	町道土生中間出線	町道中津川七見線
町道若野入野線	町道土生下ノ谷2号線	町道土生上出線	町道役場南線
町道玄子広場線	町道打谷2号線	町道土生東間出線	町道役場東線
町道東蛇尾線	町道打谷3号線	町道城ケ原線	町道弥谷線
町道樋ノ口大山線	町道打谷4号線	町道土生線	町道新田線
町道三百瀬広場1号線	町道千津川東見川1号線	町道前田線	町道南大砂線
町道伊藤川藤野川線	町道千津川東見川2号線	町道来迎寺線	町道木曽谷線
町道藤野川大又線	町道千津川東見川 3 号線	町道土生久堀線	町道牛ノ谷線
町道松瀬中津川線	町道中津川高岸橋線	町道土生宮前線	町道法徳寺線
町道小熊広場線	町道中津川猪ノ谷線	町道矢田1号線	町道実満線
町道小熊入野線	町道中津川東岸猪ノ谷線	町道矢田2号線	町道実満奥線
町道〆谷越内線	町道中津川本谷2号線	町道管林山北線	町道小熊鍛冶屋線
町道和佐栗屋谷線	町道小熊弥谷2号線	町道穴池線	町道小熊線
町道三津野川矢田線	町道小熊弥谷3号線	町道矢田穴池線	町道別所谷線
町道和佐西部1号線	町道名主谷線	町道土生下ノ谷線	町道平松線
町道和佐稲原線	町道和佐北裏本線	町道打谷線	町道矢田3号線
町道江川上和佐線	町道江川山野線	町道鐘巻中央線	町道小熊菖蒲谷線
町道小桑越内線	町道和佐若者広場入口線	町道鐘巻艾池線	町道矢田谷線
町道茶屋畑小桑線	町道和佐小学校前線	町道千津川水道線	町道矢田谷西線
町道下江川線	町道玄子寺畑線	町道千津川線	町道小熊パイロット線

町道菅谷線	町道三百瀬岩ノ岡線	町道若物広場環状線	町道山野宮土線
町道小熊清水谷線	町道三百瀬本谷線	町道和佐門前線	町道山野小学校線
町道小熊坂本線	町道三百瀬堂ノ前線	町道門前〆谷線	町道山野寺前線
町道大山若野線	町道長楽寺線	町道光源寺線	町道向山野線
町道大山池田谷線	町道三百瀬庄野線	町道中ノ瀬線	町道神ノ川線
町道大山水道線	町道三百瀬日高川線	町道下和佐野口線	町道神ノ川連絡線
町道若野火葬場線	町道三百瀬広場西回り線	町道下和佐線	町道市川山野線
町道若野日高川下線	町道三百瀬永屋線	町道和佐越内線	町道市川真妻線
町道若野日高川中央線	町道三百瀬西谷線	町道ターミナル1号線	町道大滝川川中線
町道若野日高川上線	町道三百瀬東谷線	町道ターミナル2号線	町道大滝川連絡線
町道入野西部線	町道三百瀬千鳥線	町道南山線	町道猪飼谷線
町道下入野日高川線	町道東田線	町道南山外回り線	町道三津野川北谷線
町道入野中部線	町道三百瀬門脇線	町道南山西部線	町道北谷東線
町道小熊入野2号線	町道三百瀬光導寺線	町道江川西門前線	町道三津野川滑谷線
町道入野大谷線	町道紀道ノ宮線	町道江川北垣内線	町道三津野川船着線
町道小熊入野3号線	町道三百瀬藤野川線	町道越内今井田線	町道小熊あざつぼう線
町道上入野線	町道藤野川不動線	町道下江川今井田線	町道玄子春畝町線
町道中津川 2 号線	町道三百瀬広場2号線	町道江川西谷線	町道入野鳩の巣冷田線
町道小熊坂本2号線	町道松瀬西部線	町道猿川線	町道蛇尾線
町道池田谷2号線	町道松瀬中央線	町道茶屋の段中央線	町道江川猿川線
町道池田谷3号線	町道松瀬船場線	町道茶屋の段連絡線	町道三津ノ川1号線
町道池田谷4号線	町道松瀬大谷線	町道三番稲原線	町道丹生中学校西前線
町道下ノ原線	町道松瀬日高川線	町道三番茶屋畑線	町道三百瀬広場3号線
町道おくぼ線	町道松瀬南部2号線	町道江川小学校線	町道小津茂坂本線
町道上玄子線	町道松瀬東部線	町道三番線	町道高津尾新田線
町道玄子線	町道松瀬南部1号線	町道宝重寺線	町道佐井河北河南連絡線
町道玄子平線	町道松瀬鈴川線	町道森屋東部線	町道坂野川姉子線
町道玄子火葬場線	町道和佐北裏線	町道三番森屋線	町道田尻中木線
町道早藤岡原線	町道和佐志ど志線	町道保育所前線	町道田尻小釜本線
町道西蛇尾1号線	町道上和佐川添線	町道森屋重家線	町道下田原高津尾線
町道松尾線	町道和佐西部2号線	町道丹生神社線	町道小津茂岡本線
町道早藤線	町道滝谷線	町道里沢線	町道上滝本岡本線
町道藤野川三津川線	町道和佐北岡線	町道上当田線	町道大又岡本線
町道蛇尾椎ノ原線	町道権次穴線	町道江川吹上1号線	町道高津尾八軒道線
町道西蛇尾2号線	町道和佐東部線	町道江川吹上2号線	町道出合津木線
町道中ノ谷奥線	町道小段谷線	町道森屋吹上線	町道広瀬二反田上平線
町道下平川線	町道和佐中溝線	町道鴨尽線	町道尾曽小原線
町道槙線	町道和佐五反田線	町道重家岡ノ段線	町道大又藤野川線
町道上平川線	町道和佐城山線	町道江川岡ノ段線	町道三佐畑ケ瀬線
町道吉子奥ノ谷線	町道野鳥の小屋線	町道高畑中央線	町道小釜本長子線
町道吉子線	町道和佐川添線	町道江川下山野線	町道幸合谷線
町道吉子日高川線	町道新田千曳線	町道山野道仙線	町道姉子修理川線
町道三百瀬平川線	町道越内〆谷線	町道山野中央線	町道三十井川弥谷線
町道久恵田線	町道〆谷奥線	町道山野保育所線	町道坂本初丁浦北垣内縞

町道坂本山手線	町道坂野川堂免線	町道平岩阿田木線	町道愛川線
町道坂本沖谷線	町道畑ケ瀬線	町道平岩線	町道愛川皆瀬峠線
町道坂本原前線	町道老星大畑線	町道三十井川高津尾川線	町道木滝線
町道岡本線	町道老星上坂本線	町道坂本広場線	町道弓場1号線
町道岡本王子神岩の坂線	町道老星不動峠坂本線	町道原日浦上の段線	町道滝尻線
町道岡本赤坂線	町道老星氏神前線	町道長子八幡宮線	町道楠木橋線
町道岡本前田線	町道旧大星校線	町道長子西山線	町道竿本愛口線
町道小津茂西田線	町道大又小久保線	町道畑ケ瀬中央線	 町道上の段1号線
町道西田線	町道柿谷線	町道三十木土井谷線	町道川又線
町道小津茂谷線	町道本川本線	町道上平岩線	町道友渕線
町道小津茂庄田線	町道本川東谷線	町道西原野首線	町道愛口笠松線
町道下滝本小津茂線	町道三佐横断線	町道下田原久保線	町道笠松平線
町道下滝本東田井線	町道三佐中央線	町道坂本櫓之浦線	町道愛口平線
町道上滝本下滝本線	町道三佐北地線	町道坂本滝の谷線	町道小畑小滝浦線
町道上滝本森の宮前線	町道三佐平線	町道三佐北地戸崎線	町道小滝浦線
町道上滝本線	町道川中中学校線	町道西原線	町道初湯川猪谷線
町道上滝本上の段線	町道三佐土井垣内線	町道鷺の巣線	町道佐々木猪谷線
町道上滝本水落線	町道田尻中央平線	町道姉子細通り線	町道上初湯川線
町道本郷西原線	町道田尻古屋線	町道三佐奥の谷線	町道垣内原線
町道西原樫山線	町道貝野線	町道中木線	町道串本猪谷線
町道高津尾小畑線	町道田首谷線	町道下田原糸河谷線	町道芝平線
町道小畑八軒道線	町道田尻谷線	町道佐井山手線	町道高野上西の川線
町道新田線	町道長子岡の上線	町道坂野川中央線	町道土居下長志線
町道淘汰寺線	町道小釜本山手線	町道三佐田尻線	町道下板下長志線
町道本郷中瀬線	町道小釜本福の神線	町道中木佐井線	町道下板上山路線
町道中の峪線	町道小釜本柳川線	町道観音寺橋線	町道滝の上小川線
町道広瀬後万田古軒行線	町道下田原上の段線	町道上滝本中央線	町道西の谷線
町道広瀬線	町道下田原大神宮瀬詰線	町道下田原線	町道小薮川東谷線
町道池谷線	町道下田原大神宮線	町道川原河初湯川線	町道弓場2号線
町道高津尾川八軒道線	町道幸合谷口線	町道滝頭平線	町道高野下長志線
町道尾曽線	町道上田原宮の前井の尻線	町道愛川平線	町道川原河鳥井原線
町道尾曽中深線	町道上田原広畑線	町道初湯川・上初湯川線	町道川原河2号線
町道犬ケ丈登山線	町道上田原大畝町線	町道糠崩舟原線	町道川原河3号線
町道中木羽根田線	町道上田原河北河南連絡線	町道土居滝の上線	町道川原河4号線
町道佐井本田線	町道前田伊藤線	町道上初湯川小川線	町道川原河5号線
町道佐井坪内線	町道三十木寺前線	町道滝頭峠線	町道川原河6号線
町道佐井中垣内線	町道三十木前田線	町道鳥井原阿田木線	町道川原河7号線
町道佐井不動坂線	町道三十木小深線	町道阿田木線	町道川原河青木橋線
町道佐井長子線	町道姉子中央線	町道越方発電所線	町道川原河消防線
町道佐井州崎線	町道姉子上の段線	町道越方バイパス線	町道皆瀬消防線
町道佐井新田線	町道姉子線	町道皆瀬打尾線	町道宮前線
町道坂野川大人線	町道姉子瀬戸先線	町道丸山浅間線	町道阿田木消防線
町道坂野川長子線	町道原日浦三十木線	町道打尾浅間峠線	町道阿田木平岩線
町道坂野川露谷柳瀬線	町道原日浦線	町道NHK中継所線	町道下越方線

町道越方浅間峠線	町道土居中村線	農道滝頭線	林道三十井川弥谷線
町道越方上田原線	町道梅原線	農道猪谷線	林道井の又線
町道大谷線	町道長志上山路線	農道丸山線	林道本川西神ノ川線
町道下村西の谷線	町道下板線	農道平線	林道犬ヶ丈線
町道上の段2号線	町道下板谷山線	農道愛川線	林道株井白馬線
町道小谷峠線	町道弥谷線	農道上板線	林道小薮川線
町道浅間竿本線	町道笠松バイパス線	農道猪谷2号線	林道川合湯ノ又線
町道池の谷線	町道上堂浦橋線	農道朔日線	林道八斗蒔城ヶ森線
町道滝頭消防線	町道上長志線	農道中の前線	林道滝の上八斗蒔線
町道愛口消防線	町道坂本線	農道初湯川線	林道樅の木線
町道愛口天神線	町道中ノ庄線	農道梅の木谷線	林道妹尾線
町道平1号線	町道中谷線	農道中村線	林道橘川線
町道平2号線	町道下西の川線	農道谷山線	林道西の川線
町道平3号線	町道栗の木桑の木線	農道弥谷線	林道上越方上田原線
町道愛口線	町道長峪線	農道朔日 2 号線	林道西の谷線
町道木地屋線	町道清滝五味線	農道愛口線	林道神場線
町道加露渡峠線	町道浅間消防線	農道上越方線	林道下露里線
町道戸瀬峠線	町道浅間ダム線	農道川原河線	林道東谷線
町道城山宇井峠線	町道土居消防線	農道朔日 3 号線	林道板谷線
町道李五村線	町道皆瀬川原河線	農道田の上線	林道名の谷線
町道葛谷線	町道笠松消防線	農道東垣内線	林道佐々木線
町道上初湯川消防線	町道友渕消防線	農道上小薮川線	林道野々古川又線
町道上初湯川妹尾線	町道桂木峠線	農道大家垣内線	林道小谷線
町道不動滝線	町道皆瀬線	農道友渕2号線	林道李白馬線
町道猪谷線	町道竿本消防線	農道川原河 2 号線	林道追谷線
町道串谷峠線	町道美山中津線	農道上越方2号線	林道白馬線
町道土居線	町道友渕平線	農道上板2号線	
町道高野間野線	農道三十木中の長線	農道滝頭3号線	
町道小棚線	農道三十井川広場線	林道大滝川線	
町道西の川猪谷線	農道三佐農道線	林道三津ノ川藤野川線	
町道舟原線	農道姉子瀬戸線	林道三津ノ川線	
町道舟原妹尾線	農道老星小屋口線	林道奥ノ谷線	
町道西の川舟原線	農道上田原線	林道出合白馬線	
町道滝の上西の川線	農道宇井渕線	林道新田後山線	
町道朔日上西の川線	農道越方線	林道八軒道高津尾川線	
町道土居西の川線	農道友渕線	林道高津尾川線	

その他各避難所に通じる和佐 1216-2 地先西側道路、和佐 1232-2 地先東側道路及び里道等も全て避難路とする。

## 8.7 日高川浸水想定区域内にある施設

	施設名称	所在地	電話	FAX	浸水深	避難確保計画の策定状況
	なかつ保育所	高津尾 1071	0738-24-9330	0738-54-2033	3.0~5.0m	0
	みやま保育園	川原河 204-2	0738-56-0393		3.0~5.0m	0
福祉	博愛デイサービス センター日高川	土生 127-6	0738-52-7008	0738-52-7009	0.5m∼3.0m	0
施設	なごみ・みよせ の里	三百瀬 973	0738-70-0233	0738-70-0272	0.5m∼3.0m	0
	作業所あおぎ園	坂野川 150	0738-55-8030	0738-55-8040	5.0~10.0m	0
	はるす・デイサ ービス美山	川原河 264	0738-56-7010	0738-56-7013	3.0~5.0m	
	川辺西小学校	小熊 3141	0738-22-1014	0738-22-0719	0.5~3.0m	0
	江川小学校	江川 2133	0738-53-0101	0738-53-0192	3.0~5.0m	
<del>以</del> 社长	和佐小学校	和佐 1550	0738-53-0218	0738-53-0349	0.5m∼3.0m	0
学校	中津小学校	船津 1500	0738-54-0032	0738-54-0086	3.0~5.0m	
	中津中学校	三佐 19-2	0738-55-0012	0738-55-0092	5.0~10.0m	0
	美山中学校	川原河 129	0738-56-0014	0738-56-8005	5.0~10.0m	0
	川上診療所	川原河 264	0738-56-0396		5.0~10.0m	
	歯科診療所	川原河 122-1	0738-56-0238		5.0~10.0m	
医療機関	村上クリニック	高津尾 38	0738-54-0787	0738-54-2006	5.0~10.0m	
	谷本内科小児科	土生 160-4	0738-24-2040		0.5m 未満	
I/XI/XI	島整形外科	土生 160-4	0738-22-0770		0.5m 未満	0
	とめきクリニッ ク	小熊 2475-1	0738-22-3232		0.5m 未満	0

## 8.8 土砂災害警戒区域内にある施設

	施設名称	所在地	電話	FAX	土砂災害の種類	避難確保計画 の策定状況
	特別養護老人 ホーム 白寿苑	船津 1664	0738-54-0071	0738-54-0074	急傾斜地の崩壊 土石流 地すべり	0
1-11	白寿苑別館	船津 1664	0738-54-0071	0738-54-0074	土石流	0
福祉施設	作業所あおぎ	坂野川 150	0738-55-8030	0738-55-8040	土石流	0
	はるす・デイ サービス美山	川原河 264	0738-56-7010	0738-56-7013	土石流	
	みやま保育園	川原河 204-2	0738-23-9507	0738-56-0393	土石流	0
	三百瀬小学校	三百瀬 885-1	0738-52-0024	0738-52-0394	急傾斜地の崩壊	0
	山野小学校	山野 538	0738-53-0217	0738-53-0249	土石流	0
	江川小学校	江川 2133	0738-53-0101	0738-53-0192	急傾斜地の崩壊	
	中津小学校	船津 1507	0738-54-0032	0738-54-0086	土石流	0
学校	寒川第一小学 校	寒川 217	0738-58-0215	0738-58-0239	急傾斜地の崩壊 土石流	0
	早蘇中学校	蛇尾 476	0738-52-0023	0738-52-0393	急傾斜地の崩壊	
	中津中学校	三佐 19-2	0738-55-0012	0738-55-0092	土石流	0
	美山中学校	川原河 129	0738-56-0014	0738-56-8005	土石流	
	日高高等学校 中津分校	西原 357	0738-54-0226	0738-54-0879	土石流	0
医療	白寿苑診療所	船津 1664	0738-54-0071	0738-54-0074	急傾斜地の崩壊 土石流 地すべり	0
機関	村上クリニック	高津尾 38	0738-54-0787	0738-54-2006	土石流	

## 医療救護に関する資料

#### 9.1 災害時の医療救護に関する協定書

#### 災害時の医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)に基づき日高郡町村が 実施する医療救護について、日高郡町村(以下「甲」という。)と日高医師会(以下「乙」という。)の間に おいて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、救助法に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助について、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護計画)

- 第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する 医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
- 2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。 (救護班の派遣)
- 第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、和歌山県に要請し実施するが、和歌山県が実施 しない小災害の場合で実施を要する際は、甲が乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとす る。
- 2 乙は、前項の規定により、要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき救護班を編成し、災害現場等の 救護所に派遣するものとする。
- 3 緊急やむを得ない事情により甲又は和歌山県からの要請を受ける暇がない場合は、乙は救護班を派遣 した後速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(救護班に対する指揮)

- 第4条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。 (救護班の業務)
- 第5条 乙が派遣する救護班の業務は次の通りとする。
- (1)被災者に対する選別
- (2) 傷病者に対する応急処置、及び必要な医療
- (3) 医療機関への転送の要否、及び順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) 助産

(救護所の設置)

第6条 乙が派遣する救護班は、甲又は和歌山県が避難場所、避難所及び災害現場に設置する救護所において医療救護を行う。

(救護班の輸送)

- 第7条 甲は、医療救護活動が円滑できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を取るものとする。 (医薬品等の供給)
- 第8条 甲の要請により乙が派遣する救護班の使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するもののとする。

(収容医療機関の指定)

- 第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。 (報告)
- 第10条 厚生部救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。
- 2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

- 第11条 甲からの要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲へ請求するものとする。但し、和歌山県からの要請に基づき県医師会を通じて乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、和歌山県へ請求するものとする。
- (1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの
  - ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費
  - イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - ウ 収容医療機関の施設等の損傷
  - エ 医療救護班員が医療救護において負傷し疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償
- 2 前項アからウに定める実費弁償の額については和歌山県地域防災計画に定める額とし、エに定める実費弁償の額については、和歌山県町村非常勤職員公務災害補償組合の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

- 第12条 救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
- 2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な処置をとるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定め るものとする。

(有効期間)

- 第15条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から5年間とする。
- 2 協定期間の満了する1ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、協定期間は、その満 了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため本書10通を作成し、甲、乙署名のうえ各自1通を保有する。

#### 平成11年8月1日

#### 甲 御坊市湯川町財部 651

日高郡町村会長 柏木 勉

美浜町長 成瀬峯次

由良町長 中 井 勤

川辺町長 柏木 勉

中津村長 笹 朝 一

美山村長 池本 功

龍神村長 古久保 治 一

南部川村長 山田五良

南部町長 山崎繁雄

乙 御坊市薗 290 番地

日高医師会長 岡 延 哉

### 9.2 災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名	住 所	標榜診療科目	電 話 等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	糖内分代内・消内・呼内・腫内・循内・腎内 (透)・血内・神内・ リウ・膠・小・神精・ 心血外・呼外・脳外・ 消・内分・小外・脳外・ 整・形外・泌・産・放・ 眼・耳・皮・歯外・放・ リハ・救急・麻・病診	(TEL) 073-447-2300 (衛星携帯) 080-2501-7052 (FAX) 073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通四丁目 20	循内・消内・糖内分 内・血内・外・乳外・ 小外・眼・耳・産婦・ 小・泌・腎内・皮・整・ 歯外・放治・放診・脳 外・麻・呼内・心血外・ リハ・神外・精・形外・ 呼外・心内・リウ・漢 内・感内・救急・病診	(TEL) 073-422-4171 (衛星携帯) 090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX) 073-427-2344
地域	御坊	ひだか病院	御坊市薗 116-2	内・小・精・外・脳外・ 整・産婦・泌・耳・眼・ 皮・放・麻・循内・歯 外・形外・リハ・救急	(TEL) 0738-22-1111 (衛星携帯) 080-2522-3590 870-772581475 (FAX) 0738-22-7140

注)区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

### 9.3 災害支援病院

医療圏	医療機関名	住 所	標榜診療科目	電 話 等
御坊	(独)国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	内・呼内・循内・呼外・心血 外・神内・放・外・小・リハ・ 歯	(TEL) 0738-22-3256 (衛星携帯) 090-7489-7855 (FAX) 0738-23-3104
御坊	北出病院	御坊市湯川町財部 728-4	内・外・呼内・循内・糖内・ 血外・腎内(透)・消内・消 外・麻・形外・乳外・肛外・ 整・脳外・リウ・小・小アレ・ リハ・放・泌・歯・歯外・小 歯・矯歯	(TEL) 0738-22-2188 (衛星携帯) 870-776321519 (FAX) 0738-22-2120

- ※ 災害支援病院の指定要件
- ①公的病院で病床数原則150床以上
- ②平常時の概ね1.5倍の入院患者を収容できること
- ③医療救護班の派遣体制

## 9.4 救急告示医療機関

県医務課

(令和2年8月1日現在)

地区	医療機関	住所	電話番号	病床数
	北出病院	御坊市湯川町財部728-4	0738-22-2188	182
<b>2</b> 年日	ひだか病院	御坊市薗116-2	0738-22-1111	400
御坊	整形外科北裏病院	御坊市湯川町小松原454	0738-22-3352	100
	(独)国立病院機構和歌山病 院	日高郡美浜町和田1138	0738-22-3256	310

## 9.5 医師会

県医師会

医 師 会 名	住所	電話	FAX
和歌山県医師会	〒640-8514 和歌山市小松原通1-1県民文化会館内	073-424-5101	073-436-0530
日高医師会	〒644-0002 御坊市薗290	0738-22-3144	0738-23-5472

## 9.6 救護所

川辺地区	日高川町保健センター
	川辺西小学校
	大成中学校
中津地区	日高川町健康管理センター
	日高川町地域交流センター
	中津小学校
美山地区	日高川町保健福祉センター(川上診療所)
	寒川診療所
	寒川多目的施設
	笠松小学校
	上初湯川集会所
	美山中学校

### 消防に関する資料

### 10.1 和歌山県下消防広域相互応援協定

#### 和歌山県下消防広域相互応援協定の一部を変更する協定

平成8年3月1日付けで締結した和歌山県下消防広域相互応援協定(以下「現協定」という。)の一部変 更について次のとおり協定を締結する。

- 1 現協定第1条中「第21条」を「第39条」に変更する。
- 2 現協定第4条第1項中「災害が発生した市町村等」を「災害が発生した地域を管轄する市町村等」に、 「消防長(消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。)」を「長(一部事務組合の管理者を 含む。以下同じ。)又は消防長」に、「消防長に」を「長又は消防長に」に変更する。
- 3 現協定第5条中「消防長」を「長又は消防長」に変更し、同条に次の1項を加える。
  - 3 応援側市町村等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、要請側 市町村等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、前条の応援要請を 待つことなく応援隊を派遣することができるものとする。この場合において、当該応援隊の派遣は、同 条の応援要請により行ったものとみなす。
- 4 現協定第6条中「消防長」を「長又は消防長」に変更する。

この協定の証として、この協定書 34 通を作成し、市町村等において記名押印の上、各自その1 通を保有する。

平成25年9月2日

和歌山市長 大橋建一

海南市長 神 出 政 巳

橋本市長 木 下 善 之

有田市長 望月良男

御坊市長 柏木征夫

田辺市長 真砂充敏

新宮市長 田岡 実千年

紀の川市長 中村順司

岩出市長 中芝正幸

紀美野町長 寺本光嘉

かつらぎ町長 井本泰造

九度山町長 岡本 章

高野町長 木 瀬 武 治

湯浅町長 上山章善

広川町長 白 倉 充

有田川町長 中山正隆

美浜町長 森下誠史

日高町長 中 善 夫

由良町長 畑中雅央

印南町長 日 裏 勝 己

みなべ町長 小 谷 芳 正

日高川町長 市 木 久 雄

白浜町長 井澗 誠

上富田町長 小出隆道

すさみ町長 岩出 勉

那智勝浦町長 寺 本 眞 一

太地町長 三軒一高

古座川町長 武田丈夫

北山村長 奥田 貢

串本町長 田嶋勝正

那賀消防組合管理者

中芝正幸

伊都消防組合管理者

井 本 泰 造

湯浅広川消防組合管理者

白 倉 充

日高広域消防事務組合管理者

中 善 夫

#### 和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、和歌山県域内(以下「県下」という。)において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互間において 締結するものとする。

(対象とする災害)

- 第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。
- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

- 第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等(以下「要請側市町村等」という。)の消防長(消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。)が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等(以下「応援側市町村等」という。)の消防長に対して行うものとする。
- 2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2)被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

- 第5条 応援側市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請けたときは、業務に重大な支障がない限り 応援を行うものとする。
- 2 応援側市町村等の消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側 市町村等の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の消防長が、応援隊の長に対 して行うものとする。

#### (応援隊等の登録)

- 第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。 (経費の負担)
- 第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。
- (1) 応援側市町村等が負担する経費
  - ア 出動隊員の人件費、災害補償費
  - イ 出勤車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
  - ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
  - エ 応援出動中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
  - オ 被服の損料費
- (2) 要請側市町村等が負担する経費
  - ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
  - イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
  - ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
  - エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等(応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。)
  - オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
  - カ その他、応援活動中に要した諸経費
- 2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

#### (情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供 するものとする。

#### (実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長(消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあっては、消防事務担当課長)が協議して定めるものとする。

#### (疑義)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のう え決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書58通を作成し、市町村等において各1通を保有するものとする。

平成8年3月1日

和歌山市長 尾崎吉弘

海南市長 石田真敏

橋本市長 北村 翼

有田市長 中本重夫

御坊市長 柏木征夫

田辺市長 脇中 孝

新宮市長 岸 順 三

下津市長 橋 爪 麟 兒

野上町長 黒西健司

美里町長 小馬場 俊 彦

打田町長 根来公士

粉河町長 岡 正 之

那賀町長 東 健 兒

桃山町長 山下忠男

貴志川町長 中村慎司

岩出町長 中村隆行

かつらぎ町長南衛

高野口町長 松本一郎

九度山町長 奥野恒太郎

高野町長 西田正弘

花園村長 部 矢 敏 三

湯浅町長 妻 木 尚 武

広川町長 石原久男

吉備町長 平松貞昭

金屋町長 熊ノ郷 健

清水町長 川原淳造

美浜町長 成瀬峯次

日高町長 志賀政憲

由良町長 中 井 勤

川辺町長 柏木 勉

中津村長 笹 朝 一

美山村長 池本 功

龍神村長 古久保 治 一

南部川村長 山田五良

南部町長 山崎繁雄

印南町長 大谷泰治

白浜町長 眞鍋清兵衛

中辺路町長 廣畑一夫

大塔村長 松本善美

上富田町長 山根好一

日置川町長 三 倉 重 夫

すさみ町長 桂 功

串本町長 岸谷 昇

那智勝浦町長 湯 浅 昌 治

太地町長 濱中節夫

古座町長 城 盛 治

古座川町長 田中誠也

熊野川町長 宮本留雄

本宮町長 中山喜弘

北山村長 三谷雄明

野上美里消防組合管理者

黒 西 健 司

那賀郡消防組合管理者

中村隆行

伊都消防組合管理者

南衞

有田消防組合管理者

平 松 貞 昭

湯浅広川消防組合管理者

妻 木 尚 武

日高広域消防事務組合管理者

志 賀 政 憲

大辺路消防組合管理者

桂 功

古座川消防組合管理者

田中誠也

### 和歌山県下消防広域総合応援協定に基づく覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、和歌山県下消防広域相互応援協定(以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、 消防相互応援を円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

(基本計画)

- 第2条 協定に基づく応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防隊の運用を円滑かつ迅速に行うために、協定 市町村等と和歌山県が協力して、和歌山県下消防広域応援基本計画を策定するものとする。
- 2 応援要請、応援部隊編成、応援隊登録及び情報連絡体制等については、和歌山県下消防広域応援基木計画の規定によるものとする。

(費用負担)

- 第3条 協定第8条第1項第1号ウの小修理とは、修理に要する費用が10万円未満の修理とし、それ以上 の費用を要する修理は、大修理とする。
- 2 同項第2号オの賞じゅつ金の金額については、応援側の条例を尊重のうえ両者で協議するものとする。 (疑義)
- 第4条 この覚書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等で協議のうえ 決定するものとする。

平成8年3月1日

和歌山市消坊局長有田市消防長

海南市消防長御坊市消防長

橋本市消防長田辺市消防長

新宮市消防長

那賀町総務課長

下津町消防長

桃山町総務課長

野上町総務課長

貴志川町総務課長

美里町総務課長

岩出町総務課長

打田町総務課長

かつらぎ町総務課長

粉河町総務課長

高野口町総務課長

九度山町総務課長

金屋町総務課長

花園村総務課長

湯浅町総務課長日高町総務課長

広川町総務課長 由良町総務課長

中津村総務課長 白浜町消防長

美山村総務課長中辺路町総務課長

龍神村総務課長

大塔村総務課長

南部川村総務課長

上富田町総務課長

南部町総務課長

日置川町総務課長

印南町総務課長

すさみ町総務課長

串本町消防長

本宮町消防長

那智勝浦町消防長

北山村総務課長

太地町総務課長

野上美里消防組合消防長

古座町総務課長	那賀郡消防組合消防長
古座川町総務課長	伊都消防組合消防長
熊野川町総務課長	有田消防組合消防長
湯浅広川消防組合消防長	
日高広域消防事務組合消防長	
大辺路消防組合消防長	

古座川消防組合消防長

# 10.2.1 人員構成

NV III O A Th	定	数	777 +471 FZ 144		
消防団の名称	職名	人数	管轄区域		
	団長	1			
	副団長	3			
	分団長	8			
日高川町消防団	副分団長	8	日高川町全域		
다 (리) 기판기 (테잉기인	班長	24	口同川町土城		
	副班長	19			
	団員	200			
	計	263			

# 10.2.2 分団及び班編制

名 称	区分	班	管 轄 区 域
日高川町消防団	第1分団	第1班	大字小熊、入野、若野
		第2班	大字土生、鐘巻
		第3班	大字中津川、千津川
	第2分団	第1班	大字山野
		第2班	大字江川
		第3班	大字和佐
		第4班	大字松瀬
	第3分団	第1班	大字玄子、早藤、蛇尾
		第2班	大字平川、三百瀬、伊藤川、藤野川

	第4分団	第1班	大字船津
		第2班	大字西原、高津尾、高津尾川
		第3班	大字姉子、三十木、原日浦、三十井川
	第5分団	第4班	大字佐井、坂野川、大又、老星
		第5班	大字三佐、田尻、小釜本
		第6班	大字上田原、下田原
	第6分団	第1班	大字川原河、上越方、浅間、愛川、皆瀬、弥谷、上初湯川
		第2班	
		第3班	
	第7分団	第1班	大字熊野川、滝頭、初湯川、串本
		第2班	
		第3班	
	第8分団	第1班	大字寒川
		第2班	
		第3班	
- 1	i l		1

# 10.2.3 消防ポンプ自動車等現有数

# (令和5年4月1日現在)

	普通消防	水槽付		はしご付	消防自動	庫	選が 単端 おいま おいま おいま はいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	大型高所	泡原液搬送車	化学	消防車	救急自	指揮車	消防艇	救助工	電源・	小	型動力ポ	シプ	広報車	空気充	資機材搬送車	震災救難車	自動二	小型助 水槽車	移動無線	防災指道	起震車	その他
	防 B1 以上	消防 B1 以	18m 以下	24m 級	30m 級	38m 以上	しご付	所放水車	搬送車	泡消火型	粉末消火型	動車			作車	照明車	ポンプ付	車両に積載	手引動力		填車	搬送車	華	輪車	力ポレプ寸	線電話車	導車		の車両
日高広域 消防事務組合 消防本部	4			104	1924							6	1		2		4			5		4			2				2
川辺	2																8	12											
中津																	6												
美山		3															3	6											
日高川町 (合計)	2	3															17	18											

# 10.2.4 消防水利の現況

# 令和5年4月1日現在

	計	消火栓		防火水	槽 B		井戸	
	A+B+C	A	100㎡以上	60m³以上 100m³未満	40m³以上 60m³未満	20m³以上 40m³未満	С	その他
日高川町	272	134	0	1	112	25	0	0

# 給水に関する資料

## 11.1 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

#### 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部(以下「県支部」という。)及び和歌山県水道協会(以下「県水協」という。)に所属する市町村(以下「会員」という。)が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

#### (組織編成)

- 第2条 県支部内の会員を6ブロック(以下「ブロック」という。)に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック(以下「地区ブロック」という。)を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連絡を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。
- 2 県支部長都市(以下「県支部長」という。)に事務局を設置する。

(応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援内容)

- 第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(要請の方法)

- 第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。
  - (1) 会員はブロックで構成されている代表都市へ応援を依頼する。
  - (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、県文部長へ応援を要請する。
- (3) 県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。
- 2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行

- い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。
- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援職員の派遣)

- 第6条 前条より応援要請をうけた水道事業体は、ただちに応援要請を整え被災水道事業体に協力しなければならない。
- 2 各水道事業体は、応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工器具および緊急資材のほか衣類、食料、日用品等を携行させるものとする。
- 3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。
- 4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援物資等の調査)

- 第7条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を 調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。
- 2 県支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 この要請に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る 人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。
- 2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合における災害補償は、応援会員の 負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。
- 3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災 会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。
- 4 前3項の定めにより難いときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

(訓練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

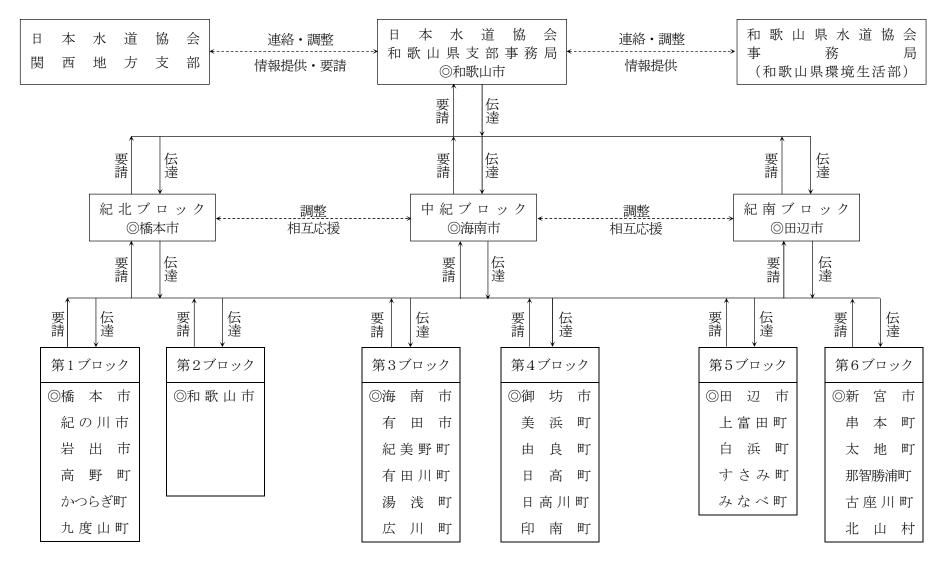
(適用)

第11条 この要綱は、平成8年3月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年1月1日から適用する。

## 別表 1 水道災害に伴う相互応援ブロック組織図



◎代表市

# 応援要請書

# 水道事業体名

# 1. 要請物資・資機材等

必要時間	品目	数量	場所

派遣場所に、地図等を添付すること。

(1) 陸路

(2)海路

3. その他

# 被害状況

水泊	道事業体名	対策本部の
7	報告日時	設置年月日
1	担当課名	連絡先
水道	の被害状況	内 容
	取水場	
場内	浄水場	
	配水池	
	導水管	
管状	送水管	
況	配水管	
	給水栓	
断	水世帯数	断水人口
被害氛	集中・発生地域	
主な活	舌動内容	
その他		
	道の被害	
	罹災世	
	罹災者	纵 :

# 連絡担当部課等調査表

(平成 年4月1日 現在)

連絡担当部課			
	職名		
	氏 名		
<b>演</b> 效害 <b>亿</b> .		勤務時間内	₽
連絡責任者	<b>油</b> 级 生	到7分时间171	FAX
	連絡先	勤務時間外	<b>&amp;</b>
		<b>美</b> 加力でリロノ [*	FAX
	職名		
	氏 名		
回提叫老		共長を□土目目→	<b>₹</b>
同補助者	`击⁄奴 H-	勤務時間内	FAX
	連絡先	#176n+ BB A	吞
		勤務時間外	FAX
備考			

# 応急給水用具調査表

	名 称	(A) 要 量	(B) 個 数	(A) × (B) 水 量	備考
		(トン)		(トン)	
	給 水 車				
		(トン)		(トン)	
	タンク				
	ポリ容器	(0)		(0)	
携行容器	II				
	ポリ袋				
その他					
	船舶	(トン)		(トン)	

(備考) 給水車は、給水タンク専用車とする。

### 災害時における応急対策業務に関する応援協定

日高川町(以下「甲」という。)と日高川町水道協会(以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (要請)

第1条 甲は、災害応急対策業務(以下「業務」という。)のため、資機材及び労力(以下「資機材等」という。)を必要とするときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書(様式1)により、次に揚げる 事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする資機材、車両等の品目、数量及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

### (業務の内容)

- 第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。
- (1) 給水装置の修繕業務(ボールタップを除く。)
- (2) 給水管の止水栓止め、キャップ止め、立水栓仮設置の応急処置工事
- (3) 応急給水業務
- (4)漏水の修繕業務
- (5) その他、甲が必要と認める緊急応急作業

## (乙の責任)

- 第3条 乙は、その所属会員をあらかじめ地区を定めて緊急作業に対応できるよう連絡網を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出し、その承認を得るものとする。
- 2 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由が無い限り、応援を行うものとする。

## (報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書(様式2)により、 次に揚げる事項を明らかにし、速やかに報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出 するものとする。

(1) 応援に従事した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数

- (2)業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(秘密の保持等)

- 第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報について、その漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他 の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、従事者及び従事者であった者に対し、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことを遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙より費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その 費用等を速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 乙又はその指示を受けた所属会員は、第2条に規定する業務により甲又は第三者に損害を与えた ときは、直ちにその損害を負担しなければならない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第9条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙が連絡担当者を定めるものとする。災害が発生した際には 速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第 10 条 甲並びに乙及びその所属会員は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を 行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31口までとし、期間満了1ヶ月前まで に甲又は乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、更に1年延 長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

- 甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160
  - 日高川町長 笹 朝 一 印
- 乙 和歌山県日高郡日高川町大字入野 750-6 日高川町水道協会
  - 会長 山本幸生 印

日高川町水道協会

会長 山 本 幸 生 殿

日高川町長

災害応急対策業務要請書

- 1 災害の状況及び業務内容
- 2 応援を必要とする資機材、車両等の品目、数量及び人員数
- 3 応援を必要とする日時、場所及び期間
  - (1) 日 時
  - (2) 場 所
  - (3) 期間
- 4 現場責任者
- 5 その他必要な事項

(日高川町連絡担当者)

所	属	上下水道課
役職•	氏名	
電話	番 号	0738-22-4814

日高川町長

殿

日高川町水道協会 会長 山 本 幸 生

災害応急対策業務実施報告書

- 1 応援に従事した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数
  - (1) 事業者、現場責任者名

(2) 資機材等の種類、数量及び人員数

2 業務内容及び場所

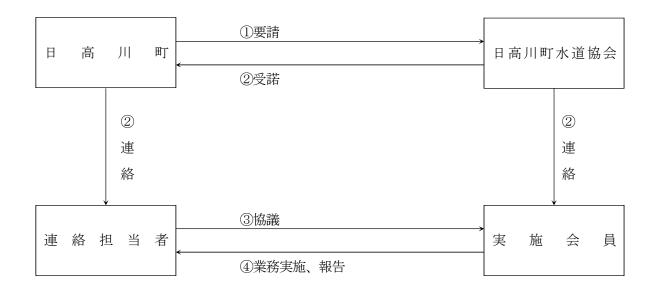
3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

(日高川町水道協会連絡担当者)

氏			名	
電	話	番	号	0738-

## 災害応急対策業務のフロー



# 11.3 給水資機材保有状況

						携	行	容	器					
	ポーリー容 器									ポ リ 袋				
	6 hr	10 <sup>n</sup> y	12""	20 <sup>11</sup> "	23 <sup>11</sup> "	50 <sup>11</sup> y	60 <sup>11</sup> "	500นุ้	5 ""	6 ""	10 <sup>11</sup> "	12 <sup>ŋ,y</sup>	20 <sup>11</sup> "	
日高川町		7	1	6	5	8				1, 960				上下水道課

# 廃棄物処理に関する資料

## 12.1 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

### 無償団体救援協定書

(災害一般廃棄物の収集運搬)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物(以下「災害一般廃棄物」という。)の収集運搬に関して、日高川町(以下「甲」という。)が日高環境衛生協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から災害一般廃棄物の収集運搬について 協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し確認するものとする。

(経費負担)

### 第4条

- 1. 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力に要する一切の経費負担を求めないものとする。
- 2. 乙は甲に対して仮設トイレの寄付及び提供をする。ただし災害時に使用する。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は甲においては日高川町総務政策課 乙においては日高環境衛生協同組合とする。

(その他)

- 第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。 (適用)
- 第7条 この協定は、平成21年2月18日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲 日高川町長 笹 朝 一

乙 日高環境衛生協同組合理事長 龍 田 仙太郎

## 12.2 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

## 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と社団法人和歌山県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙 に協力を要請するための必要な事項を定める。

#### (定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 大規模災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

(2) 災害廃棄物

大規模災害により、倒壊し、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物をいう。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

### (協力要請)

- 第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合(以下「被災市町村」という。)が実施する災害 廃棄物の処理に関し、被災市町村からの協力要請があるときは、乙に協力を要請するものとする。
- 2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただ し、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するもの とする。
- (1) 市町村名
- (2)協力内容
- (3) その他必要な事項

### (災害廃棄物の処理等の実施)

- 第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災 市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理に関する協力を行うものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

- 第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を、乙に提供する。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

- 第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。
- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

- 第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則 として当該処理等に係る被災市町村が負担する。
- 2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員が、そのために死亡し、 負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50 号)その他の法令による。

(連絡窓口)

- 第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
- (1) 甲は、和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課
- (2) 乙は、社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局

(協会員の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員ごとの収集運搬車両 その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認め た場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(他の被災都道府県への応援)

第11条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の都道府県から協力要請があるときは、この協定 に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定を円滑に運用するために、甲が必要と認めたときは、乙及び被災市町村との調整を行うものとする。

(適用)

第14条 この協定は、平成18年7月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。 平成18年7月26日

甲 和歌山県知事 木 村 良 樹

乙 和歌山市小松原通1丁目1番11号 大岩ビル6階 社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会 長 武田全弘

日高川町(以下「甲」という。)と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、平成 18 年 7 月 26 日に和歌山県と乙との間で締結した大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(以下「協定」という。)の規定に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、協定において使用する用語の例による。
- 2 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
- (1) 甲は、日高川町 住民課
- (2) 乙は、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局
- 3 災害廃棄物は一般廃棄物として処理する必要があることから、次のとおり確認する。
- (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)施行規則第2条及び第2条の3の 規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託するこ とができる。
- (2) 甲は、法施行令第4条の規定により、乙の会員の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、当該処分の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を通知(別記様式1)するものとする。
- 4 協定第4条に基づく災害廃棄物の処理等の実施について、甲及び乙は次の措置を講じるものとする。
- (1) 甲は、災害廃棄物の処理のために使用する車両等が明確に識別できるよう、専用ステッカー及び災害派遣等従事車両証明書(別記様式2)を乙及び乙の会員に配布するものとする。
- (2) 甲は、甲が指定する災害廃棄物の仮置場及び集積場を適切に管理し、乙は甲の指示に従い、これに協力するものとする。
- (3) 災害廃棄物の仮置場及び集積場への搬入については、甲が交付した罹災証明書の原本を所持した者に 限るものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、日高川町内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 6 甲は、乙との間で、災害廃棄物の処理等に関する管理委託契約を締結するものとする。
- 7 乙の会員の災害廃棄物の処理については、適正処理の確保及び処理実績の確認のためマニフェスト等 を活用し、乙は取りまとめられた実績等を集約し、甲に報告するものとする。
- 8 協定第7条第2項に定める費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。
- 9 甲は、乙との連携を図るため、災害対策会議及び情報伝達訓練等への参加を乙に要請するものとする。
- 10 乙は、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 11 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

- 甲 日高郡日高川町大字土生 160 日高川町長 市 木 久 雄
- 乙 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル3階一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会長 武田全弘

## 12.3 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

#### 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と一般社団法人和歌山県清掃連合会(以下「乙」という。)とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙 に協力を要請するための必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 大規模災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害のうち、大規模なものをいう。

(2) 災害廃棄物

大規模災害により発生する廃棄物(津波により発生する堆積物を含む。)並びに被災者及び避難者の 生活に伴い発生する廃棄物をいう。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに付随する事項をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合(以下「被災市町村等」という。)が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村等からの協力要請があり、乙の協力が必要なときは、乙に協力を要請するものとする。
- 2 前項の協力要請は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等の文書による要請が困難な場合は、口頭により要請し、後に速やかに文書を送付するものとする。
- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災

市町村等が実施する災害廃棄物の処理に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

### (発災後の情報の提供)

- 第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等の必要な情報を、乙に提供する。
- 2 乙は、協力可能な人員、車両及び資機材の数量を甲に報告する。

### (実施報告)

- 第6条 乙は、災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。
- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

### (費用の負担)

- 第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用については、原則、 当該処理に係る被災市町村等が負担する。
- 2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

### (資機材等の状況報告)

第8条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数量を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

#### (有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

### (連絡窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲においては和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、 乙においては一般社団法人和歌山県清掃連合会事務局とする。 (その他)

第11条 この協定に疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、 定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市南大工町 26 番地 環境会館 3 階 一般社団法人和歌山県清掃連合会 会長 吉 村 英 夫

### 12.4 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

#### 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、 地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)の処理等の協力に関して、次 のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙 に協力を要請するための必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 大規模災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害のうち、大規模なものをいう。

(2) 災害廃棄物

大規模災害により発生する廃棄物(津波により発生する堆積物を含む。)並びに被災者及び避難者の 生活に伴い発生する廃棄物をいう。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに付随する事項をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合(以下「被災市町村等」という。)が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村等からの協力要請があり、乙の協力が必要なときは、乙に協力を要請するものとする。
- 2 前項の協力要請は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等の文書による要請が困難な場合は、口頭により要請し、後に速やかに文書を送付するものとする。
- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災

市町村等が実施する災害廃棄物の処理に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

### (発災後の情報の提供)

- 第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等の必要な情報を、乙に提供する。
- 2 乙は、協力可能な人員、車両及び資機材の数量を甲に報告する。

### (実施報告)

- 第6条 乙は、災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。
- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

### (費用の負担)

- 第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用については、原則、 当該処理に係る被災市町村等が負担する。
- 2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

#### (資機材等の状況報告)

第8条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数量を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

#### (有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

### (連絡窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲においては和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、 乙においては一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会事務局とする。 (その他)

第11条 この協定に疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、 定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市南大工町 26 番地 環境会館 3 階 一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会 会長 青 木 茂 人

大規模災害時における一般廃棄物収集運搬(し尿)及び仮設トイレ設置に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、日高川町において地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、日高川町災害対策本部が設置された場合(以下「大規模災害時」という。)における一般廃棄物の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し、日高川町(以下「甲」という。)、日高環境衛生協同組合(以下「乙」という。)及び一般社団法人和歌山県清掃連合会(以下「丙」という。)との協力事項について定めるものとする。

(業務)

- 第2条 この協定により大規模災害時において甲が乙に協力を要請する業務(以下単に「業務」という。) は、次に掲げるものとする。
- (1) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬作業
- (2) 仮設トイレの設置
- (3) その他甲が必要と認める災害応急作業

(協力の要請)

- 第3条 甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して協力を要請するものとする。
- 2 前項の規定による甲の乙への要請は、丙に対してもなされたものとみなす。

(要請手続)

- 第4条 前条に規定する要請は、要請書(様式第1号)をもって行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに 要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

- 第5条 乙及び丙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとし、実施可能な範囲において直ちに業務の実施体制等を組織し、当該業務を実施するものとする。
- 2 前項の規定により乙及び丙が業務を実施するときは、甲に受諾書(様式第2号)を提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、文書の提出が困難な場合は、口頭で通知し、その後速やかに文書を提出する ものとする。

(実施の報告)

- 第6条 業務が完了したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書(様式第3号)により甲に報告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、文書をもって報告することが困難な場合は、口頭で報告し、その後速やかに 報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により乙及び丙が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとし、その額等

は、当該災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙及び丙で協議の上決定するものとする。 なお、乙が寄付及び無償提供した仮設トイレについては、災害時に使用するものとする。

(災害補償及び損害賠償)

- 第8条 この協定に基づいて乙及び丙が実施する業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。
- 2 この協定に基づいて乙及び丙が実施する業務に従事した者が、本業務において、甲の責に帰さない事由 により第三者に損害を与えたときは、業務従事者の使用者の責任においてその損害を補償するものとす る。

(情報提供)

第9条 乙及び丙は、業務において入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙及び丙は、業務において知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する窓口は、甲においては日高川町住民課、乙及び丙においては日高環境衛生協同組合とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を 通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲、 乙及び丙が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 平成21年12月18日付け甲と乙の間で締結した「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定」 は、本協定締結をもって、廃止する。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保管する。

- (甲) 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地 日高川町長 久留米啓史
- (乙) 御坊市藤田町吉田328番地1 日高環境衛生協同組合 理事長 山 本 弘 幸
- (丙) 和歌山市南大工町26番地環境会館3階 一般社団法人和歌山県清掃連合会 会長 吉村英夫

### バキューム車・ゴミ収集車等応援要請書

- 1. 災害の状況及び業務内容(緊急輸送路の確保・その他)
- 2. 応援を必要とするバキューム車・ゴミ収集車等の車種、台数、人員等

車 種	数量	
規格	数 量 台 数	備考
職種	人 員	

※数量、台数及び人員欄は、総計(延べ)を記入し、備考欄に内訳を記載。

- 3. 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (1) 希望日時
- (2) 希望場所
- (3)期間
- 4. 連絡責任者
- 5. その他必要な事項

年 月 日

住所、氏名

御坊市藤田町吉田 328 番地 1 日高環境衛生協同組合

理事長様

日高川町長

 所属
 日高川町住民課

 市(町)担当者
 氏名

 電話番号

### バキューム車・ゴミ収集車等応援受諾書

- 1. 実施業者
- (1)業者名
- (2) 住所
- (3) 責任者名
- 2. 応援を必要とするバキューム車・ゴミ収集車等の車種、台数、人員等

車 種 規 格 職 種	数 量 台 数 人 員	備考
職種	人 員	

※数量、台数及び人員欄は、総計(延べ)を記入し、備考欄に内訳を記載。

- 3. 応援をする日時、場所及び期間
- (1) 希望日時
- (2) 希望場所
- (3) 期間
- 4. その他必要な事項

年 月 日

日高川町長様

氏名 御坊市藤田町吉田 328 番地 1 日高環境衛生協同組合 理事長

### バキューム車・ゴミ収集車等使用報告書

1. 応援に従事したバキューム車・ゴミ収集車等の車種、台数、人員等

車 種 規 格 職 種	数 量 台 数 人 員	備考
1774 [22]	※使用した総数を記載	
	提出	

※数量、台数及び人員欄は、総計(延べ)を記入。詳細については別紙のとおり

- 2. 業務内容及び場所
- 3. 応援に従事した期間
- 4. その他必要な事項

年 月 日

日高川町長 様

氏名 御坊市藤田町吉田 328 番地 1 日高環境衛生協同組合 理事長

### 12.6 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

### 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と有限会社ワコー産業(以下「乙」という。)とは、地震・風水害等の 災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、日高川町内における災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を 要請するための必要な事項を定める。

#### (定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害被害を生ずるものをいう。

(2) 災害廃棄物

災害により、倒壊、又は焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、瓦、がれき類等、これらの災害に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物をいう。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

### (協力要請)

- 第3条 甲は、甲が実施する災害廃棄物の処理に関し、必要があるときは乙に協力を要請するものとする。
- 2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、 緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。
- (1) 地域
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

#### (災害廃棄物の処理等の実施)

- 第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理に関する協力を行うものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

#### (情報の提供)

- 第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、被災状況及び復旧状況等必要な情報を、 乙に提供する。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な処理業者の状況を甲へ報告する。

### (実施報告)

- 第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。
- (1) 地域
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

#### (費用の負担)

- 第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則 として甲が負担する。
- 2 前項の費用の額については、甲と乙が協議の上決定する。

### (損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき、災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し 又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その 他の法令による。

### (連絡窓口)

- 第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
- (1) 甲は、日高川町役場 住民課
- (2) 乙は、有限会社ワコー産業 リサイクル事業部

#### (状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。 ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

### (他の被災市町村への応援)

第11条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の市町村から協力要請があるときは、この協定に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて 甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、令和2年6月5日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 2年 6月 5日

(甲) 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

日高川町長 久留米 啓史 印

(乙) 日高郡印南町大字美里52番地

有限会社ワコー産業

代表取締役 山本 雅弘 ⑩

### 12.7 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

### 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

和歌山県(以下「甲」という。) と別紙1に定める和歌山県内27市町(以下「乙」という。) 及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「丙」という。) とは、地震、大雨等の自然災害により甲及び乙が管理する下水道管路施設が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいて以下のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲及び乙の管理する下水道法上の下水道管路施設とする。また、集落排水の管路施設についても本協定の対象とし、下水道法第15条の2の規定に準拠するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、丙の甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

(対象)

- 第2条 この協定の対象となる災害は、次に揚げるものとする。
  - (1) 地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地すべりその他異常な自然現象。
  - (2) その他、甲及び乙と丙の協議により定めるもの。

(復旧支援協力の要請)

- 第3条 甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な緊急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。
  - (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃、修繕)。
  - (2) その他甲及び乙と丙の間で協議し必要とされる業務。
- 2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第11条に規定する甲の事務局が甲及び乙の支援協力 要請を取りまとめた上で、協力内容を明らかにした書面により第11条に規定する丙の事務局に要請す る。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後に おいて書面を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

- 第4条 丙は第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。
- 2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあっては、支援の実施は、甲及び乙と丙による協議の上で決定する。

(費用)

第5条 甲及び乙が丙に対して要請した復旧支援協力にかかる費用は、支援を受けた甲及び乙の各々によ

る負担とする。

(報告)

- 第6条 丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力が完了したときは、すみやかに要請者に対して 書面をもって報告を行うものとする。
- 2 丙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な 車両等の機器及び人員について、甲の事務局に対して報告するものとする。また、その内容に変更があ った場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知する ものとする。

(下水道台帳データの提供)

- 第7条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、下に提供するものとする。
- 2 丙は、提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
- 3 甲及び乙は下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新のデータを丙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

- 第8条 丙は甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対して甲及び乙から 提供を受けた電子データを開示することができる。
- 2 支援出動した丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に 使用してはならない。

(情報の保護)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

- 第10条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。
- 2 甲又は乙は、他の協会及び業者等に支援要請した範囲と丙への支援要請した範囲は明確に区別を行う ものとする。

(事務局及び連絡体制)

- 第11条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
  - (1) 甲の事務局は和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課とする。
  - (2) 丙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。
  - (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
  - (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に伝えることとする。

(合同訓練)

- 第12条 甲、乙及び丙について、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
- 3 第1項の合同訓練を実施する場合も第7条第1項及び第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の期間は、協定の締結の日から効力を発現するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

- 第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定 するものとする。
- 2 甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証明するため本書を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年 9月 1日 令和2年11月 5日 一部変更

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

丙 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長 長谷川健司

# 別紙1

# 和歌山県内27市町「乙」

和歌山市長	海南市長	橋本市長	有田市長
御坊市長	田辺市長	新宮市長	紀の川市長
岩出市長	かつらぎ町長	九度山町長	高野町長
湯浅町長	広川町長	有田川町長	美浜町長
由良町長	みなべ町長	白浜町長	上富田町長
那智勝浦町長	太地町長	串本町長	
紀美野町長	日高町長	日高川町長	印南町長

# 12.8 ごみ焼却施設

循環型社会推進課

設 置 主 体	処理能力( t /日)	所 在 地	電話番号
御坊広域行政事務組合	147	御坊市名田町野島2731-4	0738-29-3030

# 12.9 し尿処理施設

設 置 主 体	処理能力(k0/日)	所 在 地	電話番号
御坊広域行政事務組合	131	御坊市熊野1282	0738-22-2504

# 12.10 廃棄物運搬車

	ご み 処 理			し 尿 処 理			
市町村	収集形態	ごみ運搬車(台)	積 載 量 (t)	収集形態	し尿運搬車 (台)	積 載 量 (k0)	
日高川町	直営・委託・許可	5	14	許可	13	36. 8	

# 輸送・交通に関する資料

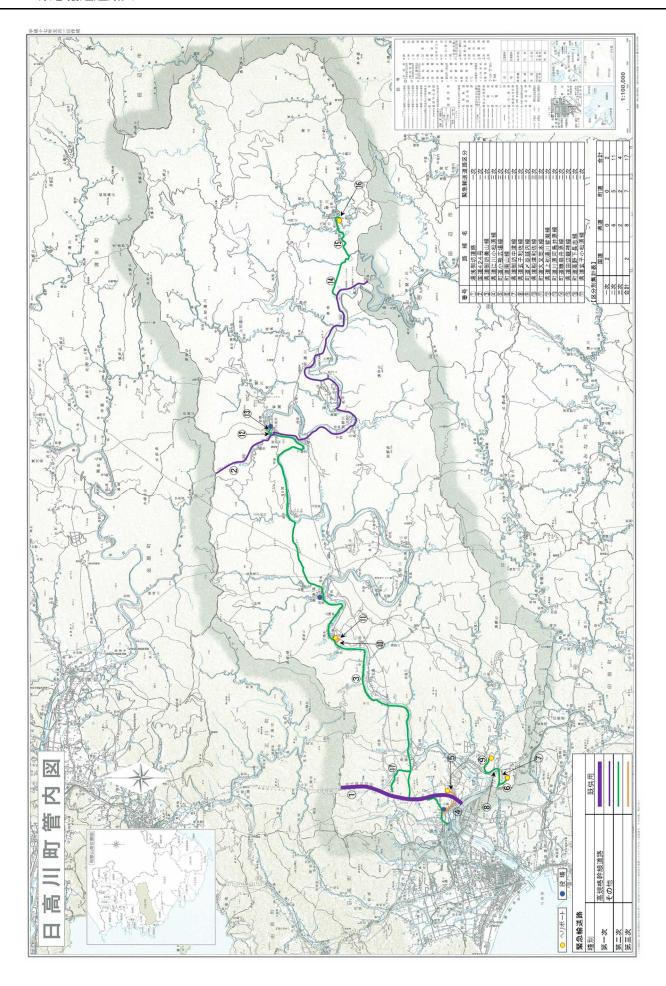
# 13.1 救援物資の集積場所

施設名	所 在 地	電話番号
川辺西小学校体育館	日高川町大字小熊3141	0738-22-1014
日高川町防災センター	日高川町大字小熊3774-1	0738-24-9280
南山スポーツ公園	日高川町大字和佐1030-90	0738-22-9009
かわべテニス公園	日高川町大字和佐2095	0738-53-0234

## 13.2 異常気象時における道路通行規制基準

主要県道(県管理) 県道路保全課

	規制区間		交通量	規制条件(通行止)					
図面対象番号	路線名		延長	7 9 0 T 9 0	気象等	基準値		危険内容	備考
		所 在 地	(km	台/日	連続雨量	時間雨量	気象等観測所		
			)		(mm)	(mm)			
		日高川町川原河					日高川町		
40	<b>佐川七</b> 土 八 (4)	日高川町高津尾	0.4	0.000	100	40	川原河	落石、	
42 御坊美山線		9. 4	2, 268	160	40	高津尾	土砂崩落		
							三十木		



資料13-2

### 建設に関する資料

### 14.1 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

### 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と日高川町建設業協同組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (応援の要請)

- 第1条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務(以下「業務」という。)のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力(以下「建設資機材等」という。)の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書(様式1)により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現地連絡責任者
- (5) その他必要な事項

### (要請する業務)

- 第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。
- (1) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (2) 大規模災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

### (協力の実施)

- 第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員(以下「実施会員」という。)を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書(様式2)により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- (1) 実施会員名
- (2) 建設資機材等の車種、台数、人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項
- 2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。
- 3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建

設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

(業務報告)

- 第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書(様式3)を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2)業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

- 第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
- 2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。
- 3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して 定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するととも に、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては日高川町助役、乙においては日高川町建設業協同組合 組合長理事とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成18年9月1日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

- (甲) 日高川町長 笹 朝 一
- (乙) 日高川町建設業協同組合 組合長理事 更 井 直 次

### 様式1 (第1条関係)

- 1 災害の状況及び業務内容(緊急輸送路の確保、その他)
- 2 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等

資材名 (規格等)	数	量	
機械名(車種、規格)	台	数	備考
職種	人	員	

※数量、台数及び人員欄は、総計(延べ)を記入し、備考欄に内訳を記載。

- 3 応援を必要とする日時、場所及び期間
  - (1) 希望日時
  - (2) 希望場所
  - (3) 期 間
- 4 現地連絡責任者
- 5 その他必要な事項

平成 年 月 日

日高川町建設業協同組合組合長理事 更井 直次 様

日高川町長 笹 朝一

担当者	所 原	禹 日	高川	町	建	設	課	
	<u> </u>	<u> </u>						
	電話番号	<u> </u>						

74	1. V/m LV/m L L L/m			
<b>建</b> 記	<b>投資機材等応援受諾書</b>			
1 実施会員				
(1) 実施会員名				
(2) 住 所				
(3) 責任者名				
2 応援する建設資機材等の車種、台数、	人員等			
資材名 (規格等)	数量			
機械名(車種、規格)	台数	備	考	
職種	人員			
<b>いが</b> 日	イ ゕ\ よニコ :			
※数量、台数及び人員欄は、総計(3	些へ) を記入し、 偏考欄に	内訳を記載。		
3 応援する日時、場所及び期間				
(1) 日 時				
(2) 場 所				
(3) 期 間				
4 その他必要な事項				
		平成	年 月	日
日高川町長 笹 朝一 様				
	日高川	町建設業協同総	組合	
	組合長理	理事 更井 [	直次	

### 建設資機材等使用報告書

1 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等

資材名 (規格等)	数量	
機械名(車種、規格)	台 数	備考
職種	人員	
	※使用した資機材の	
	総数量を記載してく	
	ださい。	
	(詳細は、別紙によ	
	り提出してくださ	
	ν <sub>0</sub> )	

※詳細については、別紙のとおり。

- 2 業務内容及び場所
- 3 応援に従事した期間
- 4 その他必要な事項

平成 年 月 日

日高川町長様

日高川町建設業協同組合

実施会員

○○建設

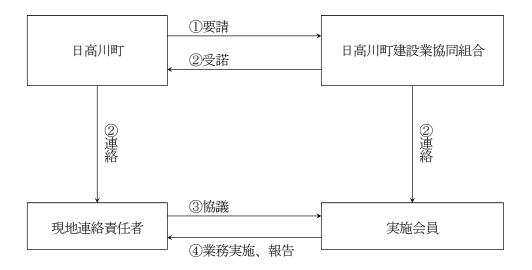
代表取締役社長 〇〇 〇〇

実施会員	住	所	
		_	
	比	名	
	電話	番号	

### 建設資機材等使用明細書

月日	作業開始作業終了	資材名 機械名(車種) 職 種	規格	使用数量	単位	備	考

# 応急対策業務のフロー



災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と株式会社キナン御坊営業所(以下「乙」という。)は、地震等の災害時におけるレンタル機材の供給に関して、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、日高川町内に地震災害、風水害等の災害が発生時、又は発生する恐れがある場合 (以下「災害時」という。) に、乙が保有するバックホー、トラック (クレーン付)、油圧ブレーカー、 発電機、その他のレンタル機材 (以下「機材」という。) を甲に提供することについて定め、もって被 害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害時において被害の拡大が予想されると認めるときは、乙に対し、乙の保有する供給が 可能な機材の提供等を要請することができる。
- 2 乙は、前項の協力に対応するため、機材の供給可能な体制を保持するよう努めるものとする。 (要請の手続き)
- 第3条 甲は、前条の要請を行うときは、機材提供要請書(別紙)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに機材提供要請書を乙に提出するものとする。

(機材の運搬、引渡し)

- 第4条 レンタル機材の引渡し場所、運搬経路は、甲、乙協議の上決定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが行う事とする。
- 2 乙は、機材の運搬に当たり、道路の不通等により、提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、機材を確認のうえ引き取るものとする。
- 4 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。

(費用の負担)

第5条 甲は、機材の提供及び運搬に必要な費用を負担するものとし、その額は、乙が通常賃貸している 価格により算出した額とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲、 乙いずれからも申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後についてもこの例によ るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年 3月13日

甲 和歌山県日高郡日高川町土生160番地

日高川町長 久留米 啓史

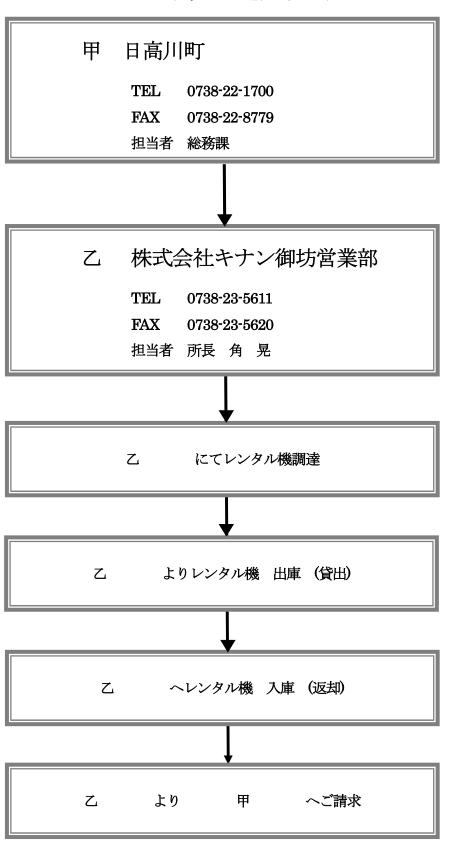
乙 和歌山県御坊市野口513-1株式会社キナン御坊営業所所 長 角 晃

災害対策用機材提供要請書							
年 月 日 会 社 名 株式会社キナン 御坊営業所 担当者氏名							
	日高川町長 「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に基づき、下記のとおり、災害対策用機械 ・機器の提供を要請します。						
要請日時	年月	日から別途	指示がある日まで				
引渡し先	和歌山県日高郡日高川町	ſ		現場			
災害の状況							
要請の内容							
	要請	機械・機器	<b>骨の種類・台数</b>				
幾柄	成・機器名	台数	機械・機器名	台数			
<ul><li>□ バックホー</li><li>□ トラック (ク</li><li>□ 油圧ブレーカ</li><li>□ 発電機</li><li>□ その他</li></ul>							
要請の理由				·			
甲の連絡窓口	総務課 TEL:0738(22) 担当者:	1700	FAX: 0738 (22) 8779				
乙の連絡窓口	御坊営業所 TEL:0738(23) 担当者:	5611	FAX: 0738 (23) 5620				
(備考欄)							

※甲:要請元、乙:要請先

# 災害発生時のレンタル機械調達体制

( 現地より連絡の流れ )



### その他協定書

### 15.1 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

### 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と関西電力送配電株式会社(以下「乙」という。)は、平成26年2月25日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」及び令和2年4月9日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書についての覚書」について、これらの契約を破棄し、新たに地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保及び使用に関し、次のとおり協定する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲が所有し管理する土地で、乙の災害復旧活動(工事用資機材の設置を含む。)に供する土地(以下「災害復旧用オープンスペース」という。)として確保し、電気・通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

### (災害復旧用オープンスペース)

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

### (使用要請)

第3条 乙が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、様式1の書面により使用要請を 行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに様式1の書面を提出 するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

### (使用方法)

- 第4条 乙は、災害復旧用オープンスペースを同時期に他所と共同で使用する場合は、甲、乙が協議のうえ、 使用範囲・方法等を定めるものとする。
- 2 乙は、災害復旧用オープンスペース内の施設(以下「施設」という。)の使用を必要とする場合には、 甲と協議して使用内容・期間等を定めるものとする。
- 3 乙は災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と 協議のうえ、自己の責任と負担において設置できるものとする。

### (無償使用)

第5条 甲は、災害復旧用オープンスペース及び施設を、乙に無償で使用させるものとする。

### (原状回復)

第6条 乙は、災害復旧用オープンスペース又は、施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第3項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

#### (損害賠償)

第7条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者 又は第三者に損害をおよぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

### (協議事項)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して 定めるものとする。

### (有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、その効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年7月13日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地

日高川町長 久留米啓史

乙 和歌山県和歌山市岡山丁 40 番地 関西電力送配電株式会社 和歌山支社 理事 支社長 西 上 宏 明

別表 災害復旧用オープンスペース一覧表 令和4年6月3日現在

No.	名 称	所 在 地	面積	所有・管理者
1	南山スポーツ公園(駐車場)	日高川町和佐 1030-90	<b>7</b> ,911 m²	
2	南山スポーツ公園(野球場)	日高川町和佐 1030-90	11,840 m²	
3	南山スポーツ公園(サブグラウンド)	日高川町和佐 1030-90	6,274 m²	
4	玄子広場(野球場) 日高川町玄子 625-4		8,240 m²	日高川町
5	川辺若者広場 (野球場・駐車場)	日高川町和佐 2136	10,000 m²	
6	中津川広場	日高川町中津川 1357-1	5,020 m²	
7	小熊広場	日高川町小熊 6335	12,000 m²	

平成 年 月 日

様

要請者

住 所:

氏 名: 印

災害時における災害復旧用オープンスペース災害復旧用オープン使用要請書

平成 年 月 日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する「協定書」に 基づき、下記のとおり使用を要訪します。

記

1. 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

### 2. 要請地

要請地	所在地	面積	所有者	備考
(名称)		(m <sup>2</sup> )	管理者	

3. 連絡先

以上

### 防災関係の協働事業に関する協定

日高川町(以下「甲」という。)と、紀州農業協同組合(以下「乙」という。)は、日高川町内における 災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙に対し協力を要請して、地域防災活動に 関する協働事業を実施するものとする。

#### (防災啓発事業)

- 第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。
- (1) 甲が乙へ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。
- (2) 甲が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。
- (3) 乙は、必要と認める場合には、甲が実施する防災訓練に参加すること。

### (災害応急対策事業)

- 第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。
- (1) 乙は、災害により JA の所在する地域の NTT 回線等が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、JA の来所(店)者に対し、災害伝言ダイヤル等の周知を行うものとする。
- (2) 乙は、災害発生時に、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。
- (3) 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。
- (4) 乙は、所在する地域における防災情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

### (救援物資の調達)

- 第4条 甲は、日高川町地域内における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し物資の調達を要請できるものとし、乙は、乙が調達可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。
- (1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材及び各種道具類等とする。
- (2) 調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただしその暇がないときは口頭によることができるものとし、その後速やかに別記第1号様式により、要請するものとする。
- (3)物資の取引価格は、災害発生時前の価格によるものとし、甲は乙と協議の上、物資の引き渡し後、 乙に代金を支払うものとする。

- (4)物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。
- (5) 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする

(救援物資等の集積及び車輌の提供)

- 第5条 甲は、日高川町地域内において災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、乙に次の協力を要請することができる。
- (1) 救援物資等の一時集積場所〈総合選果場等、集積に適した場所〉の提供
- (2) 各避難所等への救援物資等の搬送車輌の提供

(防災訓練及び教育)

第6条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう相互に協力する とともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努め るものとする。

(乙への支援)

第7条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うものとする。

(甲乙の連携)

第8条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

(協定の細目)

第9条 第2条から第5条までに定める事業を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に 関する情報について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成26年6月4日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 紀州農業協同組合 代表理事組合長 久 保 秀 夫 別記第1号様式(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

紀州農業協同組合

様

日高川町長

# 災害救助に必要な物資の調達の要請について

防災関係の協働事業に関する協定第4条第2号の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

## 要請する物資

品目	数量	搬入希望場所
	田田	品 目 数 重

担当	:			
電話	:			

別記第2号様式(第4条関係)

第 号年 月 日

日高川町長 様

紀州農業協同組合

# 災害救助に必要な物資の調達の要請について

防災関係の協働事業に関する協定第4条第5号の規定に基づき、下記のとおり物資を収納 しましたので報告します。

記

## 収納した物資

収納期日	品目	数量	搬入場所
年月日			

担当	:			
電話	:			

#### 災害発生時における LP ガス等の供給に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と和歌山県LPガス協会日高支部日高川町事業部(以下「乙」という。)は、災害が発生し、日高川町に災害対策本部が設置された場合において、甲が乙に対して要請するLPガス、応急対策用資機材その他必要な物品で、乙が供給可能なもの(以下「LPガス等」という。)の供給に関する協定を次のとおり締結する。

(定義)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、LP ガス等の確保が必要と認めるときは、乙に対して供給を要請することができるものとする。

(実施)

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施する ものとする。

(要請の手続き)

- 第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、様式第1号を乙に提出するものとする。ただし、緊急 を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により乙又は乙の会員に要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。
- 2 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。
- 3 LP ガス等の引渡場所は、甲の要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣してLP ガス等を確認の上、引き取るものとする。
- 4 乙はLPガス等を納品した場合は、速やかに様式第2号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 本協定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における甲の調達価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(会員名簿の提出)

第6条 乙は、甲に会員名簿を提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものと する。

(連絡窓口)

第7条 本協定に関する連絡窓口は、様式第3号により双方通知するものとし、変更があった場合について も同様とする。 (協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもって行わない限り、期間満了の翌日からさらに1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めにない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する ものとする。

平成26年8月4日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山県日高川町三百瀬 456 番地和歌山県 LP ガス協会日高支部日高川町事業部長 西 修 二

(4 条関係)
•

 第
 号

 年
 月

 日

団体名

代表者 様

日高川町長 市木 久雄

## 災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物品

調達希望年月日	調達要請品目	調達要請数量	搬入希望場所

担当:

電話:

 第
 号

 年
 月

 日

日高川町長 様

団体名 代表者

災害救助に必要な物資の調達報告について

災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり 物資を納品しましたので報告します。

記

納品した物品

納品年月日	納品品目	納品数量	搬入場所

担当:

電話:

年 月 日

## 連絡体制表

## 甲:日高川町

		連	絡	先		
+口 77 ∋田	<b>∳</b> /◇ <b>ጃ</b> 女言田				TEL	0738-22-1700
担当課	総務課				FAX	0738-22-8779

## 乙:和歌山県LPガス協会日高支部日高川町事業部

	連	<u> </u>	絡	先	
会社名	西商店			TEL	0738-52-0040
会社名	岡ガス商会			TEL	0738-53-0118
会社名	加藤善商店			TEL	0738-54-0154
会社名	高由商店			TEL	0738-54-0012
会社名	(株)旭屋			TEL	0738-56-0231
会社名	三尾屋			TEL	0738-58-0003

#### 防災 AR システム利用に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)及び一般社団法人 全国防災共助協会(以下「乙」という。)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は協働して、甲の住民に対し、甲の気象情報、地震津波情報及び災害時における避難場所 など必要な防災情報(以下「防災情報等」という。)の提供を行い、防災意識の向上及び減災対策に 取り組むことを目的とする。

(本協定における取組み)

- 第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
- (1) 甲は、防災情報等を乙に提供し、乙は、端末装置(スマートフォン)により利用することができる防災 AR システム(以下「本システム」という。)において、当該防災情報等を平常時から掲載し、甲の住民等に広く周知する。
- (2) 甲及び乙は、本システムの導入にあたり、甲の住民に対し説明用パンフレットを作成し、配布するものとする。
- (3) 前2号の取組みの具体的な内容については、甲及び乙の両者の協議により決定するものとする。
- (4) 甲及び乙は、第1号及び第2号の事項が円滑に遂行するようにお互いの窓口となる連絡先及び担当者 名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
- (5) 本システムは、甲の住民への防災情報等の提供を主目的とするが、利用状況下が災害時など緊迫した 状況時における本システムの稼動状況及び防災情報等の信頼性については、甲及び乙は責任を負わな い。また利用者にもその旨を周知徹底するものとする。
- (6) 本システムにより、企業等の広告情報を提供する場合は、別途、甲の承認を得た「広告掲載要綱」等 を乙が取り決め、その内容を満たすものとする。

(責任の範囲)

- 第3条 本協定における責任の範囲については次のとおりとする。
- (1) 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの何らかの苦情及び問題(以下「苦情等」という。) が発生した場合は、直ちに当該苦情等の解決のために対応するものとする。
- (2) 甲は、乙に提供した防災情報等に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- (3) 乙は、前号以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

(費用)

第4条 甲は、本システムの導入及び稼動に伴う費用については無償とする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、甲から提供があった防災情報等については、本協定の目的を達成するため以外に使用しては

ならないものとする。また、当該防災情報等を第三者に漏らしてはならない。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から本協定を終了する旨について書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年2月23日

甲 和歌山県県日高郡日高川町大字土生 160 日高川町長 市 木 久 雄

乙 滋賀県大津市一里山 1-16-1 一般社団法人 全国防災共助協会 代表理事 池 光 博 明

#### 「道の駅」防災利用に関する基本協定書

国土交通省近畿地方整備局(以下「甲」という。)、和歌山県(以下「乙」という。)及び紀南地域市町村(田辺市、新宮市、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町。以下「丙」という。)は、当該地域における「道の駅」について、防災(災害復旧、救助・救援活動を含む)に関する利用について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、和歌山県紀南地域内における「道の駅」の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される台風による豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的でかつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的とする。

(防災利用の内容)

- 第2条 丙は、災害発生時において、その管理する「道の駅」の施設を防災活動への利用に努めるものと する。
  - (1) 道路に関する通行情報、被災情報の提供
  - (2) 道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
  - (3) 住民が避難・休憩するための施設の提供、救援物資の提供・保管、その他防災活動を支援するための業務
- 2 甲及び乙は、丙の行う前項に規定する業務が効率的かつ迅速に行えるよう支援するものとする。 (防災活動への平素からの取り組み)
- 第3条 甲、乙及び丙は「津波防災の日」(毎年11月5日) における防災啓発活動をはじめ、平素から地域住民と協働して「道の駅」の防災活動が効率的かつ迅速に行えるよう努めるものとする。 (その他)
- 第4条 本協定に関する手続き及び活動費用等については、別途定めるものとする。 (協定の変更)
- 第5条 この協定は、変更の必要が生じた場合には甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書14通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自1通保有する。

平成27年11月17日

国土交通省

近畿地方整備局長 山 田 邦 博

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

田辺市長 真砂充敏

新宮市長 田岡 実千年

みなべ町長 小谷芳正

日高川町長 市 木 久 雄

白浜町長 井 澗 誠

上富田町長 小出隆道

すさみ町長 岩田 勉

那智勝浦町長 寺本眞一

太地町長 三軒一高

古座川町長 武田丈夫

北山村長 奥田 貢

串本町長 田嶋勝正

#### 災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と和歌山弁護士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者等を 対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、日高川町内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、被災者等に対する法律相談その他の支援活動を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (法律相談会の実施)

- 第2条 甲は、災害発生時において、必要があると判断したときは、被災者等に対する法律相談会(以下「相談会」という。)を開催する。
- 2 乙から甲に対して相談会開催の要請があり、甲がその必要性を認めたときも、前項の例による。
- 3 前2項いずれの場合も、相談会の開催日時、場所等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

#### (相談会の場所の確保及び広報)

第3条 甲は、相談会を開催する場合、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

#### (従事者の派遣)

- 第4条 甲は、相談会を開催する場合、乙に対し、法律相談業務に従事する弁護士(以下「従事者」という。) の派遣を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに従事者を選定し、相談会に派遣するものとする。

#### (経費負担)

第5条 甲は、乙に対し、この協定に基づく相談会開催にあたり乙の会員の活動に要する経費その他の経費は、災害発生後相当期間は支弁しないものとする。ただし、その後については、甲乙協議の上決定する。

#### (相談会の結果報告)

第6条 乙は、相談会における相談件数及び相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告する ものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に違反しないものとする。

#### (災害ADRの実施)

第7条 乙は、被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進 に関する法律に基づく民事紛争解決手続(以下「災害ADR」という。)を行う場合において、開催場所 の確保等の必要があるときは、甲に対し、協力を要請することができる。

#### (災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力)

- 第8条 甲は、前条の要請を受けた場合、災害ADRの開催場所の確保等に協力するものとする。
- 2 甲は、乙が行う災害ADRの広報(災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等) に協力するものとする。

#### (県との連絡調整)

第9条 災害ADRの開催にあたり、県との連絡調整が必要な場合、甲は乙に協力するものとする。

#### (平時における連携)

第10条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備えるため、担当窓口の連絡先の交換等を行い、平時から 相互に連携強化に努めるものとする。

#### (有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は 乙から相手方に対して文書による申出がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とす る。

#### (協議解決)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解 決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月16日

甲 和歌山県日高郡日高川町土生160番地

日高川町長 久留米 啓史

乙 和歌山県和歌山市四番丁5番地

#### 災害時における無人航空機の活用に関する協定

日高川町(以下「甲」という。)と株式会社 日進コンサルタント(以下「乙」という。)は、災害時における無人航空機の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害等が発生した場合に、無人航空機(以下「機体」という。)による撮影等の災害応急対策活動により、詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(活動の内容)

- 第2条 甲が乙に対し指示する活動の内容は、日高川町内における機体を活用した被災状況調査(撮影)等とする。
- 2 前項の他、甲が活動に関する具体的な要請を行った場合、乙は要請内容に基づき活動を実施する。 (活動開始の要請)
- 第3条 甲は、町内に災害が発生し、又は重大な被害が発生する恐れがある時には、被害状況に応じて書面 又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。
- 2 乙は、要請を受けた場合、直ちに活動を実施するものとする。
- 3 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに担当技術者を定めるものとする。

(撮影等に関する指示)

第4条 活動の要請は、日高川町職員のうち甲が指定する者(以下「指示者」という。)が行うものとし、 乙はその指示に従うものとする。

(実施体制)

第5条 災害等が発生し活動開始の指示を受けた場合には、乙は、甲に連絡体制、人員の確保の可否、機体の状況、天候等を速やかに報告するものとする。

(活動の実施報告)

第6条 乙は、活動の完了後、開始時間・終了時間及び人員体制・使用した資機材等の内訳について書面により速やかに甲へ報告するものとする。

(契約の締結)

- 第7条 甲は、第3条に基づき、乙が活動を開始したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。 (費用の請求)
- 第8条 乙は、活動の完了後、当該活動に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、第8条の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第10条 活動の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。
- 2 活動の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした時、又は機体等に損害が生じた時は、乙は、その事実を直ちに甲へ電話、メール等にて報告するとともに遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

(航空法における許可等)

- 第11条 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、乙は、機体の航行の 安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう、乙は必要な安全確保を自主的に行うものとする。
- 2 航空法の許可・承認の申請手続き等については、甲乙は協力して事務手続きにあたるものとする。 (防災訓練の参加)
- 第12条 第2条活動の内容で定める被災状況調査等、災害応急対策活動を円滑に行うため、甲は乙に対し 甲の実施する訓練への参加を要請することができるものとする。
- 2 甲の実施する訓練において、乙は機体の訓練撮影飛行を実施することとする。
- 3 訓練に関する費用は乙の負担とする。

(甲乙間の連絡窓口)

第13条 甲乙間の連絡窓口(氏名、役職、平日昼夜・休日の連絡先(携帯電話、メール等))は、甲乙間で別途指定する連絡表にて共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

(安全の確保)

第14条 乙は、活動にあたっては、労働基準法等関係法令を遵守し、技術者の安全確保に努めなければな らないものとする。

(有効期間)

- 第15条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲又は 乙から相手方に対して書面による申出がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。 (協定の解約)
- 第16条 甲若しくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解除 することができるものとする。
- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報若しくは会社更生法・民事再生法の申請等があった場合又 は協定の履行にあたり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除す ることができる。

(その他)

第17条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 令和2年6月8日

- 甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地 日高川町長 久留米 啓史
- 乙 和歌山県日高郡日高川町大字高津尾1077番地株式会社 日進コンサルタント代表取締役 柏木 一夫

#### 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

日高川町(以下「甲」という。)と紀南段ボール株式会社(以下「乙」という。)及び、Jパックス株式会社(以下「丙」という。)は、災害発生時における応急生活物資(以下「物資」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

#### (協力の要請及び受諾)

- 第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書(様式第1号)により、乙 及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その 後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

#### (物資の種類)

- 第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 暖段はこベッド(段ボール製簡易ベッド)
  - (2) 段ボール製シート
  - (3) 暖段まじきり(段ボール製間仕切り)
  - (4) その他乙及び丙の取扱商品

#### (手続等)

- 第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもって これを確認させ、受け取るものとする。
- 2 乙及び丙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑 に進むよう努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書(様式第2号)により甲に報告するものと する。

#### (物資の回収)

第5条 乙及び丙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

#### (経費の負担)

- 第6条 甲は、乙及び丙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用に ついて負担するものとする。
- 2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

(経費の支払)

第7条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、 連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、 必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を 所持する。

令和2年10月1日

- (甲)和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地 日高川町長 久留米 啓史
- (乙)和歌山県田辺市秋津町185番地 紀南段ボール株式会社 代表取締役社長 江川 信也
- (丙) 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号 Jパックス株式会社 代表取締役 水 谷 嘉 浩

年 月 日

社 名

代表者 様

日高川町長

## 救援物資供給要請書

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を 要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(日高川町連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

年 月 日

日高川町長様

社 名代表者

# 救援物資供給完了報告書

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

数量	搬送日時	搬送場所	備考
	数量	数量 搬送日時	数量 搬送日時 搬送場所

連絡担当者)

所	属	
職名・氏名		
電話	番号	

## 条例 - 規則等

### 16.1 日高川町防災会議条例(平成17年5月1日条例第14号)

#### 日高川町防災会議条例(平成17年5月1日条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、日高川町 防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 日高川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 日高川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うこと。 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 和歌山県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項第1号、第2号、第4号及び第7号の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を 妨げない。

#### (専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方 公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が完了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が 防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。